
鎌倉市次世代育成きらきらプラン

Vol.1 計画編

海、山、みどり、自然、歴史、文化・・・

鎌倉らしさの中で

子どもたちの明るい笑顔と元気な声が未来をひらく



平成17年3月

鎌 倉 市

は じ め に

鎌倉市は、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現を目指し「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を策定しました。次代を担う子どもたちが夢をもって健やかに育ち、安心して子育てができるように、平成21年度までの5年間で集中的・計画的に推進する取組を明らかにしたものです。

この計画は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、各自治体に、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するための「次世代育成支援行動計画」の策定が義務付けられたことを受け策定したものです。また、同法では、自治体だけでなく企業にも行動計画の策定が義務付けられており、今後は社会全体で次世代育成が進められていきます。

本市は、この行動計画に沿って、さまざまな計画事業を進めてまいりますが、課題はまだ山積をいたしております。次世代育成支援は、子育て支援を超え、広くまちづくり全般にかかわる大きな課題であり、全庁を挙げた体制のもとに取り組んでまいる所存でございます。

私は、鎌倉を、子どもたちの元気な声が響き、明るい笑顔があふれるまちにしたいと、心から願っております。そして、そのために、今、私たちが求められているのは、子どもを育む環境をより良いものにするための、たゆまぬ努力を続けていくことであり、子どもたちが経験する豊かな毎日が、時を経て、必ずや鎌倉の未来を豊かなものにしてくれると確信いたしております。

子どもは次代への「夢」であり「希望」です。

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、次世代の育成に努めてまいります。

最後になりましたが「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」を策定するにあたり、「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」において、ご審議をお願いしてまいりました。さらに、鎌倉市児童福祉審議会での専門的な立場でのご助言をはじめ、各地域で開催した市民会議や団体別懇談会、意見公募など、多くの市民の皆さまからさまざまな立場で、貴重なご意見・ご要望・ご提言を賜りましたことに深く感謝し、厚く御礼を申し上げます。

平成17年3月

鎌倉市長 石渡 徳一

目 次

第1分冊

Vol.1 計画編

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第2章 計画の考え方	5
第3章 計画の体系	10
第4章 重点課題への取組	11
緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します	12
重点課題1：子育ての経済的負担の軽減を図ります	16
重点課題2：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を 支援する取組を進めます	20
重点課題3：市民との協働による子どもと 子育てを支える地域活動を推進します	23
第2部 事業計画	27
基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり	29
主要課題1-1 情報提供・相談体制の充実	30
主要課題1-2 地域における子育て支援サービスの充実	31
主要課題1-3 保育サービスの充実と多様化	32
主要課題1-4 子育て支援のネットワークづくり	33
主要課題1-5 経済的支援の充実	34
基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	35
主要課題2-1 子どもと親の健康の確保	36
主要課題2-2 食育の推進	37
主要課題2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成	38
主要課題2-4 小児医療の充実	39
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり	40
主要課題3-1 次代の親の育成	41
主要課題3-2 学校の教育環境の充実	42
主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上	43
主要課題3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	44
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	45
主要課題4-1 安心して外出できる環境の整備	46
主要課題4-2 安全・安心まちづくりの推進	47
主要課題4-3 良好な居住環境の確保	48
基本目標5 仕事と子育てが両立できるまちづくり	49
主要課題5-1 多様な働き方のできる環境の整備	50
主要課題5-2 仕事と子育ての両立の推進	51
基本目標6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	52
主要課題6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	53
主要課題6-2 ひとり親家庭への支援の充実	54
主要課題6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実	55
第3部 計画の推進	57
計画の推進体制	59

第2分冊

Vol.2 事業・資料編

第4部 計画事業一覧	61
1 特定14事業	63
2 計画事業及び市民活動事業	65
基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり	65
主要課題1-1 情報提供・相談体制の充実	65
主要課題1-2 地域における子育て支援サービスの充実	66
主要課題1-3 保育サービスの充実と多様化	70
主要課題1-4 子育て支援のネットワークづくり	71
主要課題1-5 経済的支援の充実	72
基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	73
主要課題2-1 子どもと親の健康の確保	73
主要課題2-2 食育の推進	74
主要課題2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成	76
主要課題2-4 小児医療の充実	77
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり	78
主要課題3-1 次代の親の育成	78
主要課題3-2 学校の教育環境の充実	79
主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上	83
主要課題3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	86
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	87
主要課題4-1 安心して外出できる環境の整備	87
主要課題4-2 安全・安心まちづくりの推進	89
主要課題4-3 良好な居住環境の確保	90
基本目標5 仕事と子育てが両立できるまちづくり	91
主要課題5-1 多様な働き方のできる環境の整備	91
主要課題5-2 仕事と子育ての両立の推進	92
基本目標6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	93
主要課題6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	93
主要課題6-2 ひとり親家庭への支援の充実	94
主要課題6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実	95
第5部 現状分析	99
第1章 子どもと子育てを取り巻く環境	101
第2章 女性の就労と子育て	107
第3章 保育の状況	109
第4章 人口の動向	114
第6部 資料	115

第 1 部

總 論

第 1 章 計画の策定にあたって

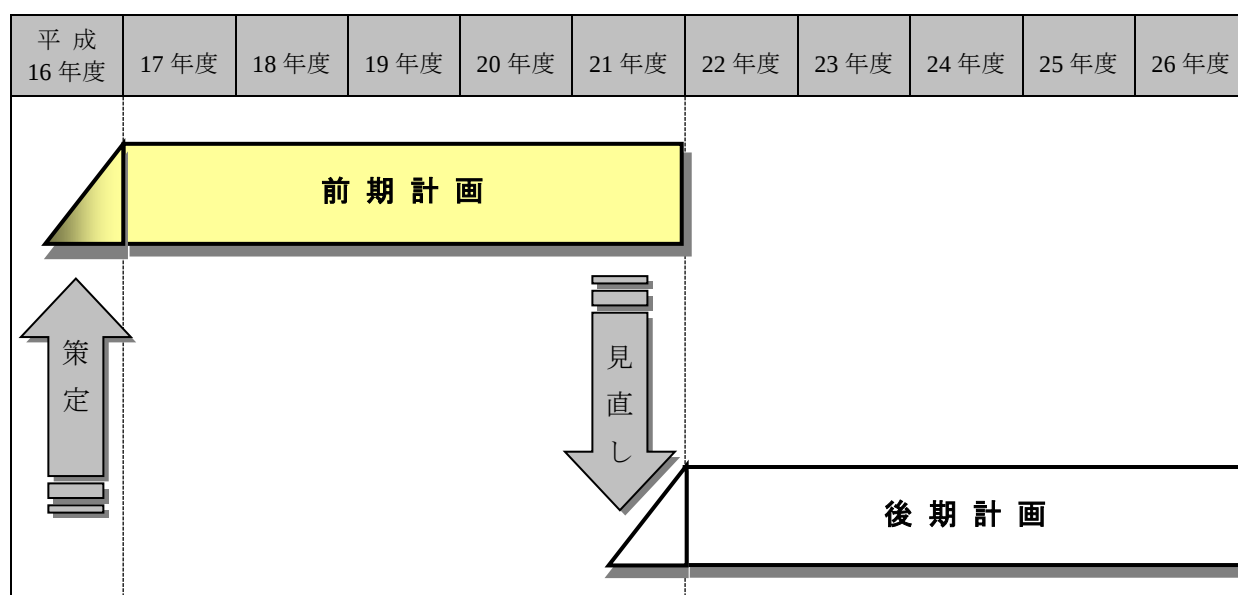
1 計画の趣旨

「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」は、平成15(2003)年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定するもので、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、集中的・計画的に推進する取組を明らかにするものです。

2 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間を前期計画とします。

なお、後期計画は、平成21(2009)年度までに必要な見直しを行い、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までを計画期間とします。

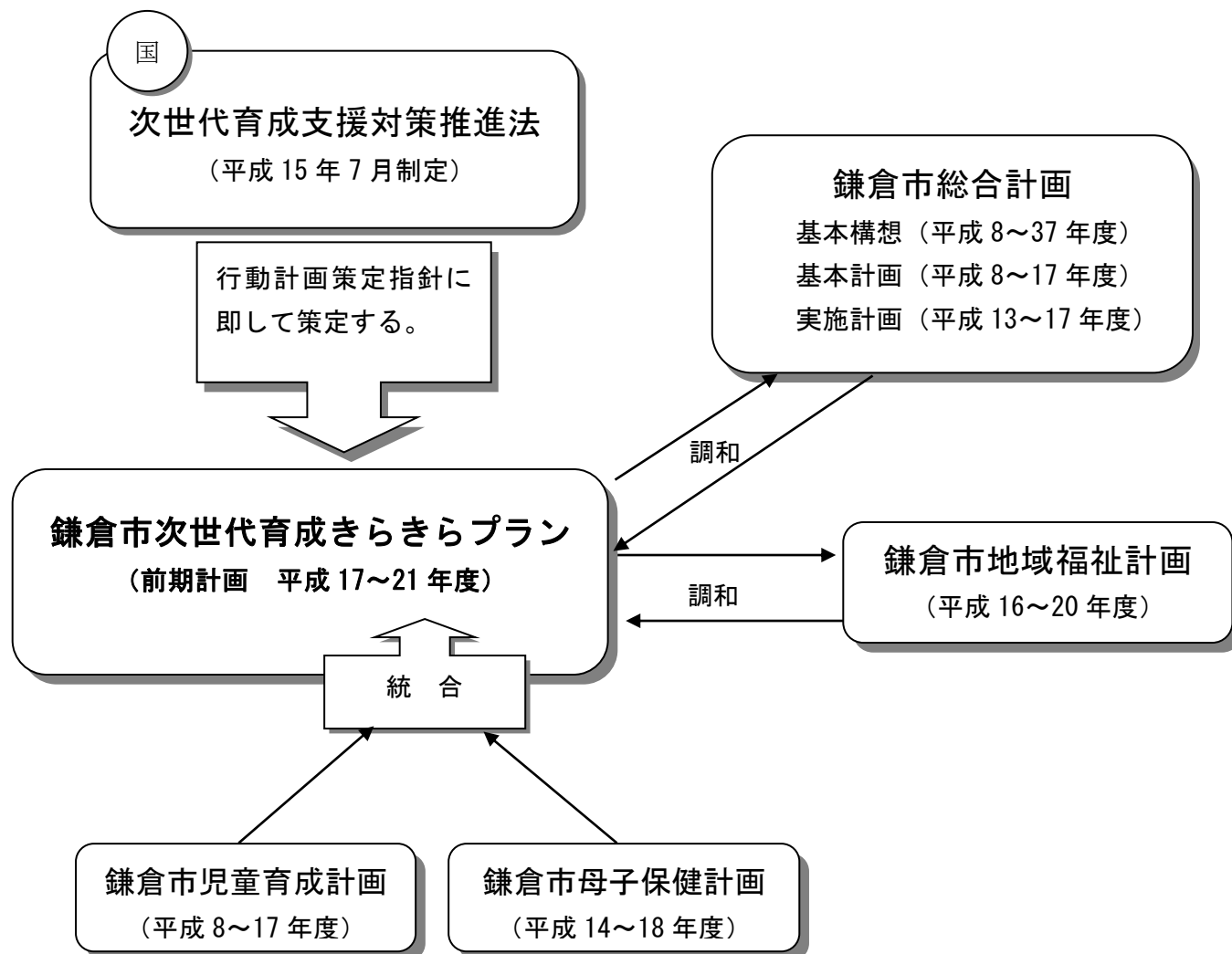


3 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、現行の「鎌倉市児童育成計画」と「鎌倉市母子保健計画」を統合するとともに、「鎌倉市総合計画」及び他の関連計画との調和を保つものとしします。

【 計 画 の 位 置 付 け 】



第2章 計画の考え方

基本理念

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

実現するために

視点1 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じた諸サービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。子どもが自らを大切に、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。

視点2 とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、すべての市民・子育てにかかわるグループや行政、企業が協力し子育て家庭を支えていくことが必要です。すべての市民が、家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。

視点3 とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。こどもは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。併せて、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的信頼を得ることが出来ます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。

国が定めた「行動計画策定指針」の内容に関する事項を踏まえて設定

基本目標

1 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。

4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組みます。

5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

男女がともに協力して子育てできるよう、多様な働き方を選択できるような情報の提供に努めるとともに、労働環境の整備・充実を図るための取組を支援し、意識啓発を進めます。

3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。

6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め取り組みます。

1 基本理念

基本理念

子どもが健やかに育つまち

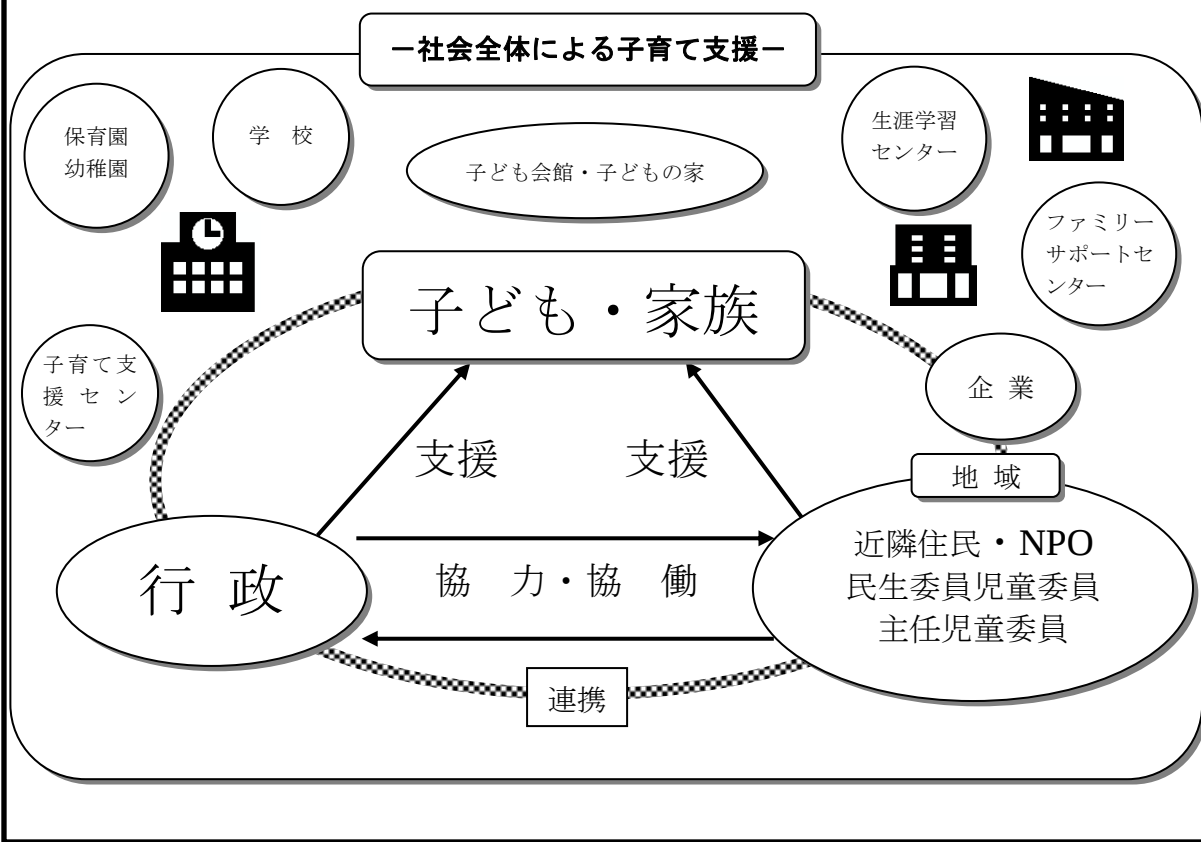
子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

少子化が進む現在、女性の社会進出や、核家族化の進行など、子どもとその家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

地域や職場の人々の理解と協力のもとに生活の多様性を認め、それを維持できるように社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。子どもの意思と権利を尊重し、子どもが育つ力を伸ばすとともに、安心して安全に子どもを生み育てるための支援が必要です。

次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、子育て支援を推進します。



2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本的視点とします。

基本的視点1 健やかに育つ

基本的視点2 とともに育てる

基本的視点3 とともに育つ

基本的視点1 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じた諸サービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。

子どもが自らを大切にし、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。

基本的視点2 とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、すべての市民・子育てにかかわるグループや行政、企業が協力し子育て家庭を支えていくことが必要です。

すべての市民が、家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。

基本的視点3 とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。

また、地域の子育て支援を進めることは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。

併せて、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的信頼を得ることができます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。

3 基本目標

国の策定指針を踏まえ、3つの基本的視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり

基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

基本目標 5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。

基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組みます。

基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。

基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

基本目標 5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

男女がともに協力して子育てができるよう、多様な働き方を選択できるような情報の提供に努めるとともに、労働環境の整備・充実を図るための取組を支援し、意識啓発を進めます。

基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め取り組みます。

第3章 計画の体系

基本理念

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

6つの
基本目標

1 地域で子育てを支援するまちづくり

主要課題

1-1 情報提供・相談体制の充実

1-2 地域における子育て支援サービスの充実

1-3 保育サービスの充実と多様化

1-4 子育て支援のネットワークづくり

1-5 経済的支援の充実

2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

主要課題

2-1 子どもと親の健康の確保

2-2 食育の推進

2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成

2-4 小児医療の充実

3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

主要課題

3-1 次代の親の育成

3-2 学校の教育環境の充実

3-3 家庭や地域の教育力の向上

3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主要課題

4-1 安心して外出できる環境の整備

4-2 安全・安心まちづくりの推進

4-3 良好な居住環境の確保

5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

主要課題

5-1 多様な働き方のできる環境の整備

5-2 仕事と子育ての両立の推進

6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

主要課題

6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

6-2 ひとり親家庭への支援の充実

6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

第4章 重点課題への取組

鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査や次世代育成かまくら市民会議、鎌倉市次世代育成支援対策協議会、団体別懇談会等において寄せられた意見・要望を踏まえ、次の4点を緊急的・重点的な課題として位置付け、積極的な取組を行います。

これらの課題についての考え方や方向性を示し、その解決に向けて個別に事業を進めるだけでなく、横断的対応を図ることにより、さらなる効果をあげることができるよう、積極的に取り組もうとするものです。

重点課題を解決するための方策としては、今回、主要課題ごとに整理したような、各課が個別に実施していく事業については、新たな視点から見直すなどにより効果的な推進を図ることはもとより、さらなる新たな取組について、今後も引き続き検討を重ね、平成18年度からの第3次総合計画基本計画・実施計画との整合を図るなど、積極的に事業を展開していきます。

緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します

重点課題1：子育ての経済的負担の軽減を図ります

重点課題2：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を支援する取組を進めます

重点課題3：市民との協働による子どもと子育てを支える地域活動を推進します

緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します

「^{※1}児童の権利に関する条約」で定められた、子どもにかかわる種々の権利を守るための施策が推進されていますが、現実には、いじめ、暴力、^{※2}虐待など子どもの人権を侵害する行為が存在しています。

人権は、人間としての価値や尊厳を持って生きていく上で不可欠なものです。子どもが一人の人間として人権を擁護されるとともに、自分や他者の「権利」に気づく機会をつくることが重要で、子どもの権利条約の周知・啓発に努めるとともに、命の大切さや生きる喜びを伝えるための取組を推進します。

また、平成 16 年 11 月に^{※3}児童福祉法が改正され、これまでは県の児童相談所に集中していた児童相談を、平成 17 年 4 月からは、まず市町村で受け止めることになりました。^{※4}このため、児童相談窓口を明確にし体制を整備することは、鎌倉市にとって最優先の課題といえます。

併せて、「子ども 110 番の家」、子どもの安全・安心を守るためのマニュアルづくりなどの事業に取り組みます。関係各機関との円滑な連携を取りながらこうした事業を実施することにより、子どもを権利の主体としてとらえ、その自立を支援していきます。

- ※1 児童の権利に関する条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童にまで広げ、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、2002 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。
- ※2 児童虐待防止法の一部改正（平成 16 年 10 月施行）により、児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われることも虐待とする定義の拡大、通告義務の拡大などが盛り込まれました。
- ※3 児童福祉法の一部改正（平成 17 年 4 月施行）により、市町村が児童相談の一義的な窓口となり、県と児童相談所の役割は深刻な事例への対応や市町村の後方支援となります。
- ※4 平成 17 年 4 月 1 日に「こどもと家庭の相談室」を福祉センター 1 階に開設します。（P15 参照）

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

* 0 歳から 4 歳の子どもの親、とくに、生後 4、5 か月までの子どものいる親は、地域から孤立して、ストレスが溜りやすく、場合によっては、児童虐待につながる。

■虐待などに繋がる子育て不安を抱えている家庭、また障害児に対するケアの制度が不十分だと思う。

△子育て支援サービスを受けるのは子ども自身である。子どもの権利を保障する取組が必要。

（注）*は、市民会議の意見 ■は、ニーズ調査の自由記入 △は、団体別懇談会の意見

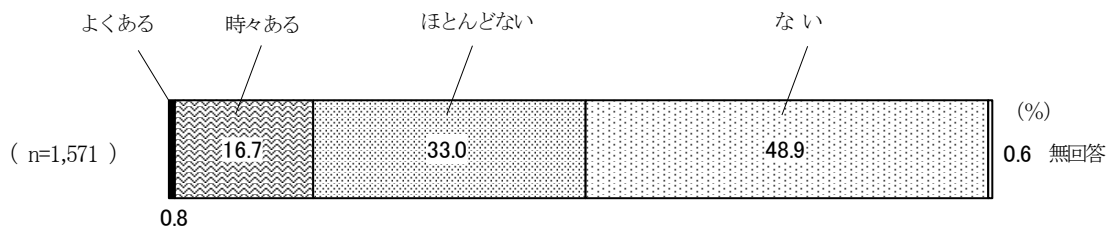
《 子育て支援センターなどに寄せられた相談 》

- 子どもとのかかわりが難しくなって、つい、たたいたりどなってしまう。
- 自分のストレスを子どもにぶつけてしまう。
- 年子の子育てで疲れてしまい自分を抑えられず、子どもの前で叫んだり、子どもの顔をふとんに押し付けたりしてしまう。
- 思い通りに育たなくて、かっとして手を上げてしまう。

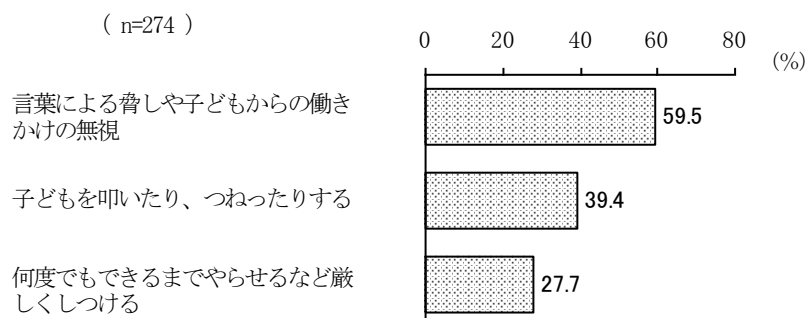
《 子どもの虐待について 》

自分が子どもを虐待していると思うことが「よくある」という人は0.8%で、これに「時々ある」（16.7%）を合わせた＜経験あり＞は17.5%を占めています。

さらに、その＜経験あり＞という人にそう思うのはどのような時かきいたところ、「言葉による脅しや子どもからの働きかけの無視」が59.5%と最も多く、以下「子どもを叩いたり、つねったりする」（39.4%）、「何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける」（27.7%）の順で続いています。



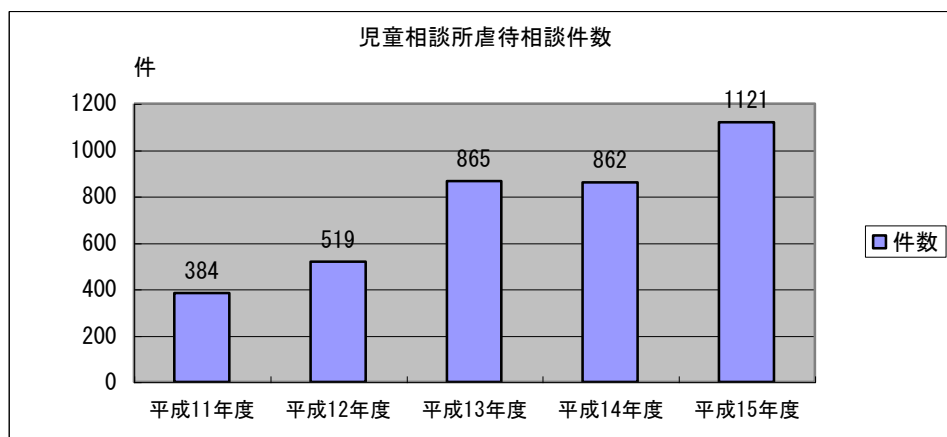
《 虐待の内容 》（上位3位）



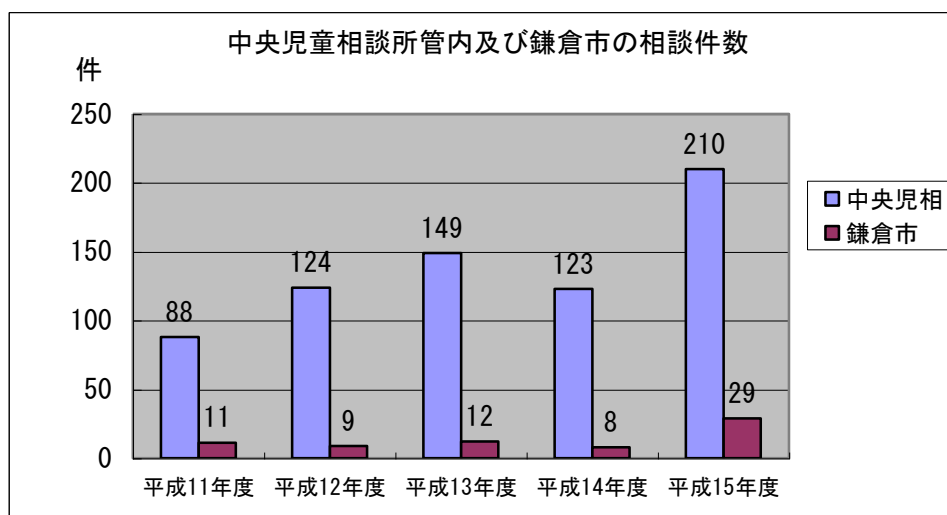
（資料：ニーズ調査「就学前児童調査」）

《 神奈川県児童相談所虐待相談件数 》

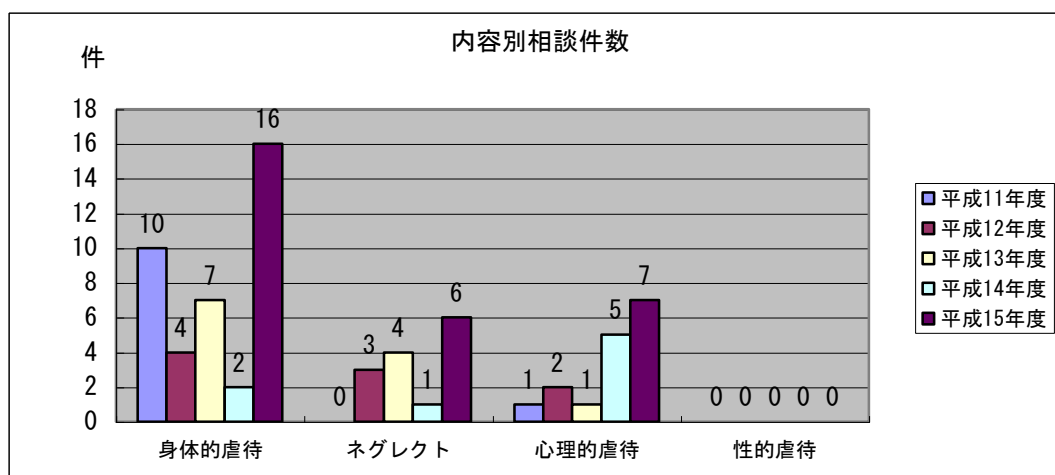
1 県年次推移



2 県中央児童相談所管内及び鎌倉市の相談件数

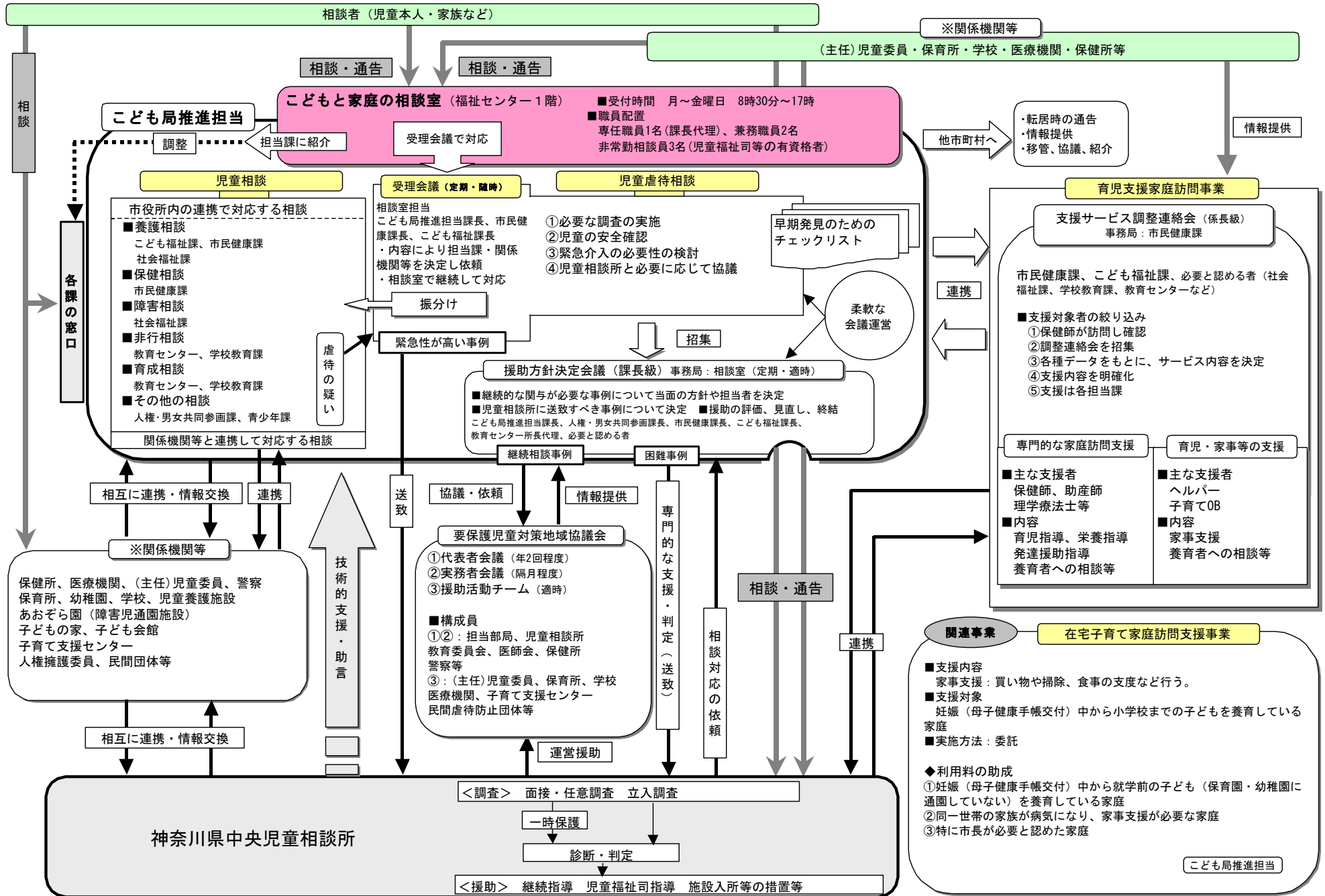


3 鎌倉市内容別相談件数



※ネグレクト（保護の怠慢・拒否）：病気やけがをしても適切な処置を施さない、乳幼児を家に置いたまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させるなど、健康状態や安全をそこなう行為。

(図解) 鎌倉市児童家庭相談・援助の体制



重点課題 1：子育ての経済的負担の軽減を図ります

厚生労働省が行った少子化に関する意識調査研究結果や鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査結果によると、子育て中の世帯の多くが、理想の子どもの数よりも、現実には子どもの数が少ないという結果が出ていますが、その理由を見ると、子育てや教育にお金がかかるからという回答が突出して多く、子育ての経済的負担の重さが読み取れます。

子育ての経済的負担を社会的に支援するため、児童手当等の増額をはじめ、税制度や社会保障制度の見直しなどを、国等に働きかけていきます。

また、鎌倉市としても、小児医療費助成や私立幼稚園等就園奨励費補助金などの充実を図ります。

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

1 子育て・教育費の軽減

- *少子化が止まらない要因として、子育て・教育の経済的負担の大きさがある。
- *国や自治体レベルで、子育て家庭のために思い切った経済的支援をする。
- ◎子育てに費用がかかることも原因であるため、親の責任だけではなく国や行政が支援して費用の負担を減少させていただきたい。特に教育費がかかるため、学校教育を充実させて私立に行かせなくても大学まで出すことができるようなことを策定したいと思う。
- 子どもを教育するのにお金がかかりすぎる。公立の学校の先生の質を高め、貧富の差がなく（塾に行けない子もいる）一定の学力を学校でもっと付けるべきだと思う。今の公立はあまりに学力が付かないのが心配。
- 年金問題、健保問題など、子どもを多く育てることには多大な費用負担があり、今後も増大していくものと憂慮される。従って、現状ではそう簡単に子どもを産む気にはならないと思う。女性の社会進出と結婚・子育てのバランスをどのように図っていくのかを十分に議論し、社会システムとして成算されることを望みたい。
- 保育所などの費用が高すぎると思うので、安くしてほしい。現在の補助制度を見直して、検討してほしい。社会に対し、親の収入が安定しないと、どうにもならないことから、労働者をいとも簡単にリストラできないようにする法律が必要。労働基準法の改善。
- 教育にお金がかかりすぎる→私立の学校や塾に行かなくてもよいように、公立の教育を充実させる。教育費は社会が負担すべき（0にする）。学区制の廃止→各学校に特色を持たせ、教育クーポンなどを取り入れ、教育を受ける者が教育の内容を選べるようにしてほしい。
- 公立の学校の教育内容が、私立に比べレベルがどの程度なのか不安を感じる。収入が少ないので、教育費、老後の資金づくりなどに回すお金がないのに、保育料や医療費、年金などの金額が高いように思う。
- △保育園の経営が厳しいので、補助金を引き上げてほしい。また、保護者が支払う保育料を引き下げてほしい。

（注）＊は、市民会議の意見

◎は、対策協議会の意見

■は、ニーズ調査の自由記入

△は、団体別懇談会の意見

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

2 医療費の軽減

- *子どもが病院に通うのは4歳位までが多いので、その年齢までは、所得制限を撤廃するとよい。
- *医療費については、所得制限をはずしてもいいと思う。
- *子どもが小児喘息だったが、医療費控除対象年齢を上げ、所得制限を緩和してほしい。
- 0歳児に関しては、所得の制限なく医療費が無料になるが、1歳を過ぎると所得制限があり、我が家ではこの制度が受けられなくなる。3歳位までは熱を出すことが多かったりして、医療機関にかかることが多く、また、子どもが2人、3人という場合、とても費用がかかる。せめて3歳児までは所得の制限なく、医療費があまりかからなくて済むような制度を考えていただきたいと思う。インフルエンザの予防接種も低料金で受けられるようにお願いしたい。
- 鎌倉市では、医療費の補助の年数が短い。
- 金銭面の補助は不十分。医療費ももっと高年齢まで負担してほしい。
- 東京の世田谷から鎌倉に移ってきたが、予防接種のお知らせなど、世田谷の方がずっと親切だった。医療費も世帯の収入にかかわらず、6歳まで東京都は無料。鎌倉は子どもの人口が少ないから、もっとサービスを充実させるべきでは。
- 現在鎌倉の幼児の医療費は有料だが、東京などでは6歳児まで無料と聞いている。鎌倉も6歳までの医療費の免除をしてほしい。
- この数年で、児童手当や医療費負担の面で、収入の限度額が見直され、我が家はその恩恵を受けることができ、金銭的な面では子どもを育てやすくなったと思う。ただ、これから先、教育面での出費は更に高額になるであろうし、そういったときにこそ補助があってほしいと思う。
- 少子化というなら、妊婦通院費や出産費をもっと安くするべきだと思う。鎌倉市は子どもが少ないせいか、産院がどんどん減っていつてしまっている。
- 医療費など、小学生前の子どもは無料にしていきたい。
- 医療の助成金の年齢を小学6年生位にしてほしい。

(注) *は、市民会議の意見

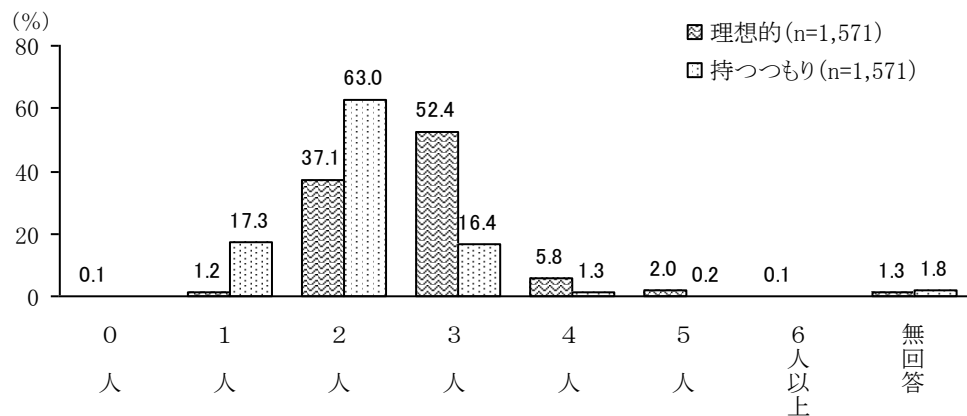
■は、ニーズ調査の自由記入

《 理想と持つつもりの子どもの人数 》

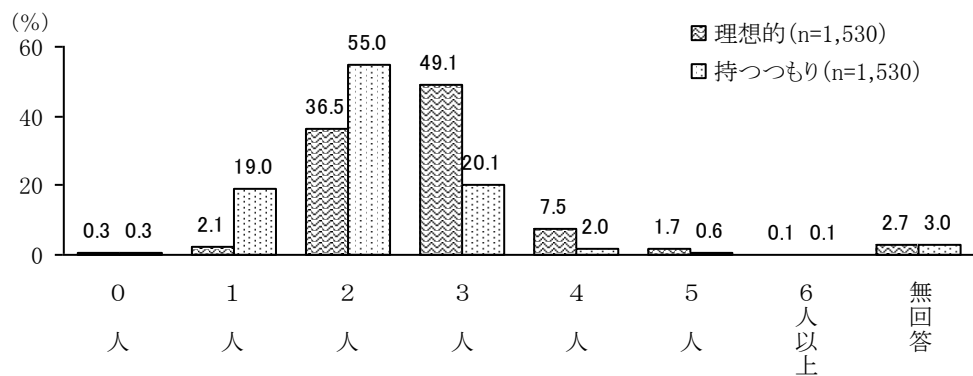
理想的な子どもの数は、就学前児童調査、就学児童調査とも「3人」が最も多く、これに「2人」が次いでいます。

一方、持つつもりの子どもの人数としては、「2人」が就学前児童調査、就学児童調査とも最も多くなっています。

〈 就学前児童 〉



〈 就学児童 〉

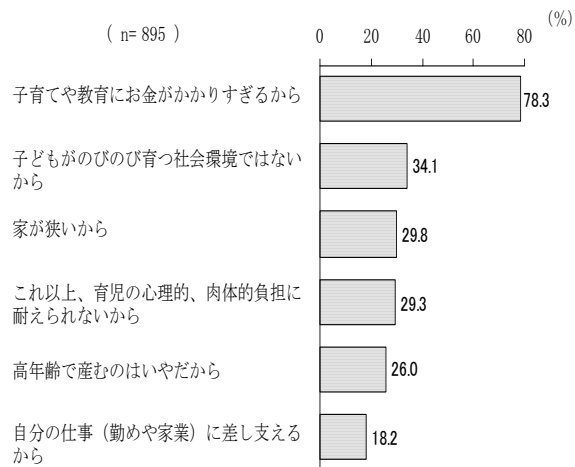


(資料：ニーズ調査「就学前児童調査」「就学児童調査」)

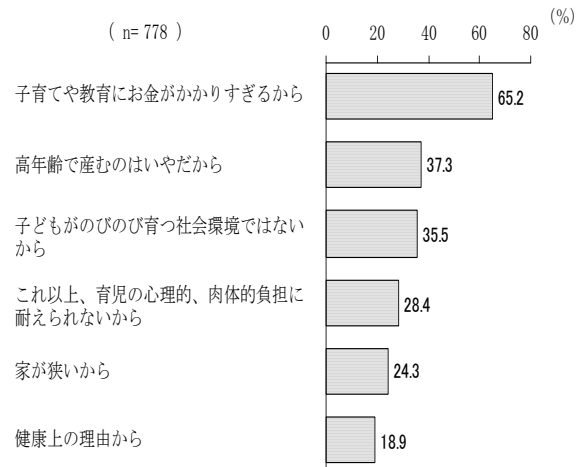
《 子どもが理想より少ない理由 》（上位 6 位）

子どもが理想より少ない理由は、就学前児童調査、就学児童調査とも、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が圧倒的に多くなっています。

〈 就学前児童 〉



〈 就学児童 〉



（資料：ニーズ調査「就学前児童調査」「就学児童調査」）

重点課題2：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を支援する取組を進めます

宅地化などに伴い、地域の遊び場や空き地が減少してきています。

子どもたちは学校から帰っての過ごし方として、「コンピュータ・ゲーム」「テレビ・ビデオ」「雑誌・マンガ」「習い事」の割合が高く、子どもたちが外に出て自然とふれあいながら遊ぶ機会が少なくなっています。

鎌倉市は、他市に比べ、海や山、みどり、自然、歴史、文化などの資源に恵まれています。こうした鎌倉らしさを生かし、自然の地形を活用した冒険遊び場の開設をはじめ、自然体験の機会等の提供に努めるほか、寺社等の協力を得て、身近な地域で、子どもたちが安全に安心して過ごせる場の確保と機会の提供を進めます。

また、歴史や文化に触れる機会を通して豊かな感性を培うとともに、スポーツ活動を通して健康づくり、体力づくりを進めるなど、広く青少年までも含め子どもたちの豊かな成長を支援していきます。

《 かまくらっ子の意識と実態調査研究から「遊ぶ場所」について 》

(資料：教育センター「平成15年度調査」)

●幼児について

男児では「自分の家」「公園」「友達の家」の順で、女児では「自分の家」「友達の家」「公園」の順で割合が高い。

●小3・小6男女について

各学年男女とも「自分の家」「友達の家」「公園」の順で割合が高い。

平成4年の調査と比較すると「道」「空き地」「公園」を遊ぶ場所とする割合が減っている。自由に遊べる空き地が減り、道が安全でなくなったことによるものと考えられる。

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

1 子どもを遊ばせる場の確保

- *鎌倉市には自然は沢山あるが、安心して子どもを遊ばせることのできる公園が少ない。
- *雨の日にも、安心して子どもを遊ばせることのできる公園を作る。
- *市内の公園の遊具が鉄でできているので、安全面で不安である。
- *プラスチック製の遊具にするなど、公園の設備をより安全なものにする。
- *子どもたちが伸び伸びと、安全に遊ばせられる広い公園、遊び場をつくる。
- 市内には、子どもを遊ばせる場所、安心して通れる道が少ないと、いつも思っている。
- 小さな子どもの遊べる公園が近くにあればよいと思う。
- 鎌倉地域の駅周辺に遊べる公園がなく、とても不便。
- 鎌倉市は公園が少なく、以前、近所（大町地区）の公園（現在ほとんど何もないため）に滑り台とブランコを設置してと手紙を出し、前向きにという返事が返ってきたのに、現在も変わっていない。是非、設置してほしい。
- 子どもが少ない地域のせいか、人が集まる公園が少なく、我が家の子も幼稚園（2年保育）に行くまで、友達がいない。土地柄のせいもあるかと思うが、近所の方ともっとコミュニケーションがとれるようなまちづくりができるとよいと思う。
- 鎌倉市内（特に旧市内）に遊ばせる公園がないこと。車で出た際に、途中で見つけた公園で遊ばせることがある。
- 子どもを安心して遊ばせられる公園がほしい（旧市内）。神社などでは観光客がいて遊ばせられない（特に休日）。
- 鎌倉には寺の境内があるが、児童公園がない。
- 鎌倉市内には、近隣他市のような遊具の充実した、広く（駐車場もある）安全な公園がない。1つでもあれば車を利用してでも、母親たちは子どもを連れてそこに集まり、母親同士の交流も図れるようになると思う。
- 遊具のある公園をふやしてほしい（滑り台、ブランコ、砂場など）。
- 鎌倉市には、公園が少ない。アスレチックや子どもがたくさん遊べる遊具や場をつくってほしい。近所の子どもたちが毎日のように集まる場がない。
- 遊具のある広い公園がほしい。
- 子どもの遊具などのある公園が少ない。
- ◎自主性にしても規律にしても、最初から大人が言うものではなく、子どもが自由に遊べる環境をつくってやると自ずと自主性なり社会性なりが身に付くようになってくるだろうと思う。
- △鎌倉には子どもがしっかり遊べる公園がない。海浜公園や笛田公園は遊具がない。公園は子どものためにあってよいと思う。
- △中央公園は車がないと行けないにもかかわらず、駐車スペースが不十分。
- △小学校区ごとに広場・公園があり、地域の人が世代間交流できると良い。

（注）*は、市民会議の意見

■は、ニーズ調査の自由記入

◎は、対策協議会の意見

△は、団体別懇談会の意見

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

2 鎌倉らしさを生かした取組

■神社仏閣は文化財保護の観点に立ち過ぎではないか。子どもが遊ぶことすら許されていない。旧鎌倉には広い公園もなく、海・山・神社・寺が遊び場であったのではないか。本堂を開放するなどして、小さい頃より神社仏閣に対する歴史認識を育むのも、鎌倉で生まれ育った利点とはならないであろうか。

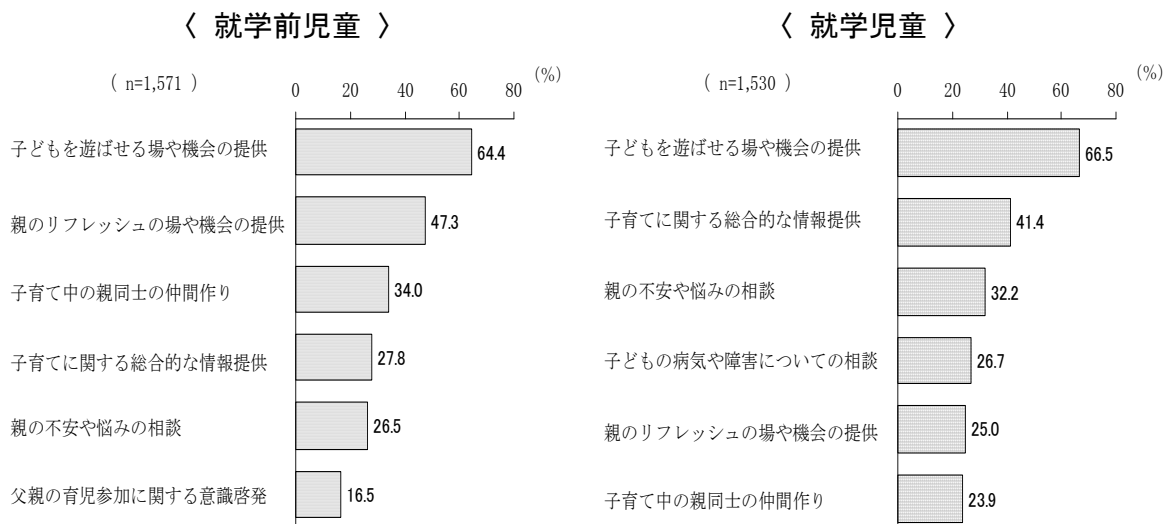
◎テレビゲームが好きだからずっとやっているのではなく、そういう環境しか与えられず一人遊びしか知らないから、そうなっているのではないかと思う。子どもは山や海に行って体を思い切り使って遊び、危険なことも含め色々なことをして友達同士で感謝しあうようなキャッチボールをしながら育っていく環境にある。身近なところの子育て広場等も十分機能した形で、子どもたちが集団の中で育っていける、色々な大人と触れ合えるということが大切だと思います。

◎子どもたちが集団で遊びを通じて成長していく場の確保は必要だと思うし、鎌倉は海もあり、自然も残されているので鎌倉市らしさがその辺で出せるのではないかと思う。

△自然に子どもが冒険できるような公園整備を。

《 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス 》

楽しく子育てするのに必要なサービスとしては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が就学前児童調査で 64.4%、就学児童調査で 66.5%といずれも最も多くなっています。



(資料：ニーズ調査「就学前児童調査」「就学児童調査」)

重点課題3：市民との協働による子どもと子育てを支える地域活動を推進します

核家族化が進む中、子育て支援に地域社会の果たす役割が大きくなっています。

地域では既に、個人やグループで、様々な子育て支援活動や子どもたちの育成支援活動が進められています。こうした活動がさらに効果的に進むよう、活動同士の連携、行政や関係機関との連携が円滑に図られるよう支援します。（P26 参照）

また、子育て支援や地域活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、地域の人々による支え合いの輪を広げ、地域ぐるみでの子育て・親育ちを支援する取組や、特別な配慮を必要とする子どもたちを支える活動、多世代交流を通じた体験活動、子どもの豊かな成長を支援する取組などを、協働で推進していきます。

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

1 交流の促進

- * 地域の人々の間で、子どもを一時的に預かってくれるとよい。とくに、地域の中で様々な年齢の人間が互いに、交流し、支え合えるようにしてほしい。
- * 幼稚園や小学校に入る前に、地域の中で、子育て中の親たちが交流できるような、機会や場所を増やしてほしい。
- * 子ども会館はあるが、十分に機能していないので、そこに子育て支援センターの機能をもたせるなど、子育て中の親の交流の促進のために、様々な方法を考えることが必要である。
- * 高齢者福祉センターのような場に、子育て中の母親たちが子どもを連れて来る等、いろいろな場で異世代間の交流をする必要がある。
- * 子どもを育てることは、不自由な面もあるが、それに優る喜びもある。地域との関係についても、子どもをもつことで、コミュニケーションが広がる。
- 核家族化が進み、世代を超えた交流の場が少なくなっている。その一方で、近所のお年寄りの方々と一度でも接する機会があると、子どものことをいつも温かく見守っていただけることは実感している。問題なのは、自然に交流する場所と機会が提供されないことであると思う。子どもが小さい頃から社会的に弱者である高齢者や障害者と接する機会が多ければ、子どもにも自然と思いやりの心が育つと思うし、親としても近所の方々と顔見知りになれると、学校の行き帰りも安心である。
- 20～30年前までのような、地域が一丸となって子育てをするような、また、子育てに限らず、近所の付き合いという小さな単位においても、繋がりが希薄ではなかった社会に戻れるよう、行事や祭り、町内会などの企画を立ててほしい。子どもが何か困ったことがあっても、近くの家に通えば支えてくれる手があったし、家同士の繋がりが故に無関心ということもなく、今の異常な犯罪も防ぐことが容易だった。

（注）＊は、市民会議の意見 ◎は、対策協議会の意見 ■は、二一ズ調査の自由記入

《 市民や委員の皆さんからは、次のような意見が出ています。 》

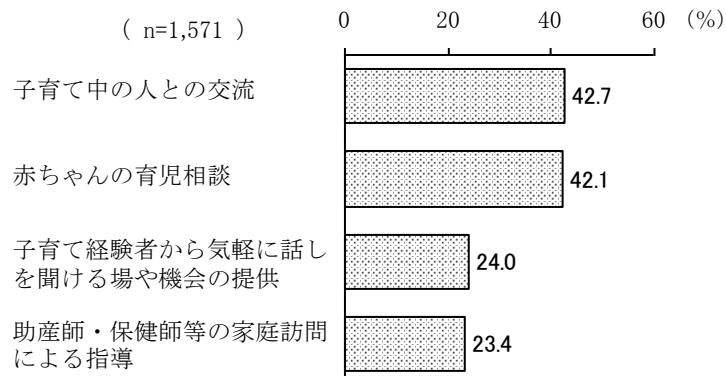
2 地域の支援の充実

- *地域の人間関係が希薄になっていることが、子育てに限らず、地域福祉全般の問題である。
- *現在、鎌倉の子育て支援センターは鎌倉側と大船の方に2箇所あるが、地域によっては行きづらい場所である。
- *国の指針では「子育てについての親の第一義的な責任」を強調しているが、子育て中の親を追いつめるのではなく、地域と社会で支援していくことを前提としなければならない。
- *子どもはほしいが、経済的な理由に加えて、子育て環境の不備に関する情報が多く、その一方で、子育ての楽しさを教えてくれる人がいない。また、地域の支援も当てにできず、子どもを産むという決断ができない。
- ◎地域での子育てを皆様と一緒に考えたいと思う。視野を広げて地域での子育てを、子育てが終り時間に余裕のある人と一緒にできるようなしくみを作りたい。私は「冒険遊び場」という子どもが自由に遊べる場の活動を3年間してきたが、子どもの居場所としてこのような場所が必要であると活動を通じて考えている。地域のコミュニティの役割として「冒険遊び場」が役立っていると感じている。
- ◎親を押し上げるのではなく、親と同じ高さのところに社会、地域、行政、団体があって子育てをしていくという立場に立った方が良いのではないと思う。
- この少子化の時代に、親だけが子どもを育てるというのは大きな意味で間違っていると思う。小学児童など登下校の安全性の確保など、地域が一体となって取り組むべきである。
- 家庭だけではなく、地域・社会で子どもは育てられるものだと思う。

《 妊娠中や出産後に必要なサービス 》（上位4位）

妊娠中や出産後のサポートとして重要なサービスとしては「子育て中の人との交流」（42.7%）と「赤ちゃんの育児相談」（42.1%）が、いずれも4割を超えてとくに多くなっています。

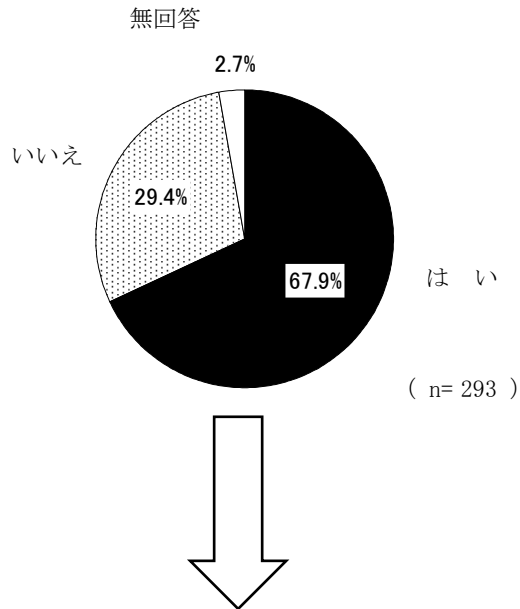
また、「子育て経験者から気軽に話しをきける場の提供」（24.0%）と「助産師・保健師の家庭訪問指導」（23.4%）を重視する人もかなり多くなっています。



（資料：ニーズ調査「就学前児童調査」）

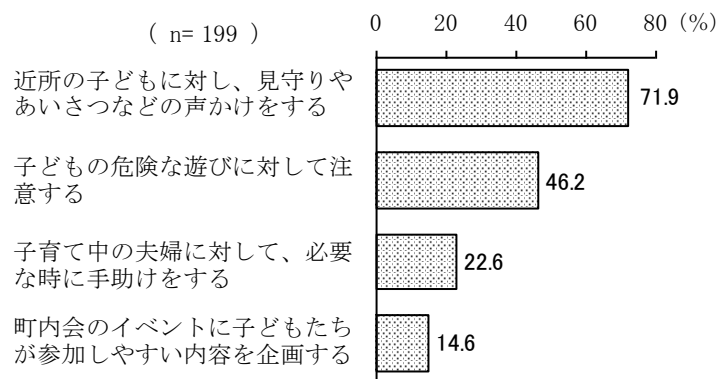
《 地域の子育て支援についての協力 》

地域における子育て支援への協力意向について、「はい」は67.9%と7割近くを占めています。



《 地域の子育て支援に協力できること 》（上位4位）

協力意向のある人（全体の67.9%）に、その協力内容をきいたところ、「近所の子どもに対し、見守りやあいさつなどの声かけをする」が71.9%で最も多く、これに「子どもの危険な遊びに対して注意する」（46.2%）、「子育て中の夫婦に対して、必要な時に手助けをする」（22.6%）が次いでいます。



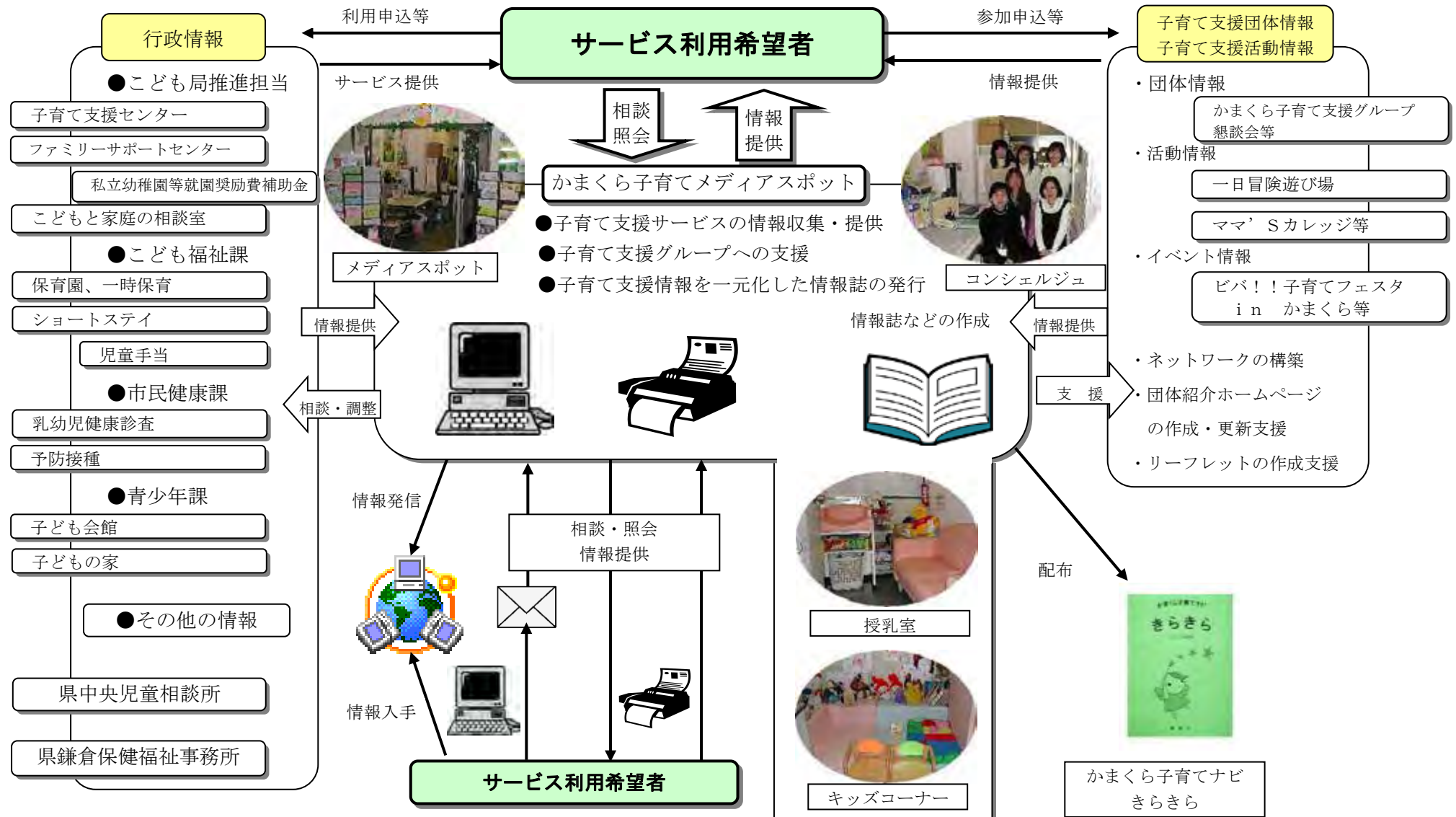
（資料：ニーズ調査「40歳代・50歳代市民調査」）

かまくら子育てメディアスポット・子育て支援コンシェルジュ（平成 15 年 12 月 1 日開設）

市役所 1 階 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 電話：0467-23-3000（内線 2686） FAX：0467-23-2125

e-mail：kmspot@nifty.com ホームページ：http://homepage3.nifty.com/kmspot/

携 帯：http://homepage3.nifty.com/kmspot/keitai/



第 2 部

事業計画

基本目標 1

地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。

主要課題 1－1 情報提供・相談体制の充実

主要課題 1－2 地域における子育て支援サービスの充実

主要課題 1－3 保育サービスの充実と多様化

主要課題 1－4 子育て支援のネットワークづくり

主要課題 1－5 経済的支援の充実



この冊子のカットは、市役所のキッズコーナーに来た子どもたちが描いたものです。

主要課題 1-1

情報提供・相談体制の充実

現状

- ・核家族化が進展し、従来のように家庭の中で、経験から得られた子育ての知恵が、祖父母から父母へ、父母から子へ伝承されるケースは少なくなっています。
- ・マスメディアを通じて子育てについての多様な情報が氾濫し、親たちが子育てのあり方を見失いやすい状況にあります。
- ・子育て家庭と地域の人々との交流が少なくなる中で、孤立し、家庭の中でひとり子育てに悩む親が増加しているため、子育て中の親たちが気軽に子育ての悩みや不安を話し合ったり、相談できる場の提供に努めています。
- ・各相談窓口で、それぞれの事情に応じた適切な支援がなされることが必要です。

市民の声

- ・育児情報がたくさんありすぎて、適切な情報がどれかを判断することが困難である。
- ・子育て情報を適切に取捨選択し、うまく利用する方法を教えてください。
- ・幼稚園に入ってから子育て情報が手に入りやすくなったが、子どもの小さい時に、子育て情報がうまく伝わる方法を考えることが必要。
- ・育児情報が氾濫しているが、むしろ子育て経験のある年長者のアドバイスの方が役立つ場合がある。
- ・子育ての悩みを持つ親たちが情報交換したり、悩みを相談できる場所が地域にほしい。
- ・子育ての専門家や小児科医などが、地域に出向いて講習をするのがよい。

施策の方向

- ・子育てへの悩みや不安を少しでも解消するため、市民ニーズを的確に捉えながら、広報やインターネットなどの活用を図るほか、子育て支援情報誌を発行するなど、子育て情報の積極的な提供に努めます。
- ・子育ての不安を解消し、子どもの健やかな成長を支援するため、各種相談機能の充実と関係機関との連携の強化に努めるとともに、総合相談体制の整備を図ります。

計画事業

- かまくら子育てメディアスポットの充実 (P65-1-1-1)
- 「かまくら子育てナビきらきら」の発行 (P65-1-1-2)
- 子育て情報の提供 (P65-1-1-3)
- 各種相談事業の充実及び連携 (P65-1-1-4)
- 地域子育て相談体制 (P65-1-1-5)
- 「こどもと家庭の相談室」の開設(新規)(再掲) (P65-1-1-6)
- 育児相談及び講演会 (P65-1-1-7)
- 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動 (P65-1-1-8)

※計画事業における●は、市の事業を意味します。□は、市民活動事業を意味します。

※計画事業の詳細は第2分冊に整理しています。ページとコードでご参照ください。

※(新規)の表示は、5年間の計画期間内に新たに実施することを考えている事業を意味します。

主要課題 1-2

地域における子育て支援サービスの充実

現
状

- ・ 少子高齢化が進展する中、従来のように地域の人々がお互いに助け合って子育てをすることが難しい状況になっています。
- ・ 核家族化や女性の社会進出などにより、家庭だけに育児の役割を求めることが困難になっています。
- ・ ライフスタイルや就労形態が多様化する中で、それぞれの子育て家庭に応じた支援サービスが求められています。
- ・ 地域の人々が子育てについてお互いに助け合っていける仕組みづくりが必要です。
- ・ 共働き家庭の増加は、就学前の児童だけでなく、小学校の児童の家庭環境にも変化をもたらしており、留守家庭の児童が、放課後、安全に生活できる取組が必要です。

市
民
の
声

- ・ 地域子育て支援センターが市内に2カ所というのは少ないし、アクセスや利用できる時間、広さに問題がある。
- ・ 市内各地域に子育て支援センターを設置してほしい。
- ・ 子ども会館はあるが、十分に機能していないので、そこに子育て支援センターの機能をもたせるなど、子育て中の親の交流の促進のために、様々な方法を考えることが必要である。
- ・ 子どもが病気のときに、一時的にでも預かってもらえるところがほしい。
- ・ ファミリーサポートセンターは、様々な年代と性別の人々がふれあえる、よい機会である。
- ・ ファミリーサポートの発想による、子育て応援団のようなものを地域に広げていきたい。
- ・ 小学校区に1施設の預かり保育、学童保育をしてもらえる所がほしい。専門の先生がついて、いつでも誰でも利用でき割安で短時間でも手軽に預けられるといい。
- ・ 独りで留守番させることが不安だから、学童保育を19時まで延長してほしい。(4月から小学生になるのだが、親が19時まで帰ってくるできない)

施
策
の
方
向

- ・ すべての子育て家庭への支援を行う観点から、一時保育などの様々な支援サービスの充実を図ります。
- ・ 地域における子育て家庭を支援するため、子育て支援センターの増設を図るとともに、子ども会館の整備に努めます。
- ・ 留守家庭児童が、放課後、安全に生活できるようにするため、学童保育施設の整備・充実を図るとともに、開設時間の延長について検討します。
- ・ 子育ては地域全体とするものという観点に立って、地域の人々が協力して、子育て家庭を支援していく仕組みづくりを進めます。

計
画
事
業

- 子ども会館 (P66-1-2-1) ●子どもの家 (P66-1-2-2) ●障害児のための子どもの家の受入れ (P66-1-2-3) ●公立保育所の拠点化 (P66-1-2-4) ●子育て支援センターの充実 (P66-1-2-5)
- 保育園における地域育児センター活動の拡大 (P66-1-2-6) ●つどいの広場事業 (P66-1-2-7)
- 保育施設の整備・活用 (P66-1-2-8) ●市主催事業における託児サービス (P66-1-2-9) ●ファミリーサポートセンター (P67-1-2-10) ●在宅子育て家庭訪問支援事業 (新規) (P67-1-2-11)
- 空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の促進 (P67-1-2-12) ●一時保育 (P67-1-2-13)
- 病後児保育(施設型) (P67-1-2-14) ●家庭保育福祉員制度の充実 (P67-1-2-15) ●短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業 (P67-1-2-16) ●夜間養護等 (トワイライト) 事業 (P67-1-2-17)
- 特定保育事業 (P68-1-2-18) ●多世代交流地域共同拠点の創設 (P68-1-2-19)
- 地域開放 (P68-1-2-20) □幼稚園における学童保育 (P68-1-2-21) □乳幼児親子の会 (P68-1-2-22)
- 青空自主保育 (P68-1-2-23) □青空自主保育 (P68-1-2-24) □地域の中での子育て支援事業 (P69-1-2-25) □かまくらママ' S カレッジ (P69-1-2-26) □ミニママカレ (P69-1-2-27) □子育てサロン (P69-1-2-28)

主要課題 1－3 保育サービスの充実と多様化

現 状

- ・子育て家庭のそれぞれの事情にあった保育サービスが求められています。
- ・女性の社会進出や就労形態の多様化に伴う保育ニーズに応える必要があります。
- ・子どもを健やかに育てるため、保育の質の向上が求められることから、サービスを客観的に評価する仕組みが必要です。

市 民 の 声

- ・保育園では、はしかやおたふく風邪などにかかるとう登園禁止になり、1週間～10日は強制的に休まされるため、共働きのどちらかが交替で仕事を休まなければいけない。
- ・土曜日又は日曜日に仕事がある人もいるので、19時まで開設してほしい。
- ・行政が保育サービスの質の確保に配慮する必要がある。

施 策 の 方 向

- ・多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育などのサービスを充実するとともに、休日保育などの新たなサービスを検討します。
- ・保育サービスの質を高めるため、第三者によるサービス評価や苦情処理の仕組みを導入します。

計 画 事 業

- 延長・夜間保育（P70-1-3-1） ●休日保育（P70-1-3-2）
- 低年齢児保育産休明け保育（P70-1-3-3） ●統合保育（障害児保育）（P70-1-3-4）
- 保育園児の健康管理（P70-1-3-5） ●送迎保育ステーション事業（新規）（P70-1-3-6）
- 保育サービス評価（新規）（P70-1-3-7）
- 預かり保育（P70-1-3-8）
- 幼稚園児の健康管理（P70-1-3-9）

主要課題 1-4 子育て支援のネットワークづくり

現状

- ・子育てを支援する活動については、関係機関・団体がネットワークをつくり、多様な対応を図ることができる体制づくりが必要です。
- ・各種の子育て支援サービスや資源が活用されるよう、子育て支援情報誌の作成・配布やホームページ等による情報提供に努めています。

市民の声

- ・地域の人々の間で、子どもを一時的に預かってくれるとよい。特に地域の間で様々な年齢の人間が互いに交流し、支え合えるようにしてほしい。
- ・子育て中の親が地域から孤立すると、ストレスや不安のために苦しむ。
- ・地域の人間関係が希薄になっていることが、子育てに限らず、地域福祉全般の問題である。
- ・地域で、日頃からお互い挨拶し、交流を深めることによって、コミュニティをつくる。
- ・子育て中の母親のストレス解消が問題であるが、子ども連れで、親が子育てサークルに入り、明るくなっている。
- ・地域の中で任意で活動している団体と団体をつなげるネットワークづくりを。

施策の方向

- ・子育て家庭に対し、子育て支援サービスや保育サービスの充実を図るとともに、サービス提供の裾野を広げる観点から、地域の人々やボランティア、NPOとの協働による子育て支援体制づくりを目指します。
- ・子育て支援のために、常に新鮮な情報の提供に努めます。

計画事業

- ネットワークの促進 (P71-1-4-1)
- 「かまくら子育てナビきらきら」の発行(再掲) (P71-1-4-2)
- 地域福祉活動 (P71-1-4-3)

主要課題 1－5 経済的支援の充実

現 状

- ・近年、持ちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加していますが、その最大の理由は、子育てにかかる経済的負担の大きさにあると言われています。
- ・子育てにかかる親の経済的負担を軽減していくことが課題です。

市 民 の 声

- ・少子化が止まらない要因として、子育て・教育の経済的負担の大きさがある。
- ・各種手当の所得制限については、所得が少ないからお金が必要だとはいえ、所得が多いから、お金が必要ない、とはいえない。
- ・国や自治体レベルで、子育て家庭のために思い切った経済的支援をする。
- ・子どもが病院に通うのは4歳ぐらいまでが多いので、その年齢までは、所得制限を撤廃するとよい。
- ・医療費の助成、保育園、幼稚園の利用料の補助などの経済的支援を充実させてほしい。
- ・医療費については、所得制限をはずしてもいいと思う。
- ・子どもが小児喘息だったが、医療費助成対象年齢を上げ、所得制限を緩和してほしい。

施 策 の 方 向

- ・少子化の大きな原因のひとつである子育て負担を軽減するため、私立幼稚園等就園奨励費補助金や小児医療費助成等の支援を充実します。
- ・児童手当など国や県の各種手当制度の動向等を踏まえ、その充実について国、県へ要請します。

計 画 事 業

- 私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付 (P72-1-5-1)
- ひとり親家庭の家賃の助成 (P72-1-5-2)
- 小児医療費助成 (P72-1-5-3)
- ひとり親家庭の医療費の助成 (P72-1-5-4)
- 障害者医療費助成 (P72-1-5-5)
- 就学援助事業 (P72-1-5-6)
- 奨学金給付事業 (P72-1-5-7)
- 児童手当 (P72-1-5-8)
- 児童扶養手当 (P72-1-5-9)
- 特別児童扶養手当 (P72-1-5-10)
- ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (P72-1-5-11)
- 遺児卒業祝金贈呈 (P72-1-5-12)

基本目標２

子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

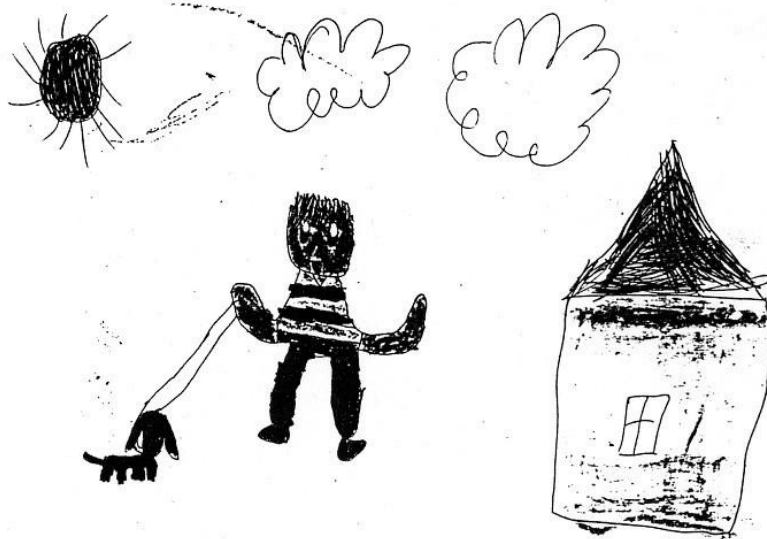
子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組めます。

主要課題２－１ 子どもと親の健康の確保

主要課題２－２ 食育の推進

主要課題２－３ 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成

主要課題２－４ 小児医療の充実



主要課題2-1 子どもと親の健康の確保

現 状

- ・妊娠、出産、育児と一連の流れの中で、母子を中心とした家族全体の心身の健康づくりや育児についての正しい知識の普及、学習の場の設定とともに相談などによる支援が必要です。
- ・乳幼児の病気の予防や早期発見に努め、子どもを病気から守ることが大切です。
- ・育児に関しての不安・孤独感や疲労感を感じている人が、年々増えています。

市 民 の 声

- ・母親学級までいいが、出産後の親の精神面をフォローすることに力を入れる。
- ・健診中とても待ち時間が長く、子どもも大変ですし、親としてもとてもその都度体力を使います。時間をさきに区切って連絡をいただいたり、場所ももう少し交通の便利な所だと本当に助かる。
- ・健診などを行う場所が駅から遠過ぎて不便。駅から近くにすべき（徒歩5～10分以内。駐車場スペースがないなら、近くでないと子連れで大変である）。

施 策 の 方 向

- ・妊娠、出産、育児と一連の流れの中で親子の健康や育児についての正しい知識の普及や、学習の場を設定するなどの支援を進めるとともに、健康相談や家庭訪問の充実に努めます。
- ・疾病、障害や養育問題の早期発見と予防のため、健康診査やその後の保健指導や療育を充実するとともに他機関との連携や家族支援に努めます。
- ・集団健康診査の待ち時間に仲間づくりや地域の子育て支援者との交流等も取り入れ、育児不安の解消等に努めます。

計 画 事 業

- 親子健康教育（P73-2-1-1）
- 妊婦及び乳幼児健康診査（P73-2-1-2）
- 親子健康相談（P73-2-1-3）
- 家庭訪問（P73-2-1-4）
- 予防接種（P73-2-1-5）
- 健診後のフォロー体制づくり（P73-2-1-6）
- 不妊相談の周知（新規）（P73-2-1-7）

主要課題 2-2

食育の推進

現状

- ・健康づくりは、子どもの頃から正しい食習慣を身に付けることが大切で、そのためには、親の生活習慣が子どもに与える影響を考え、乳幼児期から親子で健康的な生活習慣を身に付けるようにしていくことが求められます。
- ・子どもたちの間では、朝食を食べないなどの食習慣の乱れや、思春期やせ等の健康問題が生じています。

市民の声

- ・食の安全に関する社会全体の意識。菓子やその他の食品に添加物が当たり前のように入っているが、次の世代を大切に思う気持ちがあるのなら、社会全体で改善すべきだと思う。
- ・幼稚園の給食ですが保育園と同じように給食制度があれば子どもの栄養などの面でよいと思う。

施策の方向

- ・乳幼児期から思春期まで発育・発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じて健康に暮らせるよう支援します。

計画事業

- 学校における食育の推進（P74-2-2-1）
- 親と子の食生活体験学習の開催（新規）（P74-2-2-2）
- 離乳食教室の開催（P74-2-2-3）
- 栄養相談・栄養指導の実施（新規）（P74-2-2-4）
- 乳幼児健診の場を通じた情報提供（P74-2-2-5）
- 保育園における食育の推進（新規）（P74-2-2-6）
- 食育事業（エプロンシアター）（新規）（P74-2-2-7）
- 食生活改善推進員の活動支援（P74-2-2-8）
- 親と子の料理教室の開催（P74-2-2-9）
- 「成長・発達にあわせたはたらきかけ」冊子の作成（新規）（P75-2-2-10）

主要課題2-3

思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成

現状

- ・学童期から思春期にかけては第二性徴を迎え、心身ともにめざましく成長する時期です。同時に、様々な体験を通して達成感を味わい、繰り返し経験することで新たな取組に挑戦し、生きる力を身に付け、自分らしさを形成していく大切な時期でもあります。
- ・近年、学童期から思春期において、喫煙、飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット等の問題や生活習慣の乱れが、健康問題としてクローズアップされています。このような現状を踏まえ、子どもたちが自分の心や身体の変化を知り、自分を大切にし、健やかに成長できるよう支援することが必要です。
- ・思春期から青年期にも男女一人ひとりがライフステージを通じて、自らの心身の健康を意識し、新しい生命を感じ、自分とともに「ひと」をも大切にできるような教育・啓発が必要です。

市民の声

- ・今は昔と違い大人だけでなく高校生くらいでも時代に流されているというが「周りがやっているから私も」という人がとても多いし、高校生の「タバコ」はなぜか日常的になってきている。
- ・子どもの小さいうちはまだ親にも悩みを話せるだろうが、思春期を迎えた子どもの悩みを話せる場があったらと思う。学校内でなく家でもない場所に専門のカウンセラーがいてくれたらよいと思う。
- ・思春期の子どもたちの現状をもう少し多くの人々に知ってもらいたいと思う。ケーブルテレビなども使い少年犯罪、薬物、暴走族など、親の多くが知っていれば防げることは本当たくさんあると思う。

施策の方向

- ・喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及などを推進していきます。
- ・学童期から思春期にかけて、精神的な悩みを抱える子どもに対して、相談・支援体制の充実を図ります。
- ・若い男女が次世代の担い手として、自らの健康を意識し、健康づくりができるよう啓発していきます。

計画事業

- 思春期相談体制の充実（P76-2-3-1）
- 親に対する思春期理解への支援（P76-2-3-2）
- 学校における思春期教育の充実（P76-2-3-3）
- （仮称）思春期心と体の健康づくり連絡会議の開催（新規）（P76-2-3-4）
- 児童・生徒理解研修会の実施（P76-2-3-5）

主要課題 2－4

小児医療の充実

現 状

- ・乳幼児期は発育・発達などの健康のことや育児面から注意したほうが良いことなど、医療面でのサポートは欠かせません。
- ・安心して子育てをするためには、急病やケガ・事故などに対応できる小児医療体制の充実が不可欠です。

市 民 の 声

- ・鎌倉市は産婦人科や小児科が少ない。また、対応の悪いところもある。
- ・小児医療の充実に力を入れてほしい。特に、待ち時間の長さ、アクセスの困難を解決する。
- ・医療体制の充実を図る。
- ・鎌倉地区は出産できる産婦人科がどんどんなくなっていき、小児科も少なく、夜間医療（材木座）へ行けば、「乳幼児か」と露骨に嫌な顔をされた経験もある。

施 策 の 方 向

- ・小児救急医療については、市内の病院でも、夜間・休日に受診できるようにすることや、県や近隣の市町村及び関係機関との連携により、積極的な取組を進めます。
- ・小児医療費の負担の軽減を図るため、助成に努めます。

計 画 事 業

- 小児救急医療体制の充実（P77-2-4-1）
- 小児医療費助成（再掲）（P77-2-4-2）
- 小児緊急医療支援事業（新規）（P77-2-4-3）
- かかりつけ医の確立（新規）（P77-2-4-4）

基本目標 3

子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。

主要課題 3－1 次代の親の育成

主要課題 3－2 学校の教育環境の充実

主要課題 3－3 家庭や地域の教育力の向上

主要課題 3－4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



主要課題3－1

次代の親の育成

現 状

- ・少子化、核家族化の影響で、兄弟姉妹の少ない中で育ち、乳幼児とふれあう経験がないまま親となる人が増えています。
- ・児童生徒等が乳幼児とのふれあう機会を通して、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解することが大切です。

市 民 の 声

- ・親になる教育を受けさせることも必要である。女性も、男性もジェンダーを意識したプログラムにより、教育を行うのがよい。
- ・子育てにおいては、親の役割が重要だが、十分に育ちきっていない親がいる。
- ・結婚前には父親になるイメージが湧かない。子育てを事前に理解してもらう必要がある。

施 策 の 方 向

- ・次代の親を育成するため、保育所、学校、子ども会館等を活用し、中学生、高校生等が乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

計 画 事 業

- 学習情報の収集と提供（P78-3-1-1）
- 性（命）の尊重、男女平等教育の充実（P78-3-1-2）
- 小学生と保育園児・幼稚園児の交流（P78-3-1-3）
- 中学生と保育園児・幼稚園児の交流（P78-3-1-4）
- 道徳教育の充実（P78-3-1-5）
- 特別活動の充実（P78-3-1-6）
- 里山冒険遊び場（P78-3-1-7）

主要課題3-2 学校の教育環境の充実

現状

- ・絶え間なく変動する社会に対応する能力を育てるために、情報教育や環境教育、国際理解教育などを進めていく必要があります。
- ・障害のある児童・生徒が、その障害の内容や個性に応じた適切な教育が受けられるように、教育環境の充実が必要です。
- ・自然体験やボランティア活動などの体験学習を積極的に進め、生命尊重、他人への思いやりや自然を大切にすることを培う教育を充実させることが必要です。
- ・現在、学校では、いじめや不登校などの様々な問題が生じています。

市民の声

- ・学校教育の差がありすぎる。市内の学校間でもそうだが、同じ学校でも1組と2組での学習の内容に差がありすぎる。学校教育の統一性に配慮し、先生の教育をしてほしい。
- ・子どもだからこそ経験できることがあり、勉強は大人になってからでもできる。
- ・子どもの体験学習、戸外の集団活動などの意味を、講演会などを通じて、広く市民に啓発していく。
- ・子どもが戸外で遊んだり、自然とふれあったりするような体験が乏しくなっている。
- ・子どもの安全への配慮も重要だが、まず、のびのびと運動できる環境づくりが必要である。
- ・鎌倉市では、他市に比べて、不登校児の増加、ひきこもりの増加が目立つ。

施策の方向

- ・子どもが社会の変化に対応できるよう「生きる力」の育成を図るため、教育環境の整備・充実に努めます。
- ・子どもの豊かな人間性を育めるよう、体験活動の場の拡充を図ります。また、自然と直接ふれあう機会の提供を図ります。
- ・家庭、学校、地域が連携しながら、いじめの防止、いじめの早期発見とその解決に向けて取り組みます。
- ・障害児など教育的配慮を必要とする児童生徒への支援を充実させるとともに、障害のある人もない人も共に学び育つことを喜び合える環境づくりを進め、共に生きる社会の大切さの理解を図ります。

計画事業

- 環境教育の推進（P79-3-2-1）●学校評議員制度（P79-3-2-2）●世代間交流（P79-3-2-3）●教育相談事業の充実（P79-3-2-4）●幼児教育に関する研究・研修（P79-3-2-5）
- 心の教育の推進・道徳教育の充実（P79-3-2-6）●国際社会への対応（P79-3-2-7）
- 情報化社会への対応（P79-3-2-8）●小学生と保育園児・幼稚園児の交流（再掲）（P80-3-2-9）●中学生と保育園児・幼稚園児の交流（再掲）（P80-3-2-10）
- 各種育成行事（P80-3-2-11）●各種育成事業（P80-3-2-12）●安全で快適な学校教育環境の整備（P80-3-2-13）●体験学習の推進（P80-3-2-14）●かまくら子ども議会の開催（P81-3-2-15）●個に応じた指導の充実（P81-3-2-16）●読書活動の推進（P81-3-2-17）●各種補助員・介助員の派遣（P81-3-2-18）●ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発事業（P81-3-2-19）●親子景観セミナーの開催（P81-3-2-20）●「市長への手紙（子ども版）」の設置（新規）（P81-3-2-21）
- 幼児教育の振興（P81-3-2-22）□幼稚園の安全対策（P82-3-2-23）□里山体験学習（P82-3-2-24）

主要課題3-3

家庭や地域の教育力の向上

現 状

- ・親の自覚の不足、過保護や放任など、家庭における教育力が低下していると言われており、親が意欲を持って家庭教育を行うことができるよう支援することが大切です。
- ・地域と子どもとのつながりが薄れ、子どもが地域活動へ参加しなくなっています。子どもが地域の一員として育ち、社会人として自立していくために子どもと地域の人々との交流を図ることが重要です。
- ・子どもの参加を促すため、地域活動の核となる人材の育成が必要です。
- ・16歳から子どもを持つまでの期間は教育・行政部門との関係が希薄です。思春期保健対策にとどまらず、地域での子どもへの取組には、悩んでいる子どもや大人になりかけた若者たちが、気軽に相談できる窓口の開設と、自分たちの自助努力で育ち合う場の創設が必要です。

市民の声

- ・家庭教育における、愛の重要性を強く打ち出してほしい。
- ・次の世代の子どもを育成するためには、まず親の教育をする必要がある。
- ・子ども同士が、交流の中から、社会性を身に付けていけるようにする。
- ・青少年指導員の活動には親子で参加できる行事を多く取り入れている。子ども同士で遊べる場作りを地域で積極的にする。
- ・マンションの建築計画が多数ある地区では、子どもたちの放課後の遊び場、居場所がもっと充実されなければならない。

施策の方向

- ・子どもの発達段階に応じ、人間関係のあり方、他人を思いやる心や感性などの豊かな人間性や自制心、自立心などを育てる家庭教育のあり方、子どもとのコミュニケーションの図り方などについての学習機会の提供に努めます。
- ・青少年活動やスポーツなど、子どもたちが参加しやすい活動機会や場所を提供し、子どもが主体となった各種地域活動を充実させるとともに、地域活動のリーダーとなる人材の育成を推進します。
- ・若者たちが気軽に相談でき、自助努力で育ち合い、自主運営を目指す場づくりを推進します。

計画事業

- ブックスタート事業（新規）（P83-3-3-1）●子育て支援センターの充実（再掲）（P83-3-3-2）●生涯学習施設の提供（P83-3-3-3）●育児教室（P83-3-3-4）
- 両親学級（P83-3-3-5）●地域での子どもの参画活動（P83-3-3-6）●子どものスポーツの育成（P83-3-3-7）●子ども会館・子どもの家における健全育成（P83-3-3-8）
- 学校開放の推進（P83-3-3-9）●青少年指導者の育成支援（P83-3-3-10）●青少年活動のリーダー講習会（P83-3-3-11）●若者たちが育ち合う場の創設（P84-3-3-12）
- 学習情報の収集と提供（再掲）（P84-3-3-13）●家庭・地域の教育力活性化事業（P84-3-3-14）●各種育成事業（再掲）（P84-3-3-15）●総合型地域スポーツクラブの育成（P84-3-3-16）●保育園の地域活動（P84-3-3-17）
- 青少年健全育成活動（P84-3-3-18）□家庭と地域の教育力活性化セミナー（P85-3-3-19）□鎌倉てらこや事業（P85-3-3-20）□一日深沢プレーパーク（P85-3-3-21）□青少年の体験学習活動（P85-3-3-22）□助成事業（P85-3-3-23）

主要課題3－4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状

- ・子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、町には性や暴力等に関する有害情報が氾濫し、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

市民の声

- ・最近の少女漫画、少女コミックを見てびっくりした。内容がまるで成人向けのようだった。コンビニで小学3年生くらいの女の子が平然と立ち読みしている姿を見て、とてもショックを受けたと同時に、こんな物を出版する出版社にも、これをよしとする社会にも強い怒りとやりきれなさを感じた。

施策の方向

- ・関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域の人々と連携・協力して、関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかけるなど、子どもが健全に育つ環境づくりに努めます。

計画事業

- 青少年健全育成に関する啓発（P86-3-4-1）
- 街頭補導活動の推進（P86-3-4-2）
- 有害環境調査の実施（P86-3-4-3）
- 学校と警察の連携の強化（再掲）（P86-3-4-4）

基本目標４

子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

主要課題４－１ 安心して外出できる環境の整備

主要課題４－２ 安全・安心まちづくりの推進

主要課題４－３ 良好な居住環境の確保



主要課題4-1 安心して外出できる環境の整備

現状

- ・ 障害のある人や高齢者だけでなく、子どもとその家族が利用しやすい安全な道路を整備する必要があります。
- ・ 公共施設や交通機関などのバリアフリー化を促進し、子どもと子育て家族が安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- ・ 自然の遊び場や空き地が減少し、子どもたちが自然とふれあう機会が少なくなっています。公園の整備を進めていますが、子どもたちからはもっと自由に遊べる場所を望む声があがっています。
- ・ 交通事故の犠牲になる子どもの数は少なくありません。子どもが交通事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる環境整備を進めています。

市民の声

- ・ 通学路だけでも子どもが安全に歩けるよう、幅の広い通学路を設けてほしい。
- ・ 鎌倉市には自然はあるが、安心して子どもを遊ばせることのできる公園が少ない。
- ・ 福祉センターの子育て広場は、子どもの遊び場としては不十分である。
- ・ 市内の公園の遊具が鉄でできているので、安全面で不安である。
- ・ 子どもたちが伸び伸びと、安全に遊ばせられる広い公園、遊び場を作る。
- ・ 雨の日にも、安心して子どもを遊ばせることのできる公園を作る。
- ・ プラスチック製の遊具にするなど、公園の設備をより安全なものにする。
- ・ 毎年春に1回行っている小学校の通学路安全点検の結果を見て、早急に反映させてほしい。危険な場所を指摘しているのにもかかわらず、全然改善されていない。
- ・ 駐停車や携帯をしながらの運転等が多く、子どもを歩かせるのが心配。
- ・ 子どもたちが車などに脅かされることなく遊べる場所が近所にほしい。袋小路を通行止めにして、遊び場を設けてみてはどうか。

施策の方向

- ・ 子どもとその家族をはじめ、誰もが安全に安心して通行できるよう、交通環境を整備していきます。
- ・ 子どもと子育て家族が、安心して外出できる生活環境の整備を進めます。
- ・ 子どもたちが健やかに成長するには、自然の中で安心して遊べる場所があることが大切で、自然や生態系にも配慮した公園、緑地等の子どもの遊び場を整備します。
- ・ 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等と連携し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

計画事業

- 歩道の整備（P87-4-1-1）●生活道路の整備促進（P87-4-1-2）
- 交通環境の検討（P87-4-1-3）●市内のバリアフリー化の推進（P87-4-1-4）
- 公園・緑地の整備促進（P87-4-1-5）●都市緑地の整備（P87-4-1-6）
- 街区公園等の設置（P87-4-1-7）●駅施設の整備（P87-4-1-8）
- 交通安全教室の充実（P88-4-1-9）●子どもの交通安全対策（P88-4-1-10）

主要課題４－２ 安全・安心まちづくりの推進

現 状

- ・子どもが犯罪等に巻き込まれるケースが多発しています。子どもを犯罪等から守るため、安全・安心なまちづくりが求められています。

市 民 の 声

- ・地域全体で、不審者の侵入などがあちこちであり、一人で留守番もさせられない。怖い事件が数多くある。防犯対策をしてほしい。
- ・安全対策、交番、警察官の増設。地域防犯の啓発を行政主導で行う。防犯灯を増やす。防犯ベルの児童・生徒への無償配布を行う必要がある。
- ・地域で、昼間など人が全く歩いておらず、防犯面で不安がある。
- ・地域の人々のコミュニケーションを、よくすることが、防犯にもつながる。
- ・小学校で、学校への外部からの不審な侵入者をどう防ぐかが課題となっている。
- ・保護者が学校に入る際、証明カードを持つ方法などが出ているが、子どもの立場になった対策を考える。

施 策 の 方 向

- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、防犯灯の設置など生活環境の整備を進めます。
- ・子ども自身の防犯意識を高め、対処法を身に付けるとともに、地域の人々の協力のもとに、地域全体で子どもの安全の確保に取り組みます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との連携を図り情報の収集・提供に努めます。

計 画 事 業

- 防犯灯管理費補助金の交付（P89-4-2-1）
- 防犯対策の充実（新規）（P89-4-2-2）
- 自主防犯パトロール活動の推進（P89-4-2-3）
- 学校と警察の連携の強化（P89-4-2-4）
- 児童安全指導（CAP）の開催（P89-4-2-5）
- 防犯教室の開催（P89-4-2-6）
- 関係機関、団体との協議会設立（新規）（P89-4-2-7）
- 防犯体制の充実（新規）（P89-4-2-8）
- 防犯に関する普及啓発活動の実施（新規）（P89-4-2-9）
- 事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布（P89-4-2-10）
- 保護者と地域の連携による防犯活動の推進（新規）（P89-4-2-11）
- 防犯ブザーの配布（新規）（P89-4-2-12）

主要課題４－３

良好な居住環境の確保

現
状

- ・子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう支援することが求められています。

市
民
の
声

- ・若い人が多く子どもを持てるような、広い住宅の提供などの援助をしてほしい。
- ・子どものいる世帯にふさわしい住宅を安価で提供する。住宅費・教育費にお金がかかり過ぎる仕組みを変えないと、子育て世代の負担感が高すぎる。

施
策
の
方
向

- ・ファミリー層定住促進のための住宅施策について、調査・研究に努めます。

計
画
事
業

- 住宅施策の推進（P90-4-3-1）
- まちづくり活動の支援（P90-4-3-2）
- 公営住宅の整備促進（P90-4-3-3）
- 住環境の整備（P90-4-3-4）

基本目標5

仕事と子育てが両立できるまちづくり

男女がともに協力して子育てができるよう、多様な働き方を選択できるような情報の提供に努めるとともに、労働環境の整備・充実を図るための取組を支援し、意識啓発を進めます。

主要課題5－1 多様な働き方のできる環境の整備

主要課題5－2 仕事と子育ての両立の推進



主要課題5－1

多様な働き方のできる環境の整備

**現
状**

- ・男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、多様な働き方の選択が可能になる労働条件の整備や働き方の見直しが求められています。
- ・労働者、事業主、地域住民等、広く社会全体の意識改革を進める必要があります。

**市
民
の
声**

- ・子どもが病気になった場合、日本の企業では、職種にもよるが、休むのは困難である。
- ・企業が、社員の子どもの病気の時に帰りやすい状況を作る。
- ・子育ての一段落した母親たちの雇用機会が増えるように、企業の働きかけや就職斡旋をしてほしい。
- ・企業（民間の事業主）が育児期間を経過しても、能力次第で再就職可能な体制を作ってもらいたい。年齢制限など無意味な事項を就労条件に組み込まないでほしい。女性がいつでも就労できる社会を望んでいる。

**施
策
の
方
向**

- ・労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・研修・情報提供等に努めます。

**計
画
事
業**

- 男性の育児休業取得率の向上（P91-5-1-1）
- 市の業者登録や更新時等に労働環境実態のアンケート調査の実施（P91-5-1-2）
- 若年者向け雇用対策事業の実施（P91-5-1-3）
- 新就職者研修講座の開催（P91-5-1-4）
- 就労環境改善への支援（P91-5-1-5）
- 就労情報の提供（P91-5-1-6）

主要課題 5－2 仕事と子育ての両立の推進

現 状

- ・男女がともに子育てと仕事を両立できる社会の実現が求められています。
- ・特に、男性の子育てへの参加が望まれています。

市 民 の 声

- ・社会においては子育てしながら働く女性のための、労働時間の短縮や、子どものいる不利な労働条件にならないような制度の確立が必要である。
- ・父親の子育て参加の機会を与えることが必要である。
- ・父親に、子育てについての知識や方法を教えることが必要である。

施 策 の 方 向

- ・男女がともに、子育てと仕事に参加できる社会づくりに向けての意識づくりに努めます。
- ・男女がともに、子育てに取り組むため、男性が育児の知識や技術を身に付けられるような機会を提供します。

計 画 事 業

- 男女共同参画社会づくり（P92-5-2-1）
- 育児への父親の参加（P92-5-2-2）
- ファミリーサポートセンター（再掲）（P92-5-2-3）
- 子どもの家（再掲）（P92-5-2-4）
- 各種保育サービス（再掲）（P92-5-2-5）

基本目標 6

専門的な支援を利用しやすいまちづくり

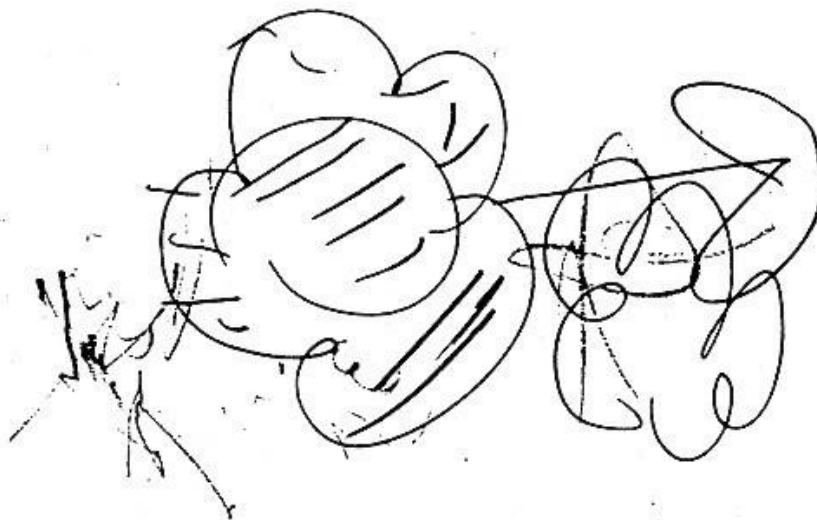
多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め取り組みます。

主要課題 6－1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

主要課題 6－2 ひとり親家庭への支援の充実

主要課題 6－3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実



主要課題6－1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

現状

- ・子どもが、保護の対象としてだけでなく、権利を持った一人の人間として認められ、その権利が尊重される社会の実現が求められています。
- ・家庭で父母その他の保護者が、子どもに暴力をふるう児童の虐待が、大きな社会問題となっています。
- ・子どもを養育することが困難な状況や、虐待してしまう状況に向かうことが懸念される家庭へは、早期の段階での支援が必要です。
- ・犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言が必要です。

市民の声

- ・親からの虐待などのケアをいち早く対応できるようなシステムをつくってほしい。命は1つしかないのだから、親に対してもケアをしてほしい。（その親も子どもの頃虐待を受けていたという話を聞いたり、子育ての仕方がわからないため暴力を振ってしまったりとか。）
- ・子どもの声が尊重され社会参加する権利を保障すること。子どもの声を真剣に耳を傾け、子どもの思いや、意見を尊重し、子どもを一人の人間として大切にする人間関係を社会の各分野でつくるのが重要である。
- ・子どもを本当に大切にする行政と地域の雰囲気をつくってほしい。本当に大切に行政と地域の雰囲気をつくってほしい。それは、障害を持つ子であろうと、家庭のいろいろな不幸な事情であろうと、どの子にも、平等に幸せを大人社会が与えていくことが必要である。

施策の方向

- ・保育園、学校等をはじめ、関係機関と連携し、支援することに努めます。
- ・子どもを一人の人間として認め、その権利を尊重することの重要性について意識づくりを進めます。
- ・発生子防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに対応することを目指して、市をはじめ関係機関・団体も含めた幅広い参加によるネットワーク組織の整備に取り組みます。
- ・養育が困難な家庭には速やかに支援し、虐待等の発生を未然に防ぐ取組を進めます。

計画事業

- 「子どもの権利条約」の周知（P93-6-1-1）
- 児童虐待防止の啓発（P93-6-1-2）
- 虐待の早期発見と予防（P93-6-1-3）
- 「こどもと家庭の相談室」の開設（新規）（P93-6-1-4）
- 相談体制の充実（P93-6-1-5）
- 主任児童委員、民生委員児童委員の活動の充実（P93-6-1-6）
- 一時的居住の場の確保（P93-6-1-7）
- 児童虐待防止ネットワーク組織（P93-6-1-8）
- 育児支援家庭訪問事業（新規）（P93-6-1-9）

主要課題6-2

ひとり親家庭への支援の充実

現状

- ・近年、離婚などにより、母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等が増えてきています。
- ・ひとり親家庭では、経済的に恵まれないケースや家事や子育ての問題も生じています。

市民の声

- ・母子家庭だが、働いてもお金が追いつかない。税金も保育料も払っているし、以前、夫が払っていなかった私の年金をこつこつ払っている。
- ・働きたいが、どうやって仕事を探せばよいかわからない。
- ・資格を取得するため、職業訓練所などの情報がほしい。

施策の方向

- ・ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援及び経済的支援等を進めます。

計画事業

- ひとり親家庭相談（P94-6-2-1）
- ひとり親家庭への貸付制度（P94-6-2-2）
- 家事支援の充実（P94-6-2-3）
- ひとり親家庭の団体活動の支援（P94-6-2-4）
- 緊急保護体制の充実（P94-6-2-5）
- ひとり親家庭の家賃の助成（再掲）（P94-6-2-6）
- 児童扶養手当（再掲）（P94-6-2-7）
- ひとり親家庭等児童の大学進学支度金（再掲）（P94-6-2-8）
- ひとり親家庭の医療費の助成（再掲）（P94-6-2-9）

主要課題 6-3

障害のある子どものいる家庭への支援の充実

現状

- ・障害のある子どものいる家庭では、地域で生活していくうえで様々な悩みを抱えています。
- ・障害の早期発見、早期療育の推進に努め、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制を充実することが必要です。
- ・保健、医療、福祉、教育等の各機関の円滑な連携により、障害のある子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、社会的自立を支援していくことが求められています。

市民の声

- ・我が家には障害のある長女（4歳）がいる。今は理解ある幼稚園へ通っているが、小・中・高と進む中、親として不安を抱いている。継続してケースワーカーが対応してくれると良い。
- ・障害を持つ子どもでも対応できるような学童保育「子どもの家」などをもっとふやしてほしい。
- ・重度障害児をすぐに受け入れてくれる施設がほしい。
- ・地域での理解者を増やしていく。

施策の方向

- ・地域の人々が障害や障害のある子どもに対する正しい理解を持ち、ともに支え合えるよう意識啓発を進めます。
- ・保育所や子どもの家への障害のある子どもの受入れに努めるほか、各種の子育て支援事業との連携を図るとともに、保育・教育・療育の充実を図ります。
- ・障害のある子どもの社会的自立支援を支援していくために、保健、医療、福祉、教育等の各機関の円滑な連携を促進します。

計画事業

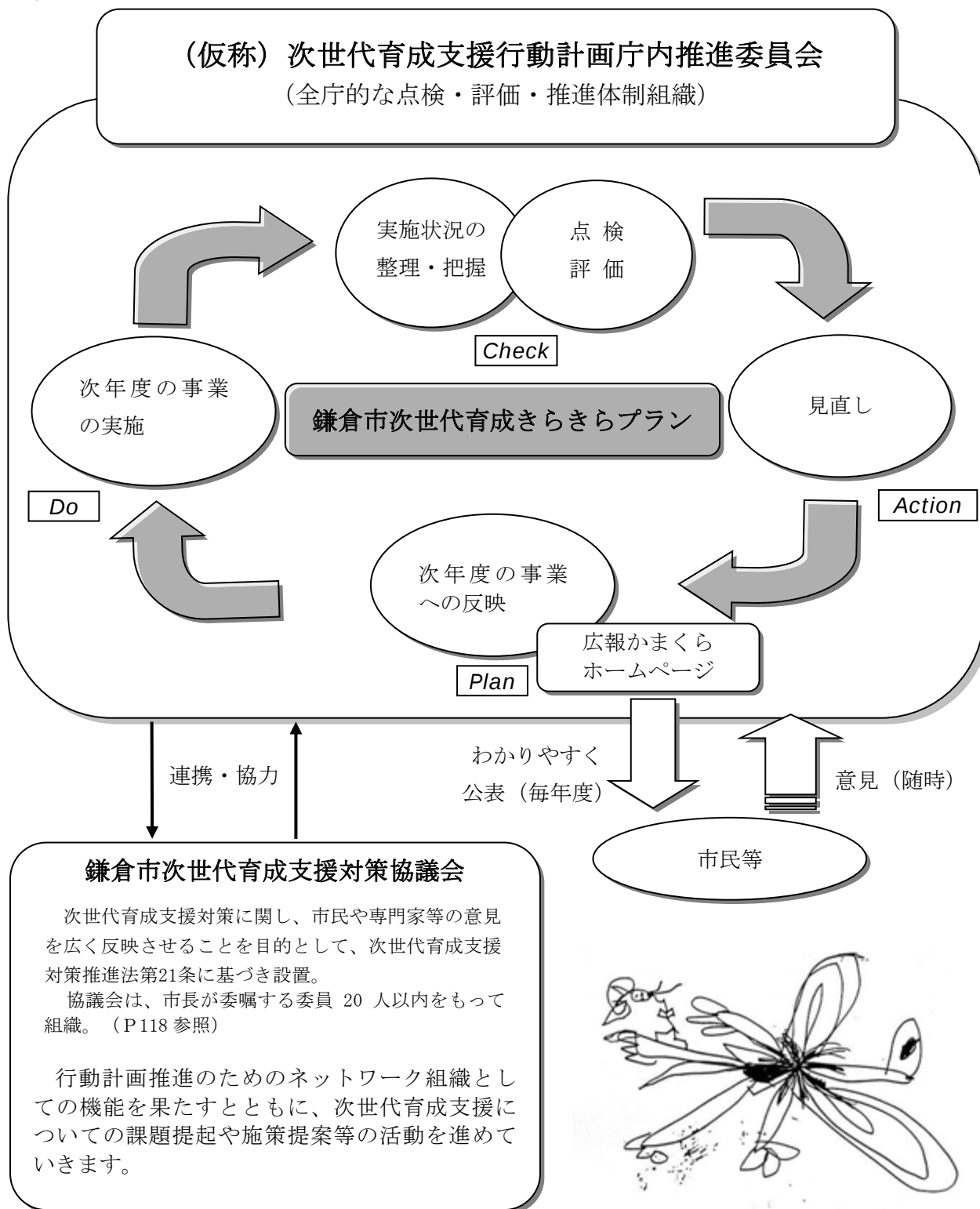
- 相談体制の充実（P95-6-3-1）●療育関係の施設の改築（P95-6-3-2）●統合保育の推進（P95-6-3-3）●療育指導・機能訓練（P95-6-3-4）●障害者医療費助成（再掲）（P95-6-3-5）●特別児童扶養手当（再掲）（P95-6-3-6）●就学相談（P95-6-3-7）●障害児教育（P95-6-3-8）●障害児の子どもへの受入れ（再掲）（P95-6-3-9）●市民啓発事業（P96-6-3-10）●児童居宅生活支援費事業（P96-6-3-11）●障害児福祉手当（P96-6-3-12）●障害者福祉手当（P96-6-3-13）●障害者福祉タクシー利用料及び自動車燃料費助成事業（P96-6-3-14）
- 要保護幼児へのきめ細かな対応（P96-6-3-15）□統合保育（P96-6-3-16）□障害児放課後・余暇支援事業（P96-6-3-17）□ミニレスパイトサービス事業（P96-6-3-18）□音楽で遊ぼう（P96-6-3-19）□ワークアールスペースぐるるんぱ（P96-6-3-20）□施設見学（P97-6-3-21）□障害福祉相談員による相談（P97-6-3-22）

第3部

計画の推進

【 計画の推進体制 】

計画を推進していくために「（仮称）次世代育成支援行動計画庁内推進委員会」を設置し、庁内の横断的組織を活用しながら、全庁的な施策の推進を図っていきます。



鎌倉市次世代育成きらきらプラン

平成17年3月

編集・発行／ 鎌倉市こども局推進担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-23-3000 内線2651



古紙配合率 100%再生紙を使用しています

鎌倉市次世代育成きらきらプラン

Vol.2 事業・資料編

海、山、みどり、自然、歴史、文化・・・

鎌倉らしさの中で

子どもたちの明るい笑顔と元気な声が未来をひらく



平成17年 3 月

鎌 倉 市

目 次

第2分冊

Vol.2 事業・資料編

第4部 計画事業一覧	61
1 特定14事業	63
2 計画事業及び市民活動事業	65
基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり	65
主要課題1-1 情報提供・相談体制の充実	65
主要課題1-2 地域における子育て支援サービスの充実	66
主要課題1-3 保育サービスの充実と多様化	70
主要課題1-4 子育て支援のネットワークづくり	71
主要課題1-5 経済的支援の充実	72
基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	73
主要課題2-1 子どもと親の健康の確保	73
主要課題2-2 食育の推進	74
主要課題2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成	76
主要課題2-4 小児医療の充実	77
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり	78
主要課題3-1 次代の親の育成	78
主要課題3-2 学校の教育環境の充実	79
主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上	83
主要課題3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	86
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	87
主要課題4-1 安心して外出できる環境の整備	87
主要課題4-2 安全・安心まちづくりの推進	89
主要課題4-3 良好な居住環境の確保	90
基本目標5 仕事と子育てが両立できるまちづくり	91
主要課題5-1 多様な働き方のできる環境の整備	91
主要課題5-2 仕事と子育ての両立の推進	92
基本目標6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	93
主要課題6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	93
主要課題6-2 ひとり親家庭への支援の充実	94
主要課題6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実	95
第5部 現状分析	99
第1章 子どもと子育てを取り巻く環境	101
第2章 女性の就労と子育て	107
第3章 保育の状況	109
第4章 人口の動向	114
第6部 資料	115

第 1 分冊

Vol.1 計画編

第 1 部 総 論	1
第 1 章 計画の策定にあたって	3
第 2 章 計画の考え方	5
第 3 章 計画の体系	10
第 4 章 重点課題への取組	11
緊急・重点課題：子どもの権利を守りその自立を支援します	12
重点課題 1：子育ての経済的負担の軽減を図ります	16
重点課題 2：鎌倉らしさを生かし子どもの健やかで豊かな成長を 支援する取組を進めます	20
重点課題 3：市民との協働による子どもと 子育てを支える地域活動を推進します	23
第 2 部 事業計画	27
基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり	29
主要課題 1-1 情報提供・相談体制の充実	30
主要課題 1-2 地域における子育て支援サービスの充実	31
主要課題 1-3 保育サービスの充実と多様化	32
主要課題 1-4 子育て支援のネットワークづくり	33
主要課題 1-5 経済的支援の充実	34
基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	35
主要課題 2-1 子どもと親の健康の確保	36
主要課題 2-2 食育の推進	37
主要課題 2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成	38
主要課題 2-4 小児医療の充実	39
基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり	40
主要課題 3-1 次代の親の育成	41
主要課題 3-2 学校の教育環境の充実	42
主要課題 3-3 家庭や地域の教育力の向上	43
主要課題 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	44
基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	45
主要課題 4-1 安心して外出できる環境の整備	46
主要課題 4-2 安全・安心まちづくりの推進	47
主要課題 4-3 良好な居住環境の確保	48
基本目標 5 仕事と子育てが両立できるまちづくり	49
主要課題 5-1 多様な働き方のできる環境の整備	50
主要課題 5-2 仕事と子育ての両立の推進	51
基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	52
主要課題 6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	53
主要課題 6-2 ひとり親家庭への支援の充実	54
主要課題 6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実	55
第 3 部 計画の推進	57
計画の推進体制	59

第 4 部

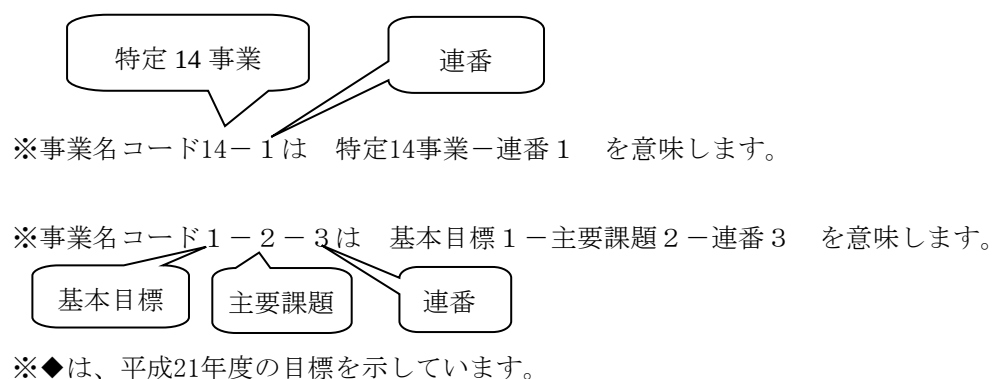
計畫事業一覽

平成21年度における各サービスの目標事業量を可能な限り設定しています。
14事業の目標事業量は、ニーズ調査から需要を把握し、推計して設定しています。

1 特定14事業（ここに挙げる14事業は、国の指定により報告を求められたものです。）

事業名		事業内容		水準		実施主体
				平成16年度	平成21年度	
14-1	通常保育事業	保護者が仕事をしているなど、児童福祉法等に定められている「保育に欠ける児童」を入所させる施設で、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準を満たす施設として知事等の認可を受けた保育所や市町村が認定した認定保育施設で実施します。 開所時間は7時から18時		15 か所 定員 1,295人	17 か所 定員 1,445人	こども福祉課
14-2	延長保育事業	保護者の仕事等の都合により、通常の保育時間（基本は11時間）を超えて保育を必要とする場合、早朝や夕方に行う保育をいいます。	実施園	15か所	17か所	こども福祉課
			1 時間まで	13 か所 163人	12 か所 178人	
			2 時間まで	2 か所 1 人	5 か所 124人	
14-3	夜間保育事業	夜間に、保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって行う保育をいいます。開所時間は11時から22時までの11時間とされています。基本的に夜間保育は夜間保育のみを行う保育所で行われます。		未実施	研究・検討	こども福祉課
14-4	夜間養護等（トワイライト）事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。		未実施	1 か所 1 人	こども福祉課
14-5	休日保育事業	保護者が仕事や病気などのために、家庭で児童の保育ができない場合に、日曜・祝日・年末年始に保育所を開設し、保護者に代わって行う保育をいいます。		未実施	2 か所 31 人	こども福祉課
14-6	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。		15 か所 定員 600人	16 か所 定員 640 人	青少年課
14-7	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）（派遣型）	保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して行う保育をいいます。		未実施	研究・検討	こども福祉課

事業名		事業内容	水準		実施主体
			平成16年度	平成21年度	
14-8	乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育) (施設型)	保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、児童を保育所等に付設された専用室等において一時的に行う保育をいいます。 また、小児科医院に開設する病後児保育室で行う保育もあります。	未実施	1 か所 3 人	こども福祉課
14-9	短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。	1 か所 4 人	1 か所 4 人	こども福祉課
14-10	一時保育事業	パートなど保護者の就労形態により認可保育所の入所基準に満たない場合、保護者の事故・疾病等による場合、育児リフレッシュ等の私的理由による利用など、認可保育所において一時的に行う保育をいいます。	5 か所 40 人	9 か所 60 人	こども福祉課
14-11	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、週2、3日程度、または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間行う保育をいいます。	未実施	15 か所 14 人	こども福祉課
14-12	ファミリーサポートセンター事業	育児等の援助を行いたい者と受けたい者からなる有償ボランティアの会員組織(ファミリーサポートセンター)で会員間の調整や援助活動等を行います。	1 か所	1 か所	こども局推進担当
14-13	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行います。フリースペースの子育て広場も設置しています。	2 か所	3 か所	こども局推進担当
14-14	つどいの広場事業	主に乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、集いの場を提供します。	未実施	1 か所	こども福祉課



2 計画事業及び市民活動事業

基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり

主要課題 1-1 情報提供・相談体制の充実 (P30)

事業名		事業内容	実施主体
1-1-1	かまくら子育てメディアスポットの充実	子育て中の市民に「子育て支援コンシェルジュ」による子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信などに協力していきます。	こども局推進担当
1-1-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行	妊娠中から就学前までの子どもの子育てに役立つよう子育て支援情報誌を発行します。 ◆16年度 8,000部 → 必要に応じて発行	こども局推進担当 市民健康課 こども福祉課
1-1-3	子育て情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報紙、ホームページ等での確に提供しよう努めます。 また、各公立保育園では、季節の子育てや地域と密着した子育て情報を年に数回発行（「汽車ポッポ」「かにっこ」「こしごえ」）して各子育て情報スポットに置いたり、保育園前の掲示板でお知らせしています。 ■ホームページの活用	関係各課
1-1-4	各種相談事業の充実及び連携	育児相談、児童相談、教育相談、女性問題相談など、各種相談事業を充実し、各相談窓口と関係機関との連携を図ります。	関係各課
1-1-5	地域子育て相談体制	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センター、保育所を活用し、相談体制の充実に努めます。 公立保育園では、地域活動の一環として電話等での育児相談を受け付けています。	こども局推進担当 こども福祉課
1-1-6	「こどもと家庭の相談室」の開設(新規)(再掲)	こどもと家庭の福祉に関する第一義的相談窓口を開設します。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 ■17年4月開設	こども局推進担当 市民健康課 こども福祉課
1-1-7	育児相談及び講演会	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。 ◆16年度 9園 → 21年度 23園	私立幼稚園
1-1-8	地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動	地域には厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が、市民の皆さんの立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。主任児童委員は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けるなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	鎌倉市民生委員児童委員協議会

※(新規)の表示は、5年間の計画期間内に新たに実施することを考えている事業を意味します。

主要課題 1-2 地域における子育て支援サービスの充実 (P31)

事業名		事業内容	実施主体
1-2-1	子ども会館	地域の子どもの健全な遊び場を与え、心身の健全な育成を図ります。 ◆16年度 13か所 → 21年度 14か所	青少年課
1-2-2	子どもの家	家庭において保護者の適切な監護を受けられない児童に対して、家庭的な指導を行い、心身の健全な育成を図ります。 ◆16年度 15か所 → 21年度 16か所 詳しくは 63 ページ特定 14 事業の 14-6 を参照	青少年課
1-2-3	障害児のための子どもの家の受入れ	ノーマライゼーションの観点から、障害のある児童の子どもの家受入れについて環境を整えます。	青少年課
1-2-4	公立保育所の拠点化	公立保育所は、市内 5 地域に 1 園ずつ地域の子育て支援の拠点保育所とし、それ以外の 3 園について民営化に取り組みます。 ◆16年度 公立 8 園 → 21年度 拠点園 5 か所	こども福祉課
1-2-5	子育て支援センターの充実	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置しています。 ◆16年度 2 か所 → 21年度 3 か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-13 を参照	こども局推進担当
1-2-6	保育園における地域育児センター活動の拡大	多様化する子育てニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域育児センター活動の拡大を図ります。	こども福祉課
1-2-7	つどいの広場事業	主に乳幼児（特に 0 ～ 3 歳）を持つ子育て中の親子の交流、集いの場を提供します。 ◆16年度 0 か所 → 21年度 1 か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-14 を参照	こども福祉課
1-2-8	保育施設の整備・活用	保育の安全確保及び市民ニーズの多様化に対応するため、老朽化した保育施設の改築等の整備を図ります。認定保育施設（無認可）の施設整備と認可化に向けて支援します。 また、既存施設の有効利用と改築にあわせ、スペースの確保を図ります。	こども福祉課
1-2-9	市主催事業における託児サービス	乳幼児のいる親が、市の主催する事業へ参加できるように、一時保育等の託児サービスを推進します。	人権・男女共同参画課

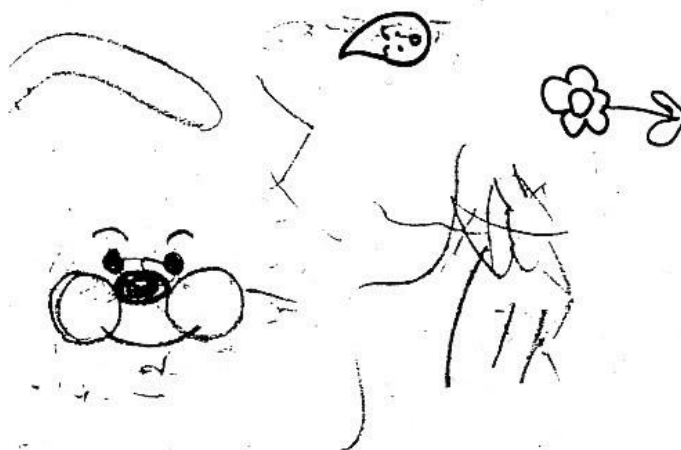
事業名		事業内容	実施主体
1-2-10	ファミリーサポートセンター	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。 ◆16年度 1か所 → 21年度 1か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-12 を参照	こども局推進担当
1-2-11	在宅子育て家庭訪問支援事業（新規）	妊娠中から小学生までの子育てをしている家庭を対象に、必要なときに訪問し、買い物や掃除、食事の支度などの家事支援を行うことで、子育て負担の軽減を図ります。 ■17年度実施予定	こども局推進担当
1-2-12	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の促進	商店街の賑わいの創出・活性化及び保育サービス等の提供の促進を図るため、空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置時に要する改装費・賃借料等の支援を図ります。	産業振興課
1-2-13	一時保育	保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。 ◆16年度 5か所 → 21年度 9か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-10 を参照	こども福祉課
1-2-14	病後児保育（施設型）	病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。 ◆16年度 0か所 → 21年度 1か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-8 を参照	こども福祉課
1-2-15	家庭保育福祉員制度の充実	低年齢児の保育需要に対応するため、保育の経験や技能を有する人が保育を行う制度の拡充を図ります。	こども福祉課
1-2-16	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。 ■16年度から実施 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-9 を参照	こども福祉課
1-2-17	夜間養護等（トワイライト）事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。 詳しくは 63 ページ特定 14 事業の 14-4 を参照	こども福祉課

事業名		事業内容	実施主体
1-2-18	特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、週2、3日程度、または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間行う保育を推進します。 ◆16年度 0 か所 → 21年度 15か所(14人) 詳しくは 64 ページ 特定 14 事業の 14-11 を参照	こども福祉課
1-2-19	多世代交流地域共同拠点の創設（新規）	地域資源の活用等により一般家庭の開放も含め、多世代が交流しあえる地域の拠点づくりを支援します。	福祉政策課 こども局推進担当
1-2-20	地域開放	幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスを行います。 ◆16年度 15園 → 21年度 23園	私立幼稚園
1-2-21	幼稚園における学童保育	放課後児童の健全育成に関して、幼稚園も地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目指した事業に取り組んでいきます。 ◆16年度 0 園 → 21年度 10園	私立幼稚園
1-2-22	乳幼児親子の会	親子一緒にゆったりした気持ちになり、新しい交流や支え合い、情報交換の場になればと思い発足しました。 お母さん方と一緒にプログラムを作り活動しています。 ■リズム体操、工作、紙芝居、指人形 ■人形劇の会、クリスマスの会	ひよこの会
1-2-23	青空自主保育	子どもが自然の中でのびのびと遊ぶことを目的に、保育者と当番の親が引率して鎌倉の海や山に出かけています。 あひる組（2歳児） どんぐり組（3歳児） } 毎週（火）（金） どろんこ組（4歳児） 毎週（火）（木）（金）	にこにこ会 （就園前の子どもを持つ親）
1-2-24	青空自主保育	鎌倉の豊かな自然の中で、子育て親育ちができるような環境を作りたいと願う親たちによる、野外活動を主とした青空幼稚園です。	やんちゃお（5、6歳児の親）

事業名		事業内容	実施主体
1-2-25	地域の中での子育て支援事業	子ども好きのスタッフが、頑張るママたちを支援しています。 ■保育サポート活動（随時） 母親のレスパイトのために ■講習会・講演会の開催（年3～4回） 子育て中の母親を対象に ■子育て支援者のための勉強会の開催（年6～12回） 支援者をバックアップ ■コンサートの開催（年1回） ママのリフレッシュのために	かまくらキッズ・ママ
1-2-26	かまくらママ'Sカレッジ	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座を企画・運営しています。年3回。	かまくら子育て支援グループ懇談会
1-2-27	ミニママカレ	グループ内外から講師を募り、育児サークルとして料理やアロマ、ベビーマッサージなどの講座を開催します。年6回。	かまくらままれ〜ど
1-2-28	子育てサロン	児童の健全育成のために、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。 ■大町…大町こぐまの会（月1回） ■第三…ベビーちゃんの会（年10回） ■玉縄…ママと赤ちゃんのたまりば（年10回）	地区社会福祉協議会 主任児童委員



この冊子のカットは、市役所のキッズコーナーに来た子どもたちが描いたものです。

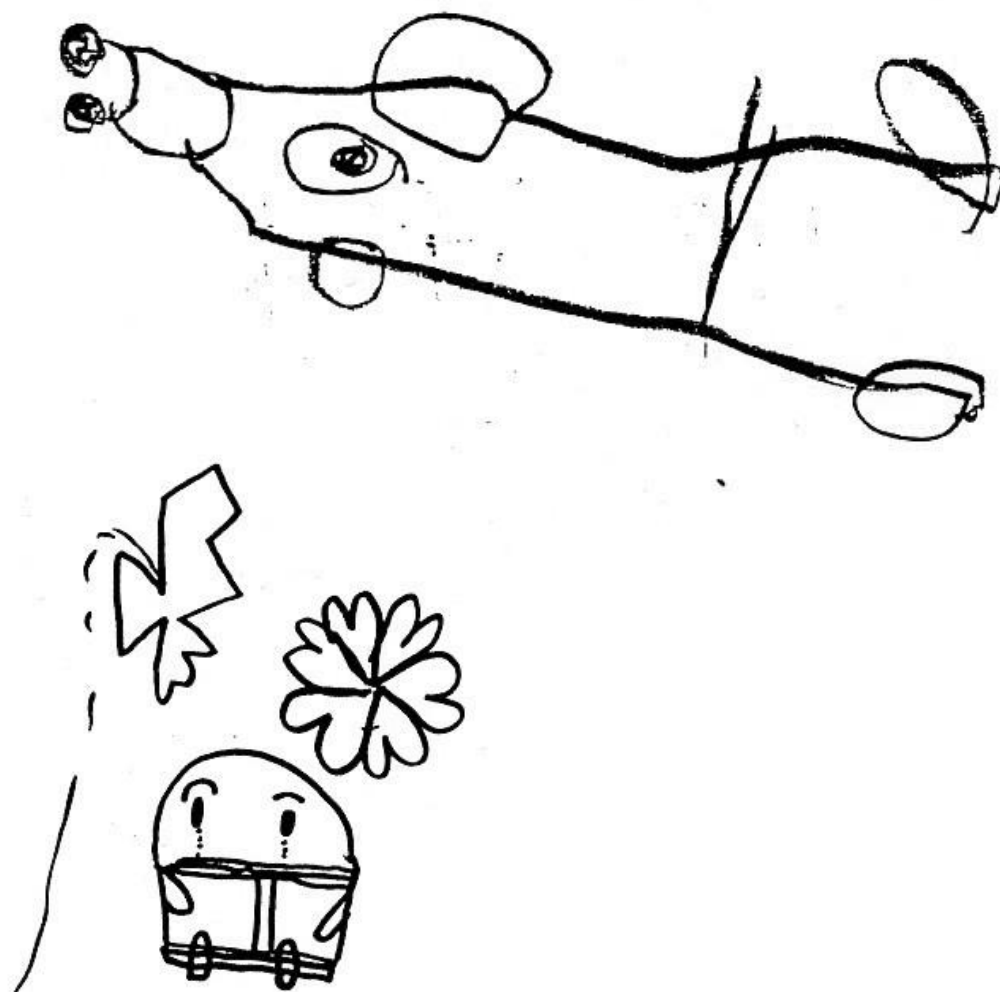


主要課題 1-3 保育サービスの充実と多様化 (P32)

事業名		事業内容	実施主体
1-3-1	延長・夜間保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。 ◆午後7時まで 16年度 15か所 → 21年度 17か所 ◆午後8時まで 16年度 2か所 → 21年度 5か所 詳しくは 63 ページ特定 14 事業の 14-2、14-3 を参照	こども福祉課
1-3-2	休日保育	女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。 ◆16年度 0か所 → 21年度 2か所 詳しくは 63 ページ特定 14 事業の 14-5 を参照	こども福祉課
1-3-3	低年齢児保育 産休明け保育	産後休暇明け・育児休業明けでの乳児保育の需要に応えるため、低年齢児保育受入れの拡大に努めます。 ◆16年度 6か月から → 21年度 2か月から	こども福祉課
1-3-4	統合保育 (障害児保育)	障害のある子どもと健常の子どもが日常生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、今後も保育園等集団生活に障害のある子どもを受け入れ、統合保育の推進に努めます。	こども福祉課
1-3-5	保育園児の健康管理	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達状況を把握し、健康増進に努めます。	こども福祉課
1-3-6	送迎保育 ステーション事業 (新規)	待機児童対策の一環として、駅を中心とした送迎保育と、これと併せた一時保育・延長保育の実施を検討します。	こども福祉課
1-3-7	保育サービス 評価 (新規)	保育所の提供するサービスについて、自己評価に加えて、利用者の認識・把握と第三者機関による評価の実施を検討します。私立保育所についても取組を要請していきます。	こども福祉課
1-3-8	預かり保育	幼稚園に就園している幼児につき、当該幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行います。 ◆16年度 20園 → 21年度 20園	私立幼稚園
1-3-9	幼稚園児の健康管理	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断及び尿・ギョウ虫検査等を実施します。 ◆16年度 23園 → 21年度 23園	私立幼稚園

主要課題 1-4 子育て支援のネットワークづくり (P33)

事業名		事業内容	実施主体
1-4-1	ネットワークの促進	子ども関連のすべての機関、団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるよう協働関係を促進します。	こども福祉課
1-4-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行(再掲)	妊娠中から就学前までの子どもの子育てに役立つよう子育て支援情報誌を発行します。 ◆16年度 8,000部 → 必要に応じて発行	こども局推進担当 市民健康課 こども福祉課
1-4-3	地域福祉活動	保育園、社会福祉協議会、主任児童委員や育児ボランティア等との連携により、地域の会館等を活用した身近な小グループで地域の子育ての充実を図ります。	市民健康課 こども福祉課



主要課題 1－5 経済的支援の充実 (P34)

事業名		事業内容	実施主体
1-5-1	私立幼稚園等 就園奨励費補助金の交付	入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対して、補助金を交付します。	こども局推進担当
1-5-2	ひとり親家庭 の家賃の助成	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	こども福祉課
1-5-3	小児医療費助成	0歳～就学前の児童の通院と、0歳～中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	保険年金課
1-5-4	ひとり親家庭 の医療費の助成	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	保険年金課
1-5-5	障害者医療費助成	一定程度以上の障害を持つ障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	保険年金課
1-5-6	就学援助事業	経済的な理由により就学困難な市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小中学校の特殊学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	学校教育課
1-5-7	奨学金給付事業	経済的な理由により、高等学校等への修学が困難な者の保護者等に対して奨学金を給付します。	学校教育課
1-5-8	児童手当	児童手当法に基づき手当を支給します。	こども福祉課
1-5-9	児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。	こども福祉課
1-5-10	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	こども福祉課
1-5-11	ひとり親家庭等児童の大学 進学支度金	ひとり親家庭等の児童が大学等に進学するにあたり、支度金を交付します。	こども福祉課
1-5-12	遺児卒業祝金 贈呈	遺児が中学校を卒業するにあたり、その保護者に卒業祝金を交付します。	こども福祉課

基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

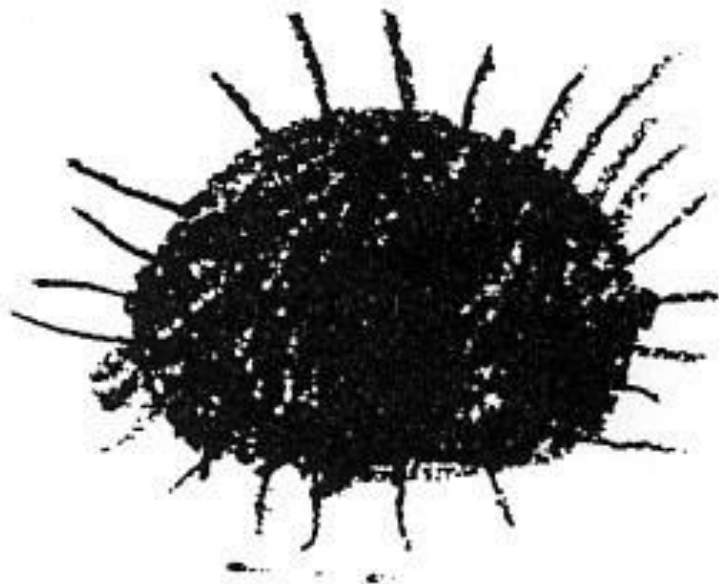
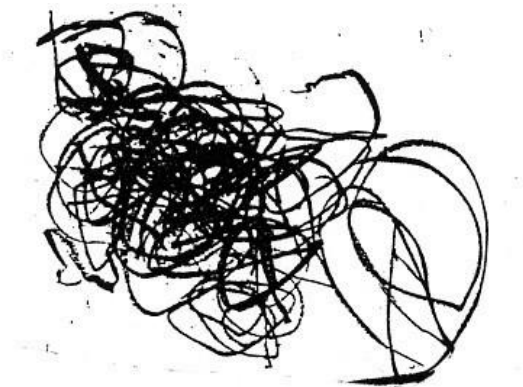
主要課題 2-1 子どもと親の健康の確保 (P36)

事業名		事業内容	実施主体
2-1-1	親子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。 ■母子健康手帳の交付 ■両親教室 ■離乳食教室 ■6か月児育児教室 ■1歳児歯科育児教室 ■育児講演会 ■思春期講演会 ■衣・食・住をテーマにした移動教室	市民健康課 市民活動課
2-1-2	妊婦及び乳幼児健康診査	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達問題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。 ■妊婦健康診査 ■乳児健康診査 ■1歳6か月児、3歳児健康診査 ■幼児歯科健康診査 ■精密健康診査	市民健康課
2-1-3	親子健康相談	育児、栄養、運動、歯等、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ■乳幼児健康相談 ■電話相談 ■面接相談	市民健康課
2-1-4	家庭訪問	家庭訪問によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持・増進に努めます。 ■妊産婦、新生児家庭訪問 ■乳幼児家庭訪問	市民健康課
2-1-5	予防接種	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。	市民健康課
2-1-6	健診後のフォロー体制づくり	発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス、及び適切な対応を図ります。 ■発達・栄養・健康・育児・心理相談 ■幼児グループ指導 ■乳幼児ケース検討	市民健康課 障害児者政策推進担当
2-1-7	不妊相談の周知 (新規)	不妊で悩んでいる方に対する相談支援を実施している県保健福祉事務所の事業の周知を推進します。	市民健康課

主要課題 2-2 食育の推進 (P37)

事業名		事業内容	実施主体
2-2-1	学校における食育の推進	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及に努めます。	施設給食課
2-2-2	親と子の食生活体験学習の開催 (新規)	適切な食生活習慣を確立させるため、栄養や文化に基づいた講義や指導及びふれあい体験学習会(野菜のもぎ取り、試食)等を開催します。 ■親子食育体験教室	市民健康課
2-2-3	離乳食教室の開催	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や調理実習等を開催します。 ■離乳食教室	市民健康課
2-2-4	栄養相談・栄養指導の実施 (新規)	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりを支援します。	市民健康課
2-2-5	乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児健診や育児教室等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行います。	市民健康課
2-2-6	保育園における食育の推進 (新規)	保育園の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。	こども福祉課
2-2-7	食育事業(エプロンシアター) (新規)	公立保育園の幼児にむけて、食品の体での役割、正しい食べ方、食事のマナーについて話をしています。 公私立保育園でそれぞれテーマを設定し食に関するアプローチをしています。今後、給食便り等も含め、テーマごとにまとめ、保育園から食に関する内容で共通の食育の資料作りをし、地域に情報を提供していきます。 ◆各保育園で食育について取り組んでいる→鎌倉市の保育園のテーマをまとめ、食について発信する。	こども福祉課
2-2-8	食生活改善推進員の活動支援	食生活改善推進員を育成し、そのグループ活動を支援します。	市民健康課
2-2-9	親と子の料理教室の開催	食生活改善推進団体の支援を受けて料理実習の活動支援を行います。	市民活動課

事業名		事業内容	実施主体
2-2-10	「成長・発達にあわせたはたらきかけ」冊子の作成 (新規)	保育園における、年齢別の食事、保育の問題点をまとめ、各年齢に応じた食事指導、家庭への食についてのはたらきかけを明確にします。冊子に沿って、子どもの成長、年齢にふさわしい食事指導を保育の活動と連携しながら行えるようにしていきます。 地域交流等を通して、発達にあわせたはたらきかけを伝えていきます。 ◆「成長・発達にあわせたはたらきかけ」の完成→乳幼児の生活や活動と連携した食のはたらきかけ	こども福祉課



主要課題 2-3 思春期保健対策の充実と母性・父性の健全育成 (P38)

事業名		事業内容	実施主体
2-3-1	思春期相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。 ■中学校へのスクールカウンセラー配置 ◆16年度 7校 → 21年度 9校 ■相談員配置 ■メンタルフレンド導入	学校教育課 教育センター
2-3-2	親に対する思春期理解への支援	思春期を迎える子どもを持つ保護者を対象とした専門家による講演会等を開催します。 ■思春期講演会（幼児期から思春期までの親子関係を考える） ■保護者懇談会等でのスクールカウンセラーや養護教諭による講演	市民健康課 学校教育課
2-3-3	学校における思春期教育の充実	小学校では、体育の保健分野で思春期の体の変化の学習、道徳における指導等、中学校では保健体育科の保健分野で思春期の体の発達や特別活動での心身の健康・安全にかかわる指導等を行っています。 また、喫煙・飲酒・薬物乱用の心身への影響の啓発を行っています。	学校教育課
2-3-4	（仮称）思春期心と体の健康づくり連絡会議の開催（新規）	学校保健や地域保健等の情報の共有化及び一元化を図る会議を開催します。	市民健康課 こども福祉課 学校教育課 教育センター 青少年課
2-3-5	児童・生徒理解研修会の実施	教員として必要な児童・生徒理解、教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図ります。 ◆21年度 継続拡大	教育センター



主要課題 2-4 小児医療の充実 (P39)

事業名		事業内容	実施主体
2-4-1	小児救急医療体制の充実	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児保健医療水準の維持向上を目指します。 ■ 初期救急→休日夜間急患診療所 ■ 第二次救急医療→藤沢市民病院 ■ 第三次救急医療→県立子ども医療センター及び救急救命センター	市民健康課 消防本部警防課
2-4-2	小児医療費助成（再掲）	0歳～就学前の児童の通院と、0歳～中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	保険年金課
2-4-3	小児緊急医療支援事業（新規）	市内において夜間や休日に小児科医を確保する体制を構築するため、小児救急医療を24時間対応している市内の病院に対し、運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図ります。	市民健康課
2-4-4	かかりつけ医の確立（新規）	子ども一人ひとりの様々な健康問題が早期かつ包括的な対応を受けられるよう、保護者（予定者を含む）にかかりつけ医の確立等に関する啓発に努めます。 ■ 両親教室、親子健康教室 ■ 親子健康相談等	市民健康課



基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

主要課題 3-1 次代の親の育成 (P41)

事業名		事業内容	実施主体
3-1-1	学習情報の収集と提供	市民の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。また、子どもの体験活動・奉仕活動の情報提供・情報相談・コーディネートを行います。 ■生涯学習情報誌「鎌倉萌」を毎月10,000部発行。 ■こども情報誌「かまナビ for kids」を年2回(夏・春)各11,000部発行。市内全公立小学校児童・中学校生徒に配付。全幼稚園・保育園及び私立小中学校に掲示。	生涯学習課
3-1-2	性(命)の尊重、男女平等教育の充実	男女が正しく性を理解・尊重しあうこと、お互いが協力して家庭生活・社会生活を築くための支援をします。	人権・男女共同参画課
3-1-3	小学生と保育園児・幼稚園児の交流	生活科の授業、総合的な学習の時間や小学校の行事等(運動会、各学校で行われる子どもまつり等)を通して、小学生と保育園児や幼稚園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の小学校1年生が、一緒に遊ぶなどの交流活動を行います。	こども福祉課 学校教育課 教育センター
3-1-4	中学生と保育園児・幼稚園児の交流	市立中学校において中学生が、保育園や幼稚園で「職場体験学習」や家庭科の学習の中で「保育実習」を行います。	こども福祉課 学校教育課
3-1-5	道徳教育の充実	主として他の人とのかかわりに関することの中で、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」ことについて実践的な態度の育成に努めます。	学校教育課
3-1-6	特別活動の充実	学級活動の中で、「男女相互の理解と協力」について実践的な態度の育成に努めます。	学校教育課
3-1-7	里山冒険遊び場	谷戸の散策、農作業の手伝い、どろんこの遊び、生き物とのふれあい、草花あそびなど。年齢制限なく、大人から子どもまで一緒になって里山体験をしながら自然に親しんでもらいます。主に会員を対象としていますが、一日里山冒険遊び場として自由参加の日も設けています。 ◆16年度 年10回 → 21年度 年12回	鎌倉中央公園を育てる市民の会

主要課題 3-2 学校の教育環境の充実 (P 42)

事業名		事業内容	実施主体
3-2-1	環境教育の推進	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にすることを育む環境教育の充実に努めます。 ■環境出前講座の実施	環境政策課
3-2-2	学校評議員制度	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、また信頼される学校づくりを推進します。 ◆16年度 設置率100%	学校教育課
3-2-3	世代間交流	総合的な学習の時間等で、地域の保育園、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めています。また、地域のお年寄りを学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えています。 保育園でも小学校、障害児施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域のお年寄りを招いての交流を図っています。	学校教育課 こども福祉課
3-2-4	教育相談事業の充実	教育センター相談室において、乳児から青少年の相談並びにいじめ・不登校等の教育相談を行います。 不登校児童・生徒のために、教育支援教室「ひだまり」を設置し、学校への復帰に向けた支援を行います。 ◆21年度 専任教員の増員	教育センター
3-2-5	幼児教育に関する研究・研修	幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動支援の一層の充実に図ります。 ■幼児教育研究会 ■幼児教育研修会（平成21年対象者保護者へ拡大） ■幼児教育研究協議会 ■幼保小連携研修会 ■幼保小交流事業（平成21年内容の充実発展）	教育センター
3-2-6	心の教育の推進・道徳教育の充実	生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。 また、道徳教育の推進のための資料集を作成します。	学校教育課 教育センター
3-2-7	国際社会への対応	外国人英語教師（ALT）を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実に図ります。	学校教育課
3-2-8	情報化社会への対応	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ITを活用した施策の充実に努めます。	学校教育課 教育センター

事業名		事業内容	実施主体
3-2-9	小学生と保育園児・幼稚園児の交流 (再掲)	生活科の授業、総合的な学習の時間や小学校の行事等(運動会、各学校で行われる子どもまつり等)を通して、小学生と保育園児や幼稚園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の小学校1年生が、一緒に遊ぶなどの交流活動を行います。	こども福祉課 学校教育課 教育センター
3-2-10	中学生と保育園児・幼稚園児の交流 (再掲)	市立中学校において中学生が、保育園や幼稚園で「職場体験学習」や家庭科の学習の中で「保育実習」を行います。	こども福祉課 学校教育課
3-2-11	各種育成行事	子どもの健康維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。 また、子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。 ■小学校陸上記録大会 ■砂工作の会 ■演劇等鑑賞会 ■小学校音楽会 ■鎌倉駅地下道ギャラリー'50展示 ■小学校児童作品展 ■中学校音楽会 ■中学校生徒美術展 ■中学校演劇発表会 ■中学校総合体育大会	学校教育課
3-2-12	各種育成事業	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。 ■子ども会への支援 ■子ども写生大会 ■おやこ体操教室 ■親子リトミック教室 ■演奏会 ■子どもセンター事業 ■青少年会館事業 ■おひざにだっこのおはなしかい ■1日図書館員	生涯学習課 青少年課 中央図書館
3-2-13	安全で快適な学校教育環境の整備	学校施設整備計画「改訂版」の内容に沿った事業を推進します。 ■耐震補強工事 ■校舎改築事業 ■プール建設事業 ■トイレ改修事業	施設給食課
3-2-14	体験学習の推進	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、総合的な学習の時間等を使って、校外活動等を実施します。	学校教育課

事業名		事業内容	実施主体
3-2-15	かまくら子ども議会の開催	かまくらの未来を担う子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面するさまざまな課題について考えるとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。	学校教育課
3-2-16	個に応じた指導の充実	少人数指導やティーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	学校教育課
3-2-17	読書活動の推進	朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組みます。 また、「読書活動推進嘱託員」を小中学校へ派遣するなど、児童生徒の読書活動の推進を図ります。	学校教育課
3-2-18	各種補助員・介助員の派遣	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、障害児学級・普通学級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。	学校教育課
3-2-19	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発事業	市内小中学校の児童生徒を対象にごみの発生抑制及び減量化、資源化のための啓発を行い、児童生徒はもとより、父母、家族までその意識を広める事業を行います。	資源対策課
3-2-20	親子景観セミナーの開催	将来の鎌倉のまちづくり、景観づくりの担い手となる子どもたちとその保護者を対象に、鎌倉らしい景観をつくり出している風景や建物等を講師の説明を聞きながら見学します。	都市景観課
3-2-21	「市長への手紙（子ども版）」の設置（新規）	子どもの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「市長への手紙（子ども版）」を市立小中学校、子ども会館、子どもの家及び青少年会館に設置します。 ◆17年度実施予定	市政情報相談課 こども局推進担当 学校教育課 青少年課
3-2-22	幼児教育の振興	幼児教育の振興並びに充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。 ◆16年度 17園 → 21年度 23園	私立幼稚園

事業名		事業内容	実施主体
3-2-23	幼稚園の安全対策	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園が安全管理システムの整備並びに家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。 ◆16年度 6園 → 21年度 23園	私立幼稚園
3-2-24	里山体験学習	小中学校の総合的な学習として受け入れ、年間通して農作業、谷戸保全作業、自然観察を指導しています。また、単発的な谷戸保全作業体験をグループ・クラス・学年単位などで受け入れています。平成15、16年度はボランティア活動補助事業として行いました。 ◆16年度 年35回 → 21年度 年35回	鎌倉中央公園を育てる市民の会

17
145
296



主要課題 3-3 家庭や地域の教育力の向上 (P43)

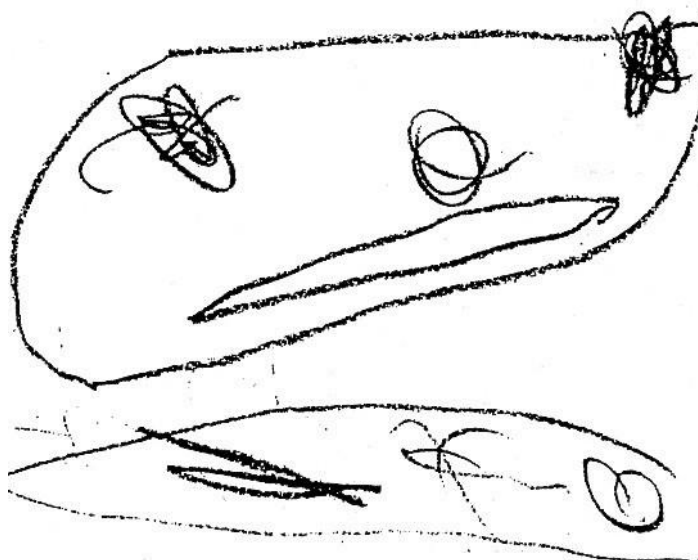
事業名		事業内容	実施主体
3-3-1	ブックスタート事業 (新規)	6か月児育児教室において、絵本を贈呈し、絵本の読み方や聞かせ方などのアドバイスを行います。	こども局推進担当 市民健康課 中央図書館
3-3-2	子育て支援センターの充実 (再掲)	子育て家庭に対してアドバイザーが育児相談に応じます。また、子育ての情報提供や子育てサークルの育成支援を行います。 ◆16年度 2か所 → 21年度 3か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-13 を参照	こども局推進担当
3-3-3	生涯学習施設の提供	学校学習施設の提供や市内の企業等が保有する施設などの利用について、調査・検討します。	生涯学習課
3-3-4	育児教室	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身に付けられるよう、専門の講師による講座等を開催します。 また、育児経験に乏しい親たちの、育児への不安や悩みを解消するため、子育て教室・講座の開設に努めます。 ■育児講演会、育児教室	市民健康課
3-3-5	両親学級	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活の注意・育児の楽しさを一緒に学習します。 ■両親教室	市民健康課
3-3-6	地域での子どもの参画活動	各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図られるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。 ■球技大会 ■風上げ大会	青少年課
3-3-7	子どものスポーツの育成	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、関係団体等の支援を図ります。	スポーツ課
3-3-8	子ども会館・子どもの家における健全育成	地域社会の中で、児童の遊び場の拠点として、異年齢集団での遊びや仲間づくりのための居場所づくりに努めます。	青少年課
3-3-9	学校開放の推進	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進めていきます。 ◆16年度 25校 → 21年度 25校	スポーツ課
3-3-10	青少年指導者の育成支援	子どもの地域活動を支える青少年指導者の活動を支援します。	青少年課
3-3-11	青少年活動のリーダー講習会	集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域における青少年活動のリーダーとなれる人材を育成するため、講習会を実施します。 ■リーダー研修会	青少年課

事業名		事業内容	実施主体
3-3-12	若者たちが育ち合う場の創設	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指せる場づくりを進めます。	関係各課
3-3-13	学習情報の収集と提供（再掲）	市民の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。また、子どもの体験活動・奉仕活動の情報提供・情報相談・コーディネートを行います。 ■生涯学習情報誌「鎌倉萌」を毎月10,000部発行。 ■こども情報誌「かまナビ for kids」を年2回（夏・春）各11,000部発行。 市内全公立小学校児童・中学校生徒に配付。 全幼稚園・保育園及び私立小中学校に掲示。	生涯学習課
3-3-14	家庭・地域の教育力活性化事業	小中学生の保護者を対象に家庭・地域教育力の向上を目指し、講演会やワークショップ等を実施します。 ■CAP保護者向けワークショップ ■家庭・地域の教育力活性化セミナー	生涯学習課
3-3-15	各種育成事業（再掲）	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。 ■子ども会への支援 ■子ども写生大会 ■おやこ体操教室 ■親子リトミック教室 ■演奏会 ■子どもセンター事業 ■青少年会館事業 ■おひざにだっこのおはなし会 ■1日図書館員	生涯学習課 青少年課 中央図書館
3-3-16	総合型地域スポーツクラブの育成	地域におけるコミュニケーションを深め、地域で子どもの健全なからだところをつくる、スポーツ環境の充実を図ります。	スポーツ課
3-3-17	保育園の地域活動	保育園の園庭開放や行事参加など地域の子育てを支援する地域活動を進めます。	こども福祉課
3-3-18	青少年健全育成活動	青少年の健全育成のため、各地域での次のような事業を実施しています。 ■チャレンジ広場（体育館であそぼう） ■腹話術とお話 ■ホタルを見る会 ■デイキャンプ ■ふれあい広場 ■お芋堀り ■広町ハイキング 今後も継続して実施します。	鎌倉市青少年指導員連絡協議会

事業名		事業内容	実施主体
3-3-19	家庭と地域の教育力活性化セミナー	近年低下していると言われる家庭と地域の教育力を高めるために、様々なテーマ（少年犯罪、子どもの心、CAP、不登校、生命の大切さ等々）で講演会や講習会を開催しています。 主な参加者はPTA会員ですが、市の広報紙などが通じて一般の参加も呼びかけています。 ◆16年度 5回開催 → 21年度 同水準を予定	鎌倉市PTA連絡協議会 鎌倉市教育委員会との共催
3-3-20	鎌倉てらこや事業	ビジョン ①地域の子どもたちが主体的に生き、活動できる拠点をづくり、成熟した地域社会を創造する ②子どもたちの魂を輝かせるために、自然、歴史、伝統、文化、宗教的な環境の下で、遊び、学び合い、感動体験を培う。 ③親たちは、子どもとともに学び、自らを育み、自立したよき大人に生まれ変わることを目指す。 対象：地域の子どもとその親 特徴 ①三世代による実行委員会形式の運営（大学生・JC・大人） ②鎌倉の特性を活かした活動（神社仏閣・文化施設との連携） ③寄付金・参加費・助成金による運営 ■山・川・海・森林などでの自然体験 ■神社・お寺・教会などでの生活体験 ■囲碁・将棋・茶道・華道・書道・武道の伝統的道シリーズ体験 ■能・舞踊・陶芸などの伝統芸術体験 ■音楽・絵画・演劇・朗読などの芸術体験 ■講演会・体験議会などの知識体験 ■農業・畜産・料理などの自給自足体験 ■河川浄化などのエコロジー体験 ◆16年度 年6回 → 21年度 年12回	鎌倉てらこや実行委員会
3-3-21	一日深沢プレーパーク	子どもたちの健全育成と地域の大人たちの交流を目的とした「冒険遊び場」活動を行います。年10回 常設が目標。	鎌倉あそび塾
3-3-22	青少年の体験学習活動	青少年の福祉に対する理解と福祉意識の向上のために、中学生以上の青少年を対象に福祉施設の体験を実施しています。体験で学ぶ「福祉の心」「ボランティア精神」を培います。年1回。	鎌倉市社会福祉協議会
3-3-23	助成事業	児童の健全育成のために、小学生を対象としたスポーツ団体に助成金を交付しています。年1回。	鎌倉市社会福祉協議会

主要課題３－４ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (P44)

事業名		事業内容	実施主体
3-4-1	青少年健全育成に関する啓発	青少年健全育成に向け、各団体・生徒などによる街頭キャンペーンを年２回実施します。 ◆16年度 ２回 → 社会環境の変化に伴い設定	教育センター
3-4-2	街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による青少年の問題行動の早期発見、及び未然防止に努めます。 ◆16年度 30回 → 社会環境の変化に伴い設定	教育センター
3-4-3	有害環境調査の実施	カラオケボックス、ゲームセンター、ビデオ販売店・書店等の実態調査を行います。 また、有害環境調査の結果を神奈川県で集約し、関係業界団体に改善を要請しています。 ◆16年度 １回 → 対象業種が増加すれば対応	教育センター
3-4-4	学校と警察の連携の強化(再掲)	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	学校教育課

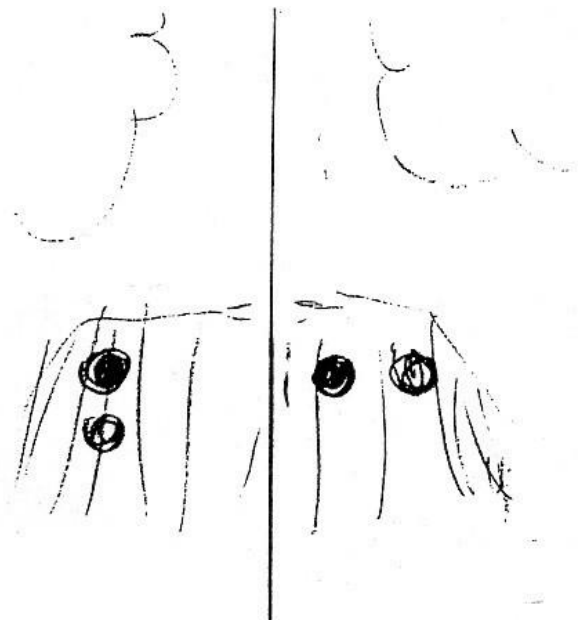


基本目標４ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主要課題４－１ 安心して外出できる環境の整備 （P46）

事業名		事業内容	実施主体
4-1-1	歩道の整備	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。 また、あんしん歩行エリア内の交通事故及び死傷者が減少するための対策を実施します。	道路整備課
4-1-2	生活道路の整備促進	歩行空間の確保等による歩行者及び自転車利用者の交通安全対策を実施します。	交通政策課 道路整備課
4-1-3	交通環境の検討	平成14年に設置した市民参画による「鎌倉市交通政策研究会」において、前研究会から出された20の施策の検討や新たな施策の検討を行っています。	交通政策課
4-1-4	庁内のバリアフリー化の推進	庁舎内のトイレのバリアフリー化（洋式化など）を老朽化した設備の改修時に併せて、順次進めていきます。 特に子ども連れで利用するトイレには、ベビーベッド、チャイルドキープなどを設置していきます。	管財課
4-1-5	公園・緑地の整備促進	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 ■総合公園（鎌倉中央公園、鎌倉海浜公園） ■地区公園（源氏山公園、笛田公園） ■風致公園（夫婦池公園、六国見山森林公園） ■（仮称）鎌倉広町緑地	公園緑地課
4-1-6	都市緑地の整備	身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存開発緑地を整備し、確保するとともに、まとまった面積のある樹林地は法の指定を行います。	みどり課 公園緑地課
4-1-7	街区公園等の設置	子どもたちが、戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等を身近な場所への設置に向けて取り組みます。	公園緑地課
4-1-8	駅施設の整備	公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市政策課

事業名		事業内容	実施主体
4-1-9	交通安全教室の充実	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。 ◆16年度 80回 3,000人 → 21年度 84回 3,150人	道路整備課 学校教育課 こども福祉課
4-1-10	子どもの交通安全対策	子どもの交通事故を未然に防止するため、道路交通環境の整備や、交通安全教室の開催を推進します。	道路整備課

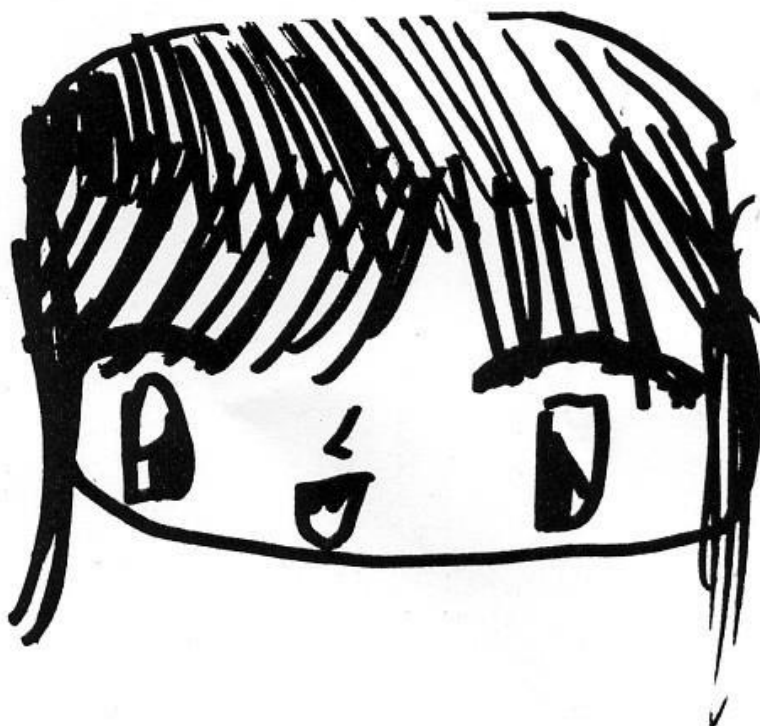


主要課題 4-2 安全・安心まちづくりの推進 (P47)

事業名		事業内容	実施主体
4-2-1	防犯灯管理費補助金の交付	市内の自治会、町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付しています。	安全・安心まちづくり推進担当
4-2-2	防犯対策の充実(新規)	都市公園、児童遊園等の公園灯の整備、管理を行います。 また、市営住宅防犯灯の整備や、防犯の広報啓発に努めます。	公園緑地課 建築住宅課
4-2-3	自主防犯パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。 ◆16年度 53団体 → 21年度 120団体	安全・安心まちづくり推進担当
4-2-4	学校と警察の連携の強化	各学校と警察との連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	学校教育課
4-2-5	児童安全指導(CAP)の開催	市立小学校3年生に対し、子どもの暴力防止プログラム(CAP)を実施します。 また、保護者向けCAPも実施します。	学校教育課
4-2-6	防犯教室の開催	各学校において、不審者侵入を想定した防犯教室や避難訓練を実施します。	学校教育課
4-2-7	関係機関、団体との協議会設立(新規)	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を設置しました。	安全・安心まちづくり推進担当
4-2-8	防犯体制の充実(新規)	協議会を通じ、関係団体・機関と連携し、防犯活動を推進します。	安全・安心まちづくり推進担当
4-2-9	防犯に関する普及啓発活動の実施(新規)	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及啓発活動を行います。	安全・安心まちづくり推進担当
4-2-10	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布	学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小中学校に配布します。 各学校でも危機管理マニュアルを作成し、事故防止に努めます。	学校教育課
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の推進(新規)	保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	学校教育課 安全・安心まちづくり推進担当
4-2-12	防犯ブザーの配布(新規)	小中学生が不審者等から身を守るため、市内在住在学の児童生徒に防犯ブザーを配布します。	学校教育課

主要課題 4－3 良好な居住環境の確保 （P 48）

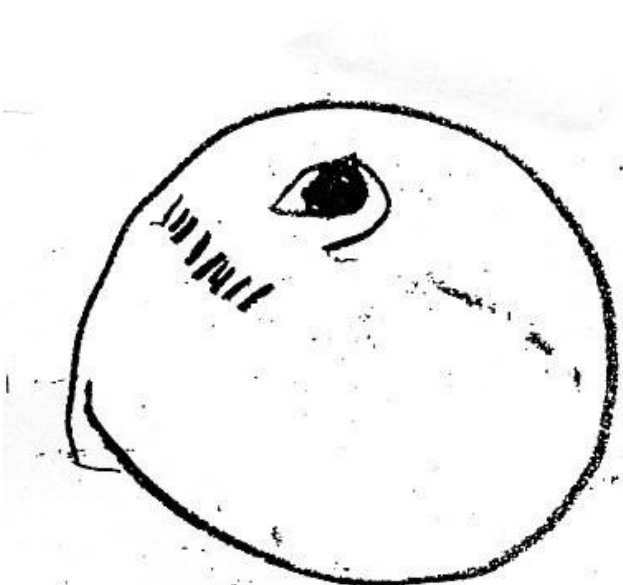
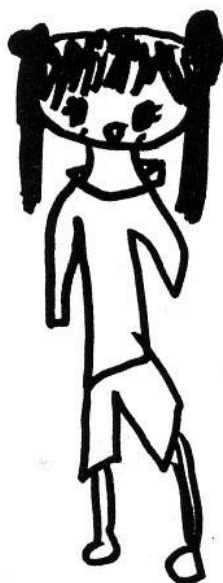
事業名		事業内容	実施主体
4-3-1	住宅施策の推進	若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究してまいります。	都市政策課
4-3-2	まちづくり活動の支援	市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援しています。	都市政策課
4-3-3	公営住宅の整備促進	市営住宅の建替えにあたり、保育施設等との合築を図ります。 また、市営住宅入居者選考にあたり、優遇措置を講じます。	建築住宅課
4-3-4	住環境の整備	各地域の特性を生かした住環境の保全と整備を図ります。	都市政策課



基本目標５ 仕事と子育てが両立できるまちづくり

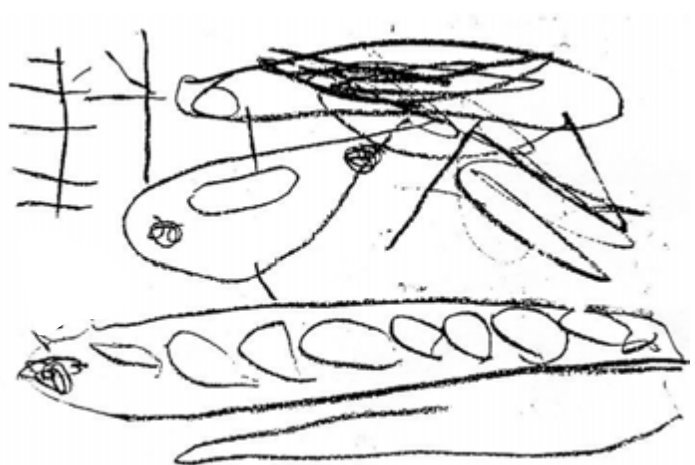
主要課題５－１ 多様な働き方のできる環境の整備 (P50)

事業名		事業内容	実施主体
5-1-1	男性の育児休業取得率の向上	育児休業制度の普及・啓発を図り、男性が育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課
5-1-2	市の業者登録や更新時等に労働環境実態のアンケート調査の実施	子どもを持つ親にとって働きやすい環境であるか、育児時間の確保等労働環境の実態を把握し、子育てしやすい労働環境づくりの啓発に努めます。	人権・男女共同参画課
5-1-3	若年者向け雇用対策事業の実施	不安定就労若年者（フリーター）の増加を踏まえて、就職活動を開始する学生に対して、カウンセリングなど適職誘導の事業を行います。	市民活動課
5-1-4	新就職者研修講座の開催	学校を卒業し、社会に出るときに必要な知識が学べる講座（ビジネスマナー教室）を開催します。	市民活動課
5-1-5	就労環境改善への支援	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。	市民活動課 人権・男女共同参画課
5-1-6	就労情報の提供	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。	市民活動課



主要課題 5-2 仕事と子育ての両立の推進 (P51)

事業名		事業内容	実施主体
5-2-1	男女共同参画社会づくり	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら21男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。 ■アンサンブル21との協働による事業の推進	人権・男女共同参画課
5-2-2	育児への父親の参加	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。 ■両親教室、父子食育教室 ■育児講演会、思春期講演会	市民健康課
5-2-3	ファミリーサポートセンター (再掲)	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。 ◆16年度 1か所 → 21年度 1か所 詳しくは 64 ページ特定 14 事業の 14-12 を参照	こども局推進担当
5-2-4	子どもの家 (再掲)	家庭において保護者の就労や適切な監護を受けられない児童に対して、家庭的な指導を行い、心身の健全な育成を図ります。 ◆16年度 15か所 → 21年度 16か所 詳しくは 63 ページ特定 14 事業の 14-6 を参照	青少年課
5-2-5	各種保育サービス (再掲)	通常保育、延長保育、一時保育など各種保育サービスの充実を図ります。 詳しくは 63～64 ページ特定 14 事業を参照	こども福祉課



基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

主要課題 6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実 (P53)

事業名		事業内容	実施主体
6-1-1	「子どもの権利条約」の周知	子どもの人権の擁護を進めるために、「子どもの権利条約」の周知・啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
6-1-2	児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 ■パンフレットの配布 ■ホームページの活用	人権・男女共同参画課 こども福祉課 学校教育課
6-1-3	虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、家庭訪問等親と子に接するあらゆる場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。	市民健康課
6-1-4	「こどもと家庭の相談室」の開設(新規)	こどもと家庭の福祉に関する第一義的相談窓口を開設します。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 ■17年4月開設	こども局推進担当 市民健康課 こども福祉課
6-1-5	相談体制の充実	被害を受けた子どもの心のケアや保護者に対するカウンセリング等について、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。	関係各課
6-1-6	主任児童委員、民生委員児童委員の活動の充実	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員児童委員の積極的活動を推進します。	福祉政策課
6-1-7	一時的居住の場の確保	DV被害者への一時支援として、県・NPOと連携し、母子のシェルターへの入所などの支援を行います。	こども福祉課
6-1-8	児童虐待防止ネットワーク組織	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。 ■17年度設置予定	こども福祉課
6-1-9	育児支援家庭訪問事業(新規)	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。 ■17年度実施予定	市民健康課 こども福祉課

主要課題 6-2 ひとり親家庭への支援の充実 (P54)

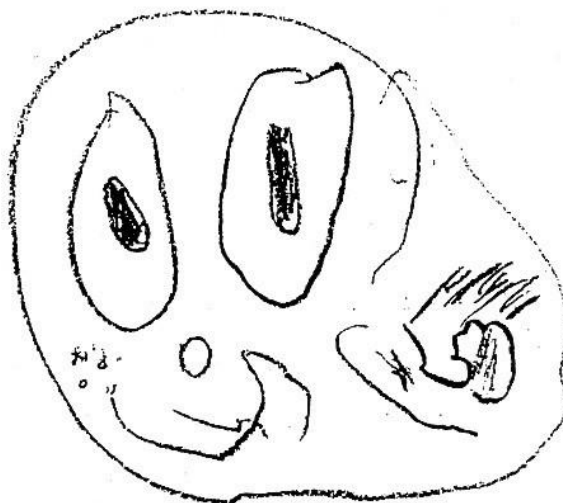
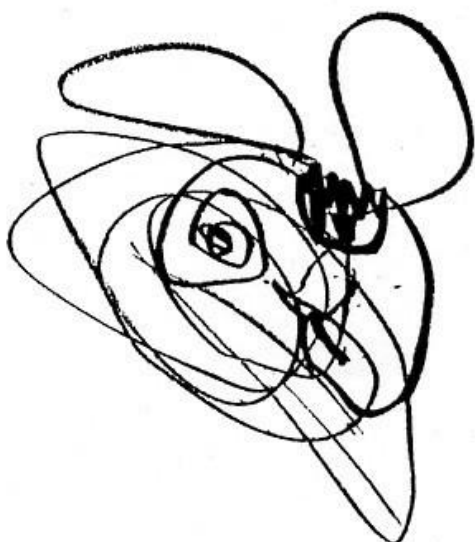
事業名		事業内容	実施主体
6-2-1	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。	こども福祉課
6-2-2	ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要ときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。	こども福祉課
6-2-3	家事支援の充実	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。	こども福祉課
6-2-4	ひとり親家庭の団体活動の支援	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。	こども福祉課
6-2-5	緊急保護体制の充実	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童擁護施設において、緊急に一時的な保護の必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。	こども福祉課
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成(再掲)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	こども福祉課
6-2-7	児童扶養手当(再掲)	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。	こども福祉課
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金(再掲)	ひとり親家庭等の児童が大学等に進学するにあたり、支度金を交付します。	こども福祉課
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成(再掲)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	保険年金課

主要課題 6-3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実 (P55)

事業名		事業内容	実施主体
6-3-1	相談体制の充実	障害のある子どものいる家族からの各種相談について、ケースワーカー、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等が中心となって、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。 また、母子保健活動との連携のもとで障害の早期発見とともに、早期療育の充実に努めます。 ■療育相談 ■巡回療育相談（幼稚園、保育園等） ■母子グループ指導	障害児者政策推進担当
6-3-2	療育関係の施設の改築	より充実したバリアフリー化等ニーズに沿って、老朽化した施設の改修に努めます。	あおぞら園
6-3-3	統合保育の推進	障害のある子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。 また、幼稚園における受入れに対する補助金を交付して障害のある子どもの受入れ体制を支援します。	障害児者政策推進担当 あおぞら園 こども福祉課
6-3-4	療育指導・機能訓練	言語機能、肢体、知的発達などに障害のある子どもに対する療育指導及び機能訓練の充実に努めます。	障害児者政策推進担当 あおぞら園
6-3-5	障害者医療費助成（再掲）	一定程度以上の障害を持つ障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	保険年金課
6-3-6	特別児童扶養手当（再掲）	特別児童扶養手当法に基づき、一定の障害のある児童（20歳未満）の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	こども福祉課
6-3-7	就学相談	障害のある児童の一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力をつけられるよう就学相談の充実に努めます。	学校教育課 障害児者政策推進担当 あおぞら園
6-3-8	障害児教育	障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。	学校教育課
6-3-9	障害児の子どもへの受入れ（再掲）	ノーマライゼーションの観点から子どもの家への障害児の受入れについて環境を整えます。	青少年課

事業名		事業内容	実施主体
6-3-10	市民啓発事業	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、子育て支援関連施設などに各種冊子を配布します。	障害児者政策推進担当
6-3-11	児童居宅生活支援費事業	児童福祉法に基づき、居宅生活支援の福祉サービス（ホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、短期入所）を必要とする障害児（18歳未満）がサービスを利用した場合に、その費用等を支給します。	社会福祉課
6-3-12	障害児福祉手当	特別児童扶養手当法に基づき、在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。	社会福祉課
6-3-13	障害者福祉手当	在宅の重度障害児・者に対し手当を支給します。	社会福祉課
6-3-14	障害者福祉タクシー利用料及び自動車燃料費助成事業	在宅の重度障害児・者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。	社会福祉課
6-3-15	要保護幼児へのきめ細かな対応	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要性に鑑みカウンセラーの拡充事業（現在、市社会福祉課療育相談担当が実施）を行います。 ■巡回訪問各園月1回	私立幼稚園
6-3-16	統合保育	障害児を受け入れて障害児へのサポートと障害に対する認識と理解を深めます。 ◆16年度 14園 → 21年度 18園	私立幼稚園
6-3-17	障害児放課後・余暇支援事業	障害のある子どものいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努めます。	鎌倉市障害児等放課後・余暇支援の会
6-3-18	ミニレスパイトサービス事業	障害児者の介護をしている保護者の休息等のための一時預かりを行います。 毎週月曜日午後・木曜日1日	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-19	音楽で遊ぼう	障害児者対象の音楽療法を実施（講師は有料で専門家に依頼）します。 毎月第1・第3土曜日午前中	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-20	ワークアーツスペースぐるるんぱ	障害児を対象に、工作や粘土などを楽しみながらの余暇活動を支援します。 毎月第1・第3日曜日午前中	鎌倉市手をつなぐ育成会

事業名		事業内容	実施主体
6-3-21	施設見学	障害児者の保護者を対象に、障害児施設の見学を行います。 年2回	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-22	障害福祉相談員による相談	県から委嘱を受けた相談員による各種相談を行います。 毎月第2木曜日、その他必要なとき	鎌倉市手をつなぐ育成会 鎌倉市身体障害者福祉協会 鎌倉市肢体不自由児者父母の会



第 5 部

現状分析

第1章 子どもと子育てを取り巻く環境

1. 少子化の進行

平成15（2003）年の全国の出生数は、前年をやや下回り、昭和49（1974）年以降の減少が、依然として続いています*₁。

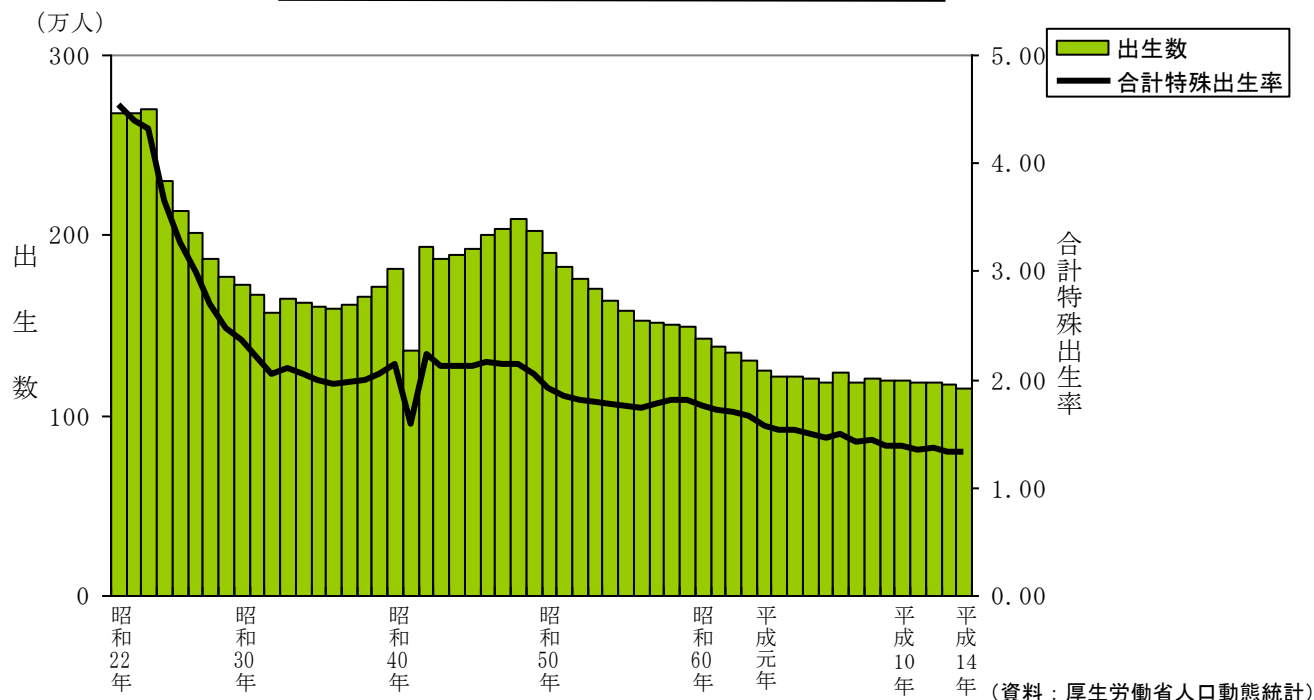
また、女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率も、昭和49（1974）年に2.08人を下回って以来、平成6（1994）年は1.50人と前年（1.46人）に比べてやや増加したものの、その後、徐々に低下し、平成15（2003）年には1.29人となっています。現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準の2.08人には及ばず、少子化の傾向が著しく進んでいます。

神奈川県合計特殊出生率も、平成15（2003）年度で1.21人と減少傾向が続いています。

鎌倉市における平成15（2003）年の出生数は、1,152人で、平成13（2001）年には1,048人とやや減少したものの、ここ数年間の出生数は、ほぼ横ばい状況です。

また、鎌倉市の合計特殊出生率は、平成15（2003）年現在で0.99人であり、県（1.21人）、国（1.29人）のいずれをも下回っています。

■ 図1 出生数と合計特殊出生率の推移（国） ■



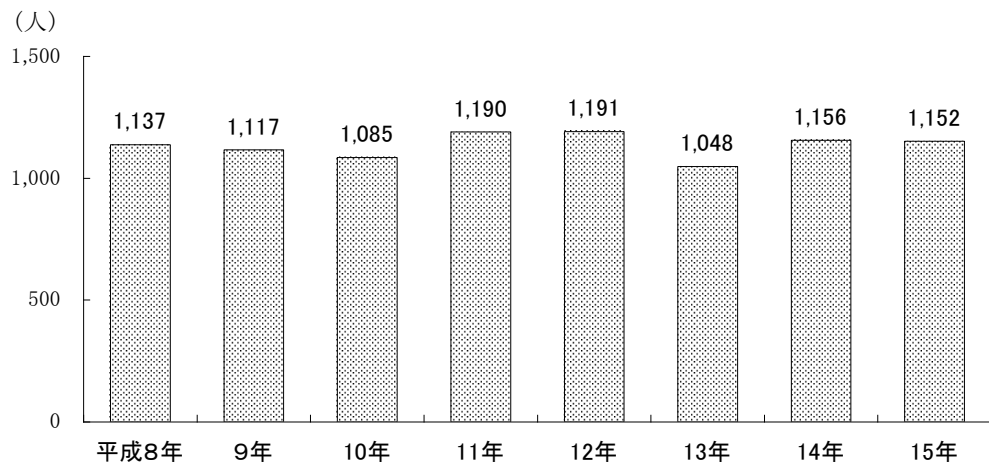
* 1 合計特殊出生率

15歳から49歳の各年齢ごとにある年の女性1人当たりの出生率を求め、その出生率を合計することで、ある年齢の概念上の1人の女性が生涯に生む子どもの数を表わしたものです。

* 2 人口置換水準

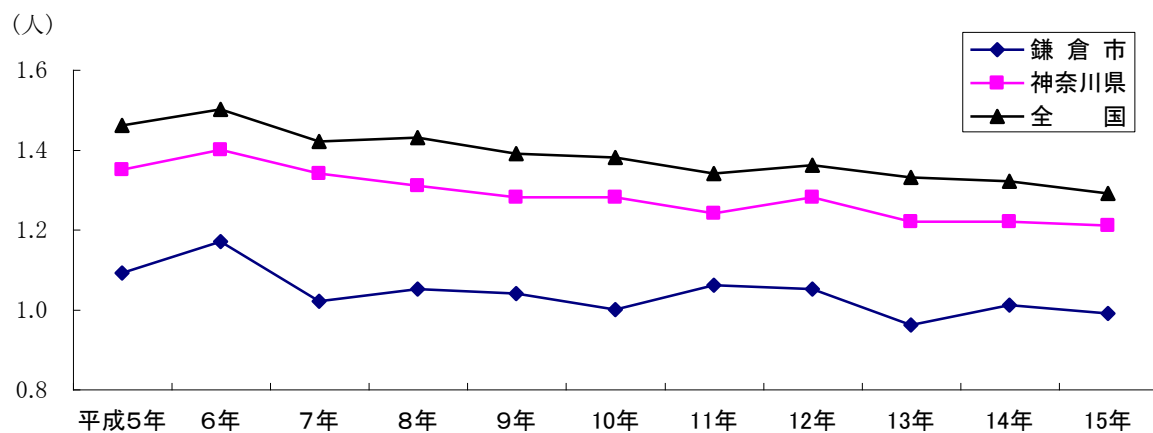
その年の子どもの産み方がどこまでも続いた場合、次の世代今の人口と同数の人口が入り代わり、人口が増加も減少もしない出生水準のことをいう。

■ 図2 出生数の推移（鎌倉市） ■



(資料：企画課)

■ 図3 合計特殊出生率の推移（国、県、市） ■



■ 表1 合計特殊出生率の推移（国、県、市） ■

(単位：人)

区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
鎌倉市	1.09	1.17	1.02	1.05	1.04	1.00	1.06	1.05	0.96	1.01	0.99
神奈川県	1.35	1.40	1.34	1.31	1.28	1.28	1.24	1.28	1.22	1.22	1.21
全 国	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29

資料：厚生労働省人口動態統計
神奈川県人口動態調査

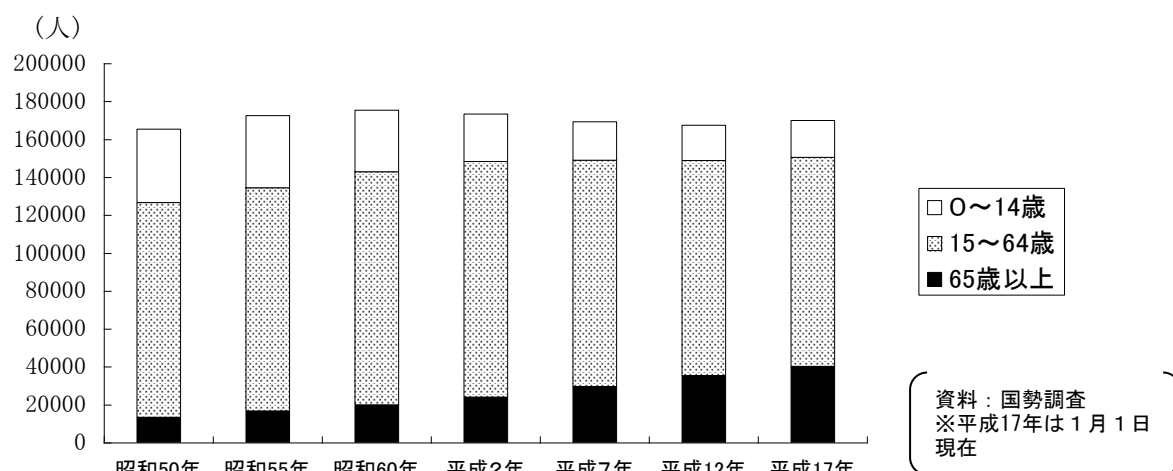
2. 子どもの数の推移

鎌倉市の0歳から14歳の子どもの数は、平成17（2005）年1月1日現在で、19,475人（人口の11.4%）、平成2（1990）年では24,991人（人口の14.3%）であり、15年間で5,516人の減少となっています。

人口の推移は、平成2（1990）年の174,307人が平成17（2005）年で、170,046人となり、15年間で4,261人の減少となっています。

しかし、平成2（1990）年と平成17（2005）年を比較した場合、65歳以上の人口は24,212人（13.9%）から40,435人（23.8%）と、16,223人の増加となっており、少子高齢化を示しています。

■ 図4 年齢別及び割合の推移（鎌倉市） ■



■ 表2 年齢別及び割合の推移（鎌倉市） ■

(単位：人，%)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口総数	165,552	172,629	175,495	174,307	170,329	167,583	170,046
0～14歳	38,689 (23.4%)	37,929 (22.0%)	32,474 (18.5%)	24,991 (14.3%)	20,379 (12.0%)	18,590 (11.1%)	19,475 (11.4%)
15～64歳	113,296 (68.4%)	117,642 (68.1%)	122,811 (70.0%)	124,241 (71.3%)	119,254 (70.0%)	113,409 (67.7%)	119,136 (64.8%)
65歳以上	13,550 (8.2%)	16,967 (9.8%)	20,136 (11.5%)	24,212 (13.9%)	29,777 (17.5%)	35,573 (21.2%)	40,435 (23.8%)

資料：国勢調査
※平成17年は1月1日現在

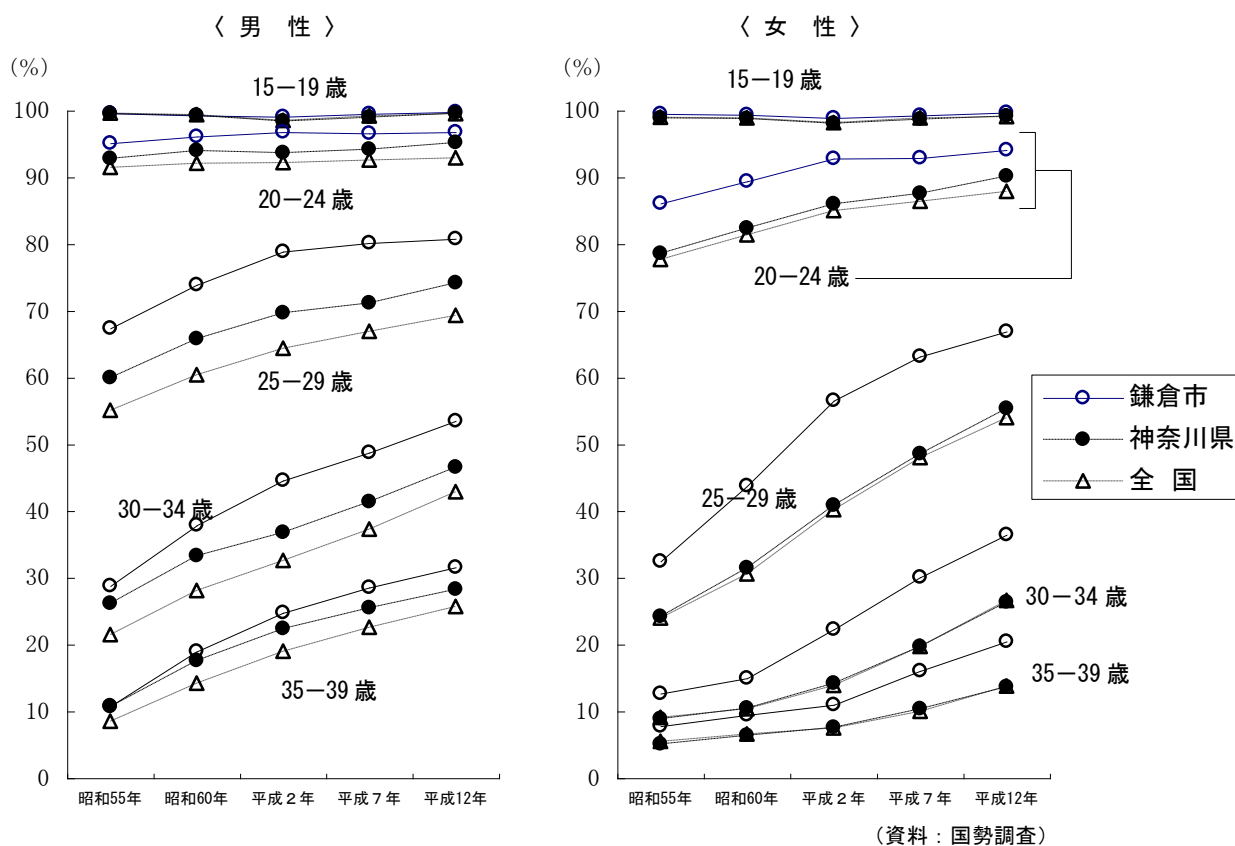
3. 未婚者の増加

未婚率の推移を、各年代別でみると、鎌倉市の場合、男性では30歳から34歳で、女性では25歳から34歳で著しい増加傾向が示されています。

このように、男女とも晩婚化の傾向が非常に強くなっている背景には、高学歴化や就労の増加により、結婚せず就労を継続する女性が増えたこと、結婚、出産、子育てに関する心理的・肉体的負担感があること、結婚に対する個人的・社会的な意識が変化したこと等があると考えられます。

鎌倉市でも、全国や県と同様に、晩婚化にともなう未婚率の上昇が少子化の要因となっている事実を裏付けるものといえます。

■ 図5 未婚率の推移（国、県、市の比較） ■



■ 表3 未婚率の推移（国、県、市） ■

（単位：％）

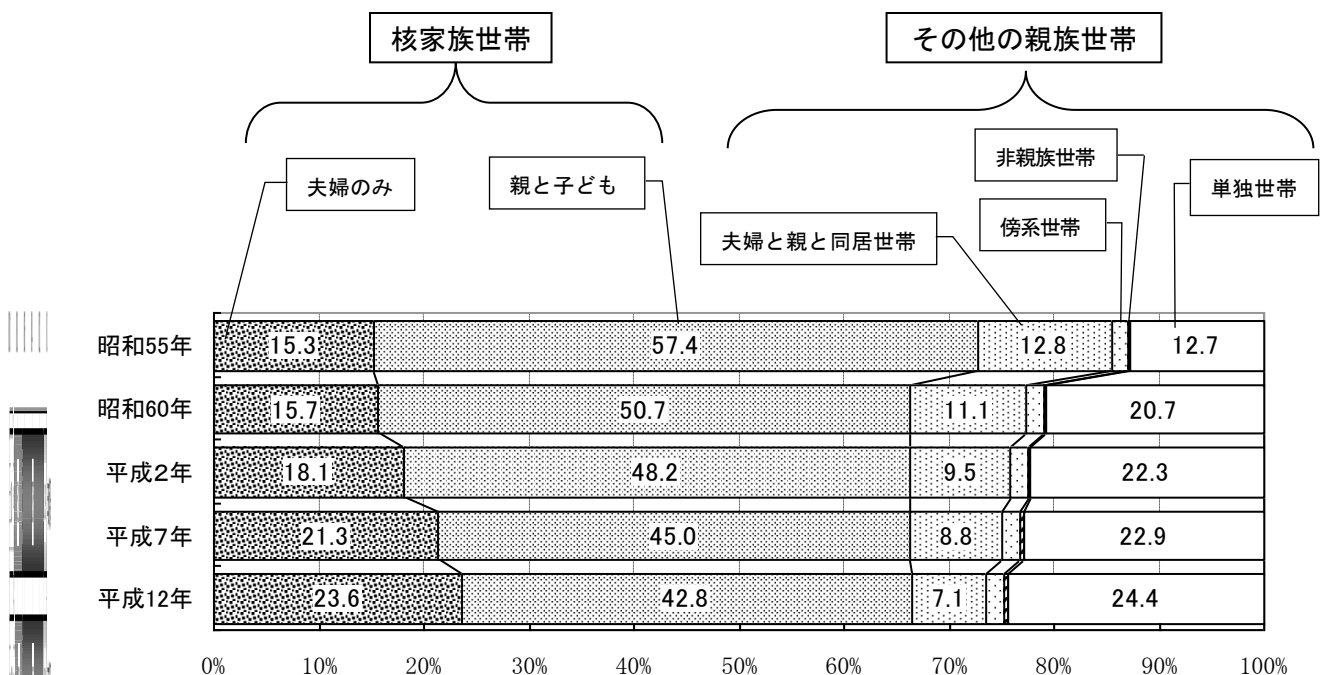
年齢	区分	（男 性）					（女 性）				
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
15～19歳	鎌倉市	99.6	99.3	99.1	99.5	99.8	99.5	99.4	98.9	99.3	99.7
	神奈川県	99.5	99.3	98.4	99.0	99.6	98.9	98.8	98.1	98.7	99.2
	全 国	99.6	99.4	98.5	99.2	99.5	99.0	98.9	98.2	98.9	99.1
20～24歳	鎌倉市	95.1	96.1	96.8	96.6	96.8	86.1	89.4	92.8	92.9	94.1
	神奈川県	92.8	94.0	93.7	94.2	95.2	78.6	82.4	86.0	87.6	90.2
	全 国	91.5	92.1	92.2	92.6	92.9	77.7	81.4	85.0	86.4	87.9
25～29歳	鎌倉市	67.4	73.9	78.9	80.2	80.8	32.5	43.8	56.6	63.2	66.9
	神奈川県	60.0	65.8	69.7	71.2	74.2	24.2	31.5	40.9	48.6	55.4
	全 国	55.1	60.4	64.4	66.9	69.3	24.0	30.6	40.2	48.0	54.0
30～34歳	鎌倉市	28.8	37.9	44.6	48.8	53.5	12.7	15.0	22.3	30.1	36.5
	神奈川県	26.2	33.3	36.8	41.4	46.6	8.9	10.5	14.2	19.7	26.4
	全 国	21.5	28.1	32.6	37.3	42.9	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6
35～39歳	鎌倉市	10.8	19.0	24.8	28.6	31.6	7.8	9.5	11.0	16.1	20.5
	神奈川県	10.7	17.6	22.4	25.5	28.3	5.1	6.4	7.6	10.4	13.7
	全 国	8.5	14.2	19.0	22.6	25.7	5.5	6.6	7.5	10.0	13.8

（資料：国勢調査）

4. 家族形態の変化

鎌倉市の世帯の家族類型比率をみると、単独世帯や、結婚しても子どもを持たない夫婦のみの世帯が増加しており、夫婦の出生力が低下していることがわかります。

■ 図6 世帯の家族類型比率の推移（鎌倉市） ■

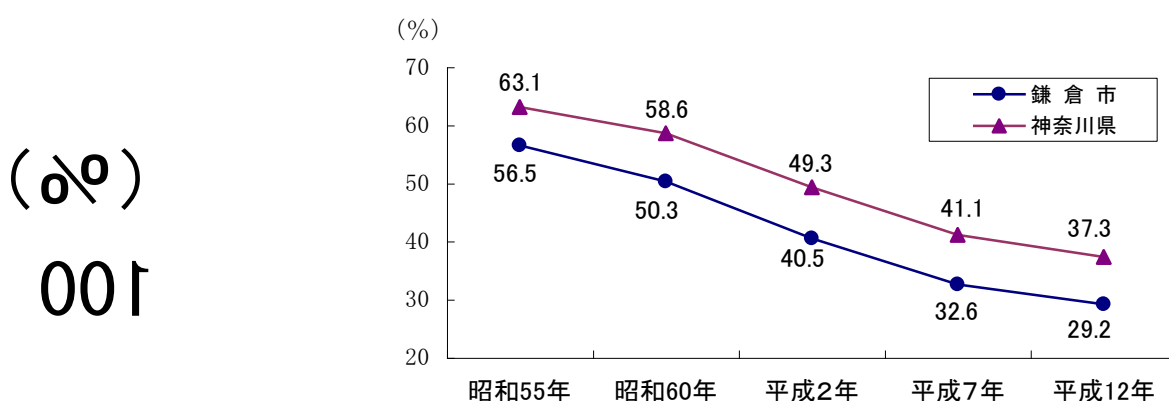


（資料：国勢調査）

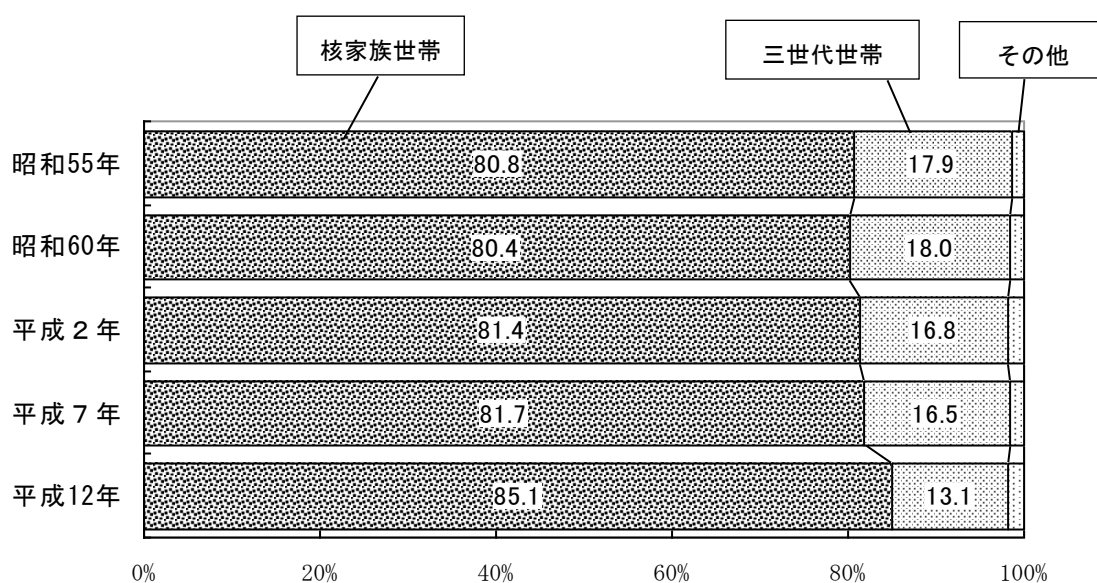
さらに、神奈川県と同様に、鎌倉市の親族世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯は徐々に減少しており、平成12（2000）年には29.2%となっています。

また、18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成をみると、核家族が85.1%と、三世代世帯の13.1%を大きく上回っており、鎌倉市でも核家族が圧倒的に多くなっています。

■ 図7 親族世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯の推移（県、市） ■



■ 図8 18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成比の推移（鎌倉市） ■



（資料：国勢調査）

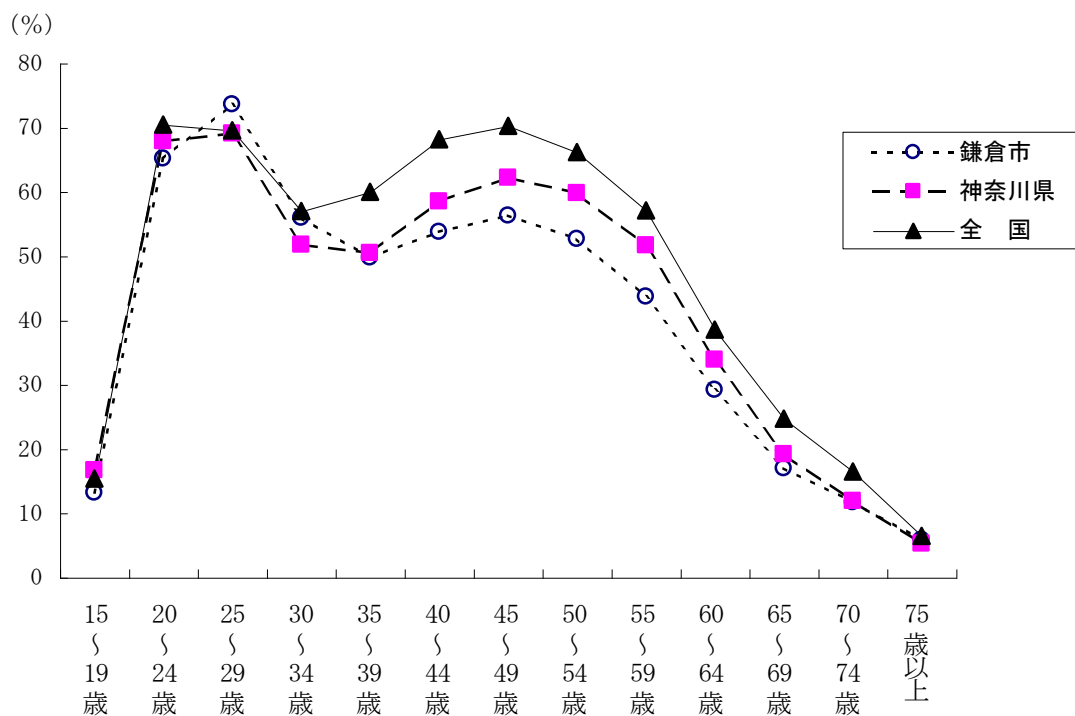
第2章 女性の就労と子育て

1. 就労女性の増加

女性の高学歴化や自己実現意欲の高まりなどにより、全国的に女性の就労は進んでいます。

女性の就労率を各年齢別でみると、鎌倉市も全国や神奈川県と同様に30歳から39歳の労働力人口が低く、M字型の就労構造を示しています。これは、結婚や出産を機に退職し、子育てが終わってから再び仕事に就くという女性が多いことを示しています。

■ 図9 女性の年齢別就労率（国、県、市） ■



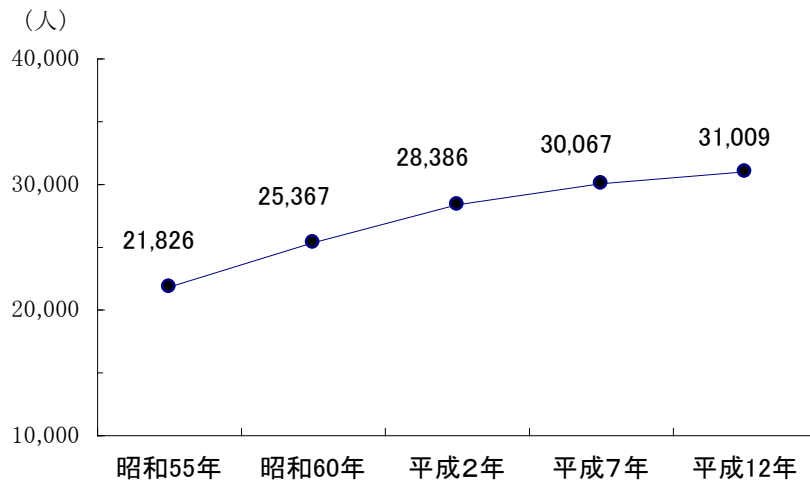
■ 表4 女性の年齢別就労率（国、県、市） ■

(単位：%)

区分	15歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
鎌倉市	13.2	65.2	73.6	56.0	49.8	53.8	56.3	52.7	43.7	29.2	17.0	11.7	5.9
神奈川県	16.7	67.9	69.1	51.8	50.5	58.5	62.2	59.8	51.7	33.9	19.2	11.9	5.3
全国	15.4	70.5	69.6	57.0	60.0	68.2	70.3	66.2	57.1	38.6	24.7	16.5	6.5

(資料：平成12年国勢調査)

■ 図10 就労女性人口の推移（鎌倉市） ■

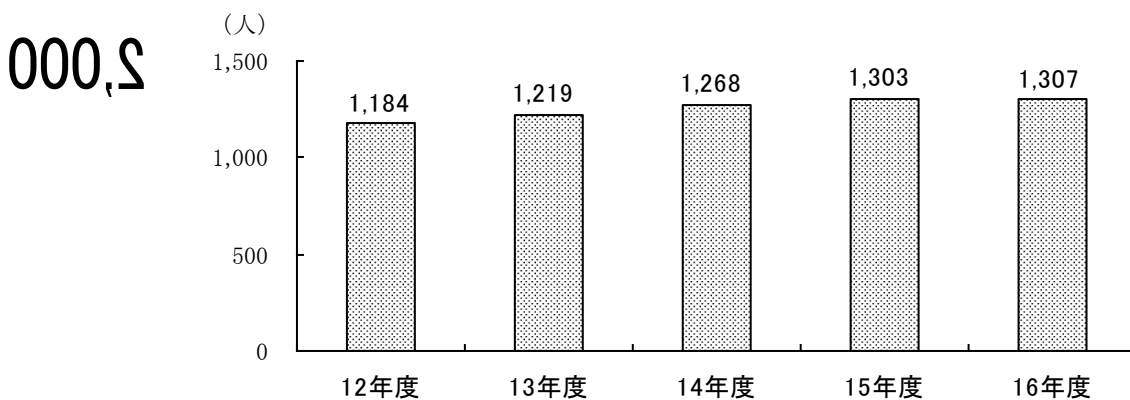


（資料：国勢調査）

2. 仕事と子育ての両立

仕事を継続しながら家事・子育てを行う女性の増加にともない、保育所入所児童数が増加しています。特に、育児休業法の普及により、母親の産休、育休明けの低年齢児の保育が強く求められています。

■ 図11 保育所入所児童数の推移（鎌倉市） ■



（資料：こども福祉課
各年度4月1日現在）

第3章 保育の状況

1. 保育児童総数

平成16（2004）年4月現在、鎌倉市には15（公立8、私立7）の認可保育所があり、入所児童数は、平成12（2000）年度の1,184人から平成16（2004）年度には1,307人となっており、ここ数年増加傾向を示しています。

また、定員に対する入所率についても、同様の傾向を示しており、平成16（2004）年度には、100.9%となっています。

■ 表5 認可保育所の定員数・入所児童数等 ■

区 分	公 立	私 立	合 計
保育所数	8	7	15
定員数（人）	705	590	1,295
入所児童数（人）	709	598	1,307

資料：こども福祉課
平成16年4月1日現在

■ 表6 認可保育所の定員数・入所児童数等の推移（受託児含） ■

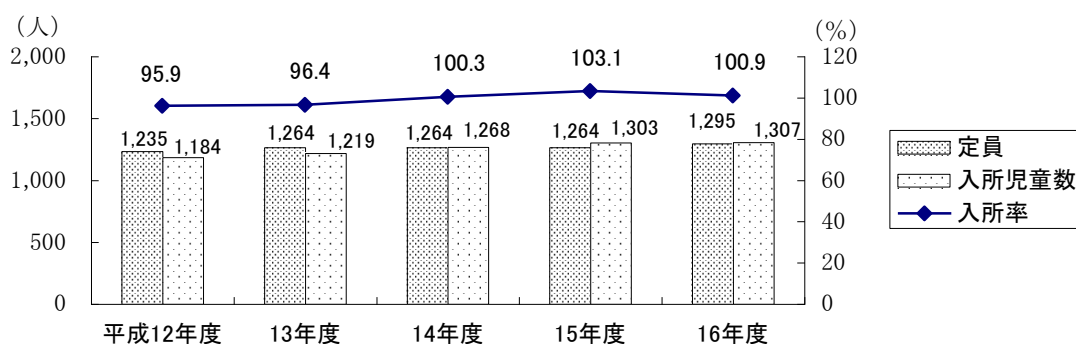
区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保育所数	14	14	14	14	15
定員数(人)	1,235	1,264	1,264	1,264	1,295
入所児童数(人)	1,184	1,219	1,268	1,303	1,307
入所率(%)	95.9	96.4	100.3	103.1	100.9
利用率(%)	16.8	17.4	17.7	17.9	17.3

（注1）入所率は、定員に占める入所児童数の比率を示す。

（注2）利用率は、0～5歳の人口に占める入所児童数の比率を示す。

資料：こども福祉課
各年度4月1日現在

■ 図12 認可保育所の定員数・入所児童数等の推移 ■



2. 保育所利用率の推移

認可保育所の利用率は、平成12（2000）年度の16.8％に比較すると、平成16（2004）年度では、17.3％となっており、ここ数年間で0.5％増加しています。

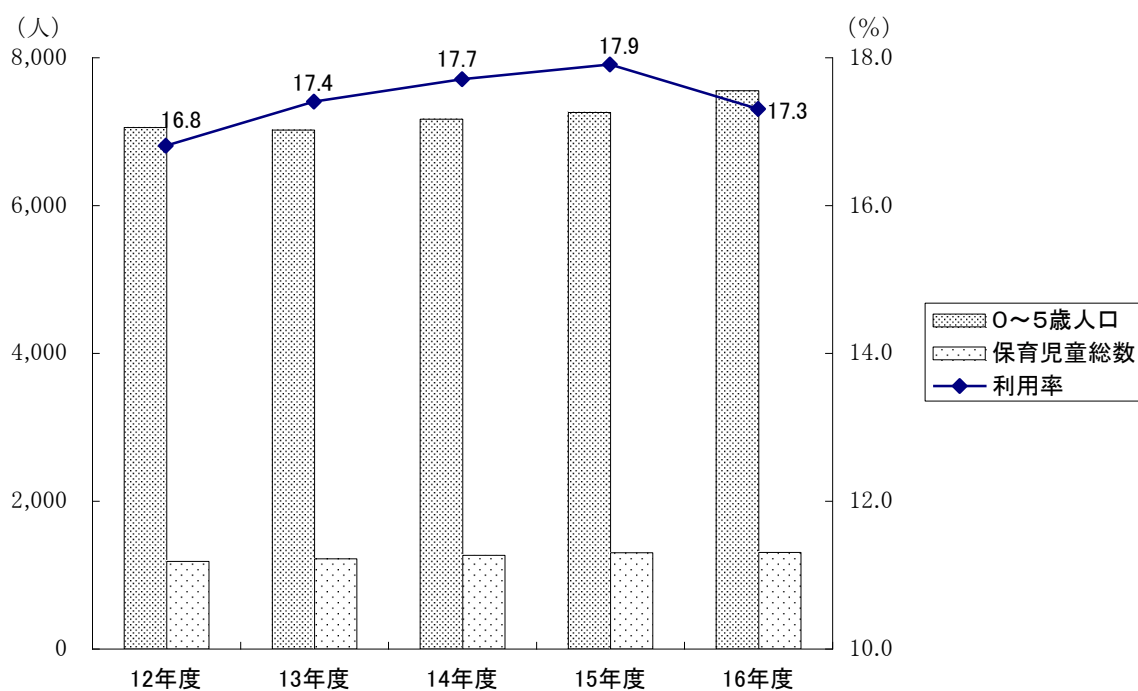
■ 表7 認可保育所の0～5歳人口・保育児童総数等（受託児含） ■

(単位：人、％)

区 分	0～5歳人口	保育児童総数	利用率
平成12年度	7,058	1,184	16.8
平成13年度	7,021	1,219	17.4
平成14年度	7,168	1,268	17.7
平成15年度	7,261	1,303	17.9
平成16年度	7,556	1,307	17.3

資料：こども福祉課
各年度4月1日現在

■ 図13 認可保育所の0～5歳人口・保育児童総数等 ■



3. 待機児童数の推移

保育待機児童数については、平成15（2003）年度は17人、平成16（2004）年度は31人となっています。

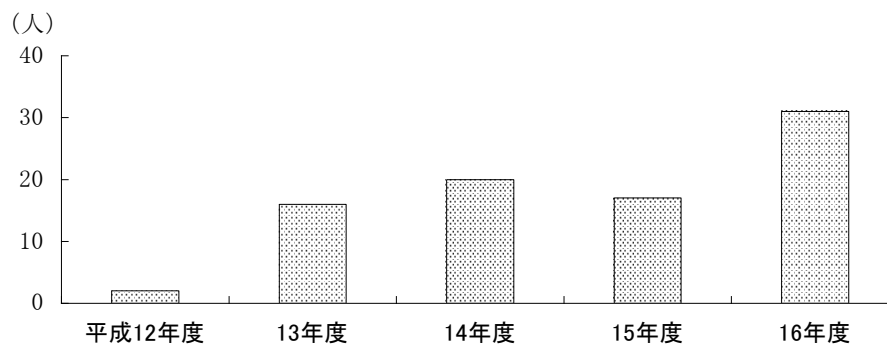
■ 表8 年齢区分別保育待機児童数（市）（受託児含） ■

（単位：人）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
0 歳	0	2	2	2	3
1 歳	0	3	8	7	18
2 歳	1	6	4	2	2
3 歳	0	3	4	2	4
4 歳以上	1	2	2	4	3
合 計	2	16	20	17	30

資料：こども福祉課
各年度4月1日現在

■ 図14 待機児童数の推移 ■



4. 低年齢児保育

低年齢児保育は、全保育所で行っており、平成16（2004）年4月1日現在440人が利用しています。

また、0歳児保育については、15所が実施しており、54人が利用しています。

■ 表9 認可保育所の低年齢児保育の推移（受託児含） ■

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
低年齢児保育実施所数（所）	14	14	14	14	15
0歳児保育実施所数（所）	14	14	14	14	15
低年齢児保育児童数（人）	416	437	443	440	440
0歳児保育数（人）	60	50	62	47	54

資料：こども福祉課
各年度4月1日現在

5. 時間延長型保育

市では時間延長型保育を実施する保育所は平成16（2004）年度には15所となっています。延長保育利用者は徐々に増加し、平成15（2003）年現在、143人が利用しています。

■ 表10 時間延長型保育の実施園・延長保育利用者数（受託児含） ■

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実施保育所（所）	14	14	14	14	15
延長保育利用者（人）	143	122	141	160	—

資料：こども福祉課
各年度平均利用者数

6. 幼稚園の児童総数

鎌倉市には、幼稚園が23園（私立23園）あり、在園児童数は2,370人となっています。

■ 表11 幼稚園の定員数・在園児童数等 ■

区 分	公 立	私 立
園 数（園）	—	23
定 員 数（人）	—	3,845
在園児童数（人）	—	2,370

資料：こども局推進担当
平成16年5月1日現在

■ 表12 幼稚園の定員数・在園児童数等の推移 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
園数（園）	23	23	23	23	23	23
定員（人）	4105	4105	3885	3865	3845	3845
在園児童数（人）	2103	2178	2135	2216	2226	2370
入園率（%）	51.2	53.1	55.0	57.3	57.9	61.6
利用率（%）	60.5	60.8	60.4	60.3	60.5	61.3

入園率とは、定員に対する在園児童の割合を、利用率とは、3～5歳人口に占める在園児童数の割合を示す。

資料：こども局推進担当
平成16年5月1日現在

7. 子どもの家・放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

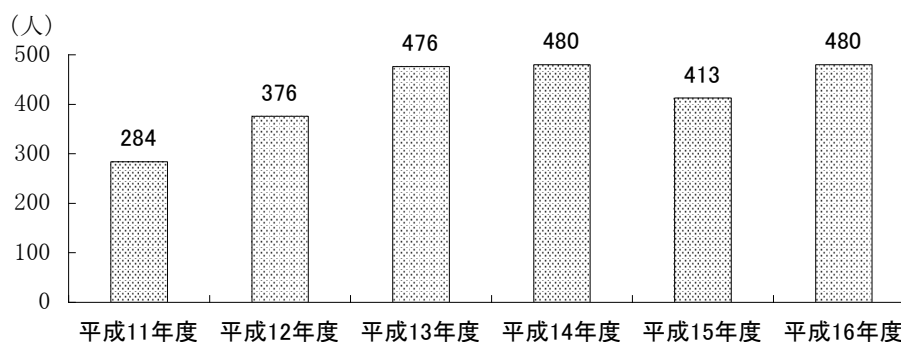
鎌倉市では、平成16（2004）年4月1日現在、子どもの家・放課後児童クラブが14ヵ所あり、在籍児童数は、480人となっています。

■ 表13 学童保育の実施箇所・在籍児童数 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実施箇所（所）	1 3	1 3	1 4	1 4	1 4	1 4
在籍児童数（人）	2 8 4	3 7 6	4 7 6	4 8 0	4 1 3	4 8 0

〔 資料：青少年課 〕

■ 図15 子どもの家・放課後児童クラブ（学童保育所）の在籍児童数 ■



第4章 人口の動向

■ 表14 全 年 齢 ■

(単位：人)

区 分	平成12年	平成15年	平成17年	平成21年
総人口	167,583	168,724	167,090	163,905
0～4歳	5,847	5,700	5,449	4,630
5～9歳	6,020	6,271	6,262	5,915
10～14歳	6,723	6,426	6,491	6,630
15～19歳	8,348	7,486	6,880	6,533
20～24歳	9,831	8,729	8,277	7,008
25～29歳	12,642	10,934	9,468	8,058
30～34歳	12,055	12,456	11,882	9,439
35～39歳	10,871	11,873	12,123	12,203
40～44歳	9,279	10,485	11,340	12,443
45～49歳	10,376	9,470	9,589	11,050
50～54歳	14,117	12,284	10,473	9,543
55～59歳	13,476	13,527	14,035	10,954
60～64歳	12,414	13,449	13,357	13,440
65～69歳	11,609	12,084	12,020	13,170
70～74歳	9,563	10,441	10,779	11,100
75～79歳	6,463	7,819	8,440	9,236
80歳以上	7,938	9,291	10,221	12,552

(資料：平成12年は国勢調査、平成15、17、21年は企画課推計値)

■ 表15 0～5歳 ■

(単位：人)

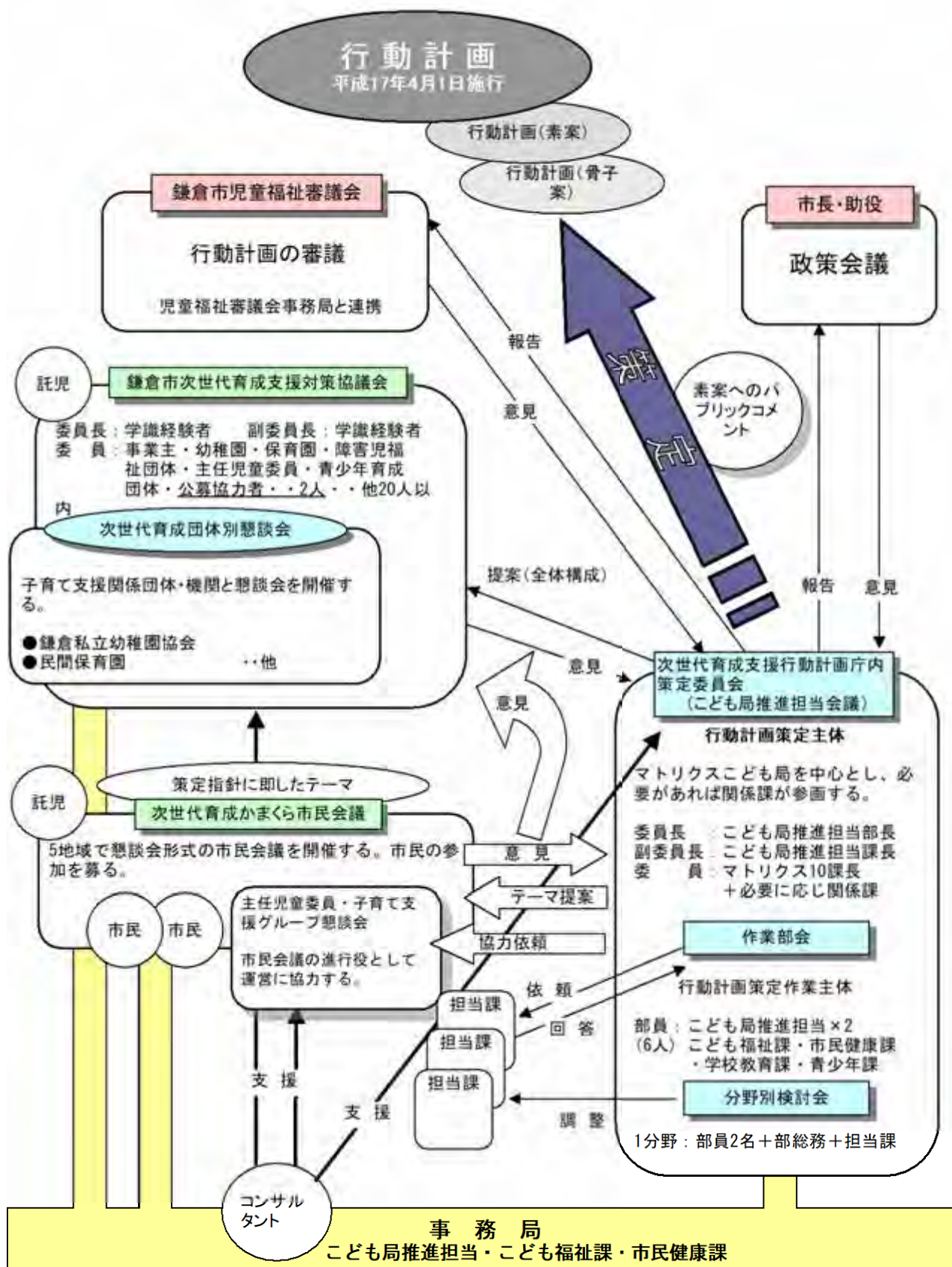
区 分	平成12年	平成15年	平成17年	平成21年
0歳	1,195	1,098	1,078	885
1歳	1,168	1,100	1,079	887
2歳	1,126	1,093	1,093	883
3歳	1,193	1,219	1,099	889
4歳	1,165	1,190	1,100	1,086
5歳	1,183	1,173	1,239	1,103
合 計	7,030	6,873	6,688	5,733

(資料：平成12年は国勢調査、平成15、17、21年は企画課推計値)

第 6 部

資 料

鎌倉市次世代育成支援行動計画策定体制



鎌倉市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民が安心して子どもを生み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するための次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させることを目的として、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき鎌倉市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することを不適當と認めるときはこの限りでない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、こども局推進担当、こども福祉課及び市民健康課が担当する。

(次世代育成団体別懇談会)

第8条 市は、次世代育成についての意見を求めるため、事業主などが組織する地域協議会と次世代育成団体別懇談会を実施し、必要な連携を図っていくものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

鎌倉市次世代育成支援対策協議会委員名簿

選出団体等	役職等	氏 名
◎明治学院大学	教 授	松原 康雄
○神奈川県立保健福祉大学	助教授	新保 幸男
鎌倉商工会議所	議 員	牧田 知江子
鎌倉青年会議所	理事長	市川 慎一
鎌倉市社会福祉協議会	事務局長	立川 悦子
鎌倉保健福祉事務所	保健福祉部 保健福祉課長	村上 忠雄
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	尾島 珠世
かまくら子育て支援グループ懇談会	会 計	水澤 麻美
鎌倉市手をつなぐ育成会	会 長	宮内 淑江
鎌倉市保育会	会 長	富田 英雄
鎌倉市保育園保護者連絡会	会 長	横川 隆子
鎌倉私立幼稚園協会	片岡幼稚園園長	嶋村 勝美
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	会 長	國井 千秋
鎌倉市小学校校長会	鎌倉市立第二小学校 校 長	入野 裕江
鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	石井 淳子
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	書 記	前川 綾子
公募市民協力者		井上 洋子
公募市民協力者		国分 美保

◎ 委員長 ○ 副委員長

計画策定の経過

年月日	審議会・委員会等	審議内容等
平成16年 1月22日	第1回次世代育成支援対策推進法に関する庁内説明会	1 次世代育成支援対策推進法について 2 今後のスケジュールについて
1月23日	鎌倉市次世代育成支援に関する行動計画の策定に向けたグループインタビュー	1 団体の活動について 2 子育て一般に関することについて
4月21日	平成16年度第1回こども局内会議 (第1回次世代育成支援行動計画庁内策定委員会)	1 次世代育成支援行動計画について
5月13日	平成16年度第2回こども局内会議 (第2回次世代育成支援行動計画庁内策定委員会)	1 行動計画策定手順（策定検討資料の作成）について 2 次世代育成かまくら市民会議の実施について 3 ニーズ調査の結果（属性部分）について
6月17日	次世代育成かまくら市民会議（腰越）	1 子育てを巡る様々な事象の課題、要望、意見交換 2 地域における子育て支援
6月19日	次世代育成かまくら市民会議（午前） （鎌倉）	1 子育てを巡る様々な事象の課題、要望、意見交換 2 地域における子育て支援
	次世代育成かまくら市民会議（午後） （大船）	1 子育てを巡る様々な事象の課題、要望、意見交換 2 地域における子育て支援
6月21日	次世代育成かまくら市民会議（玉縄）	1 子育てを巡る様々な事象の課題、要望、意見交換 2 地域における子育て支援
6月22日	次世代育成かまくら市民会議（深沢）	1 子育てに関する要望や意見 2 地域における子育て支援「地域の中での子育てネットワークの構築」について
6月24日	平成16年度第3回こども局内会議 (第3回次世代育成支援行動計画庁内策定委員会)	1 次世代育成支援行動計画策定作業の進捗状況について 2 児童福祉法の改正等について
6月28日	第2回次世代育成支援対策推進法に関する庁内説明会	1 行動計画の策定について 2 策定検討資料の作成について
7月8日	第1回鎌倉市次世代育成支援対策協議会	1 鎌倉市次世代育成支援行動計画の策定について
8月25日	平成16年度第4回こども局内会議 (第4回次世代育成支援行動計画庁内策定委員会)	1 次世代育成支援行動計画骨子案について 2 こども局の今後の事業展開について

年月日	審議会・委員会等	審議内容等
平成16年 9月10日	第2回鎌倉市次世代育成支援対策協議会	1 鎌倉市次世代育成支援行動計画 骨子案について
9月27日	平成16年度第5回こども局内会議 (第5回次世代育成支援行動計画庁内 策定委員会)	1 次世代育成支援行動計画骨子案 (最終版) 及び目標事業量(確 定版) について 2 児童相談に関する体制について
10月1日	行動計画骨子案を公表	20日まで意見を募集
10月16日	次世代育成かまくら市民会議(午前) (大船)	1 行動計画骨子案について意見交 換・質疑応答
	次世代育成かまくら市民会議(午後) (鎌倉)	1 行動計画骨子案について意見交 換・質疑応答
11月25日	平成16年度第6回こども局内会議 (第6回次世代育成支援行動計画庁内 策定委員会)	1 次世代育成支援行動計画素案に ついて
12月11日	第3回鎌倉市次世代育成支援対策協議会	1 鎌倉市次世代育成支援行動計画 骨子案について
12月12日	第4回鎌倉市次世代育成支援対策協議会	1 鎌倉市次世代育成支援行動計画 骨子案について
12月24日	平成16年度第7回こども局内会議 (第7回次世代育成支援行動計画庁内 策定委員会)	1 児童福祉法の改正について 2 年末年始の児童相談に関する体 制について 3 第3・4回次世代育成支援対策 協議会の素案に対するまとめ
平成17年 1月11日	行動計画素案を公表	31日まで意見を募集
1月24日	平成16年度第8回こども局内会議 (第8回次世代育成支援行動計画庁内 策定委員会)	1 児童相談について 2 新規事業について
2月14日	鎌倉市次世代育成支援行動計画・計画 事業一覧の庁内再確認	素案に関する意見を踏まえた計画事 業一覧の再確認
2月22日	平成16年度第9回こども局内会議 (第9回次世代育成支援行動計画庁内 策定委員会)	ケーブルテレビでの次世代育成シ リーズの放映について

次世代育成かまくら市民会議・次世代育成団体別懇談会実施状況

1. 次世代育成かまくら市民会議

地域	開催日時	場 所	参加人数
腰越	6月17日(木) 14:00～15:30	腰越行政センター	19名
鎌倉	6月19日(土) 10:00～11:30	市役所 講堂	15名
大船	6月19日(土) 14:00～15:30	レイ・ウェル鎌倉	15名
玉縄	6月21日(月) 14:00～15:30	玉縄行政センター	23名
深沢	6月22日(火) 19:00～20:30	深沢行政センター	20名
大船	10月16日(土) 10:00～11:30	レイ・ウェル鎌倉	13名
鎌倉	10月16日(土) 14:00～15:30	市役所 講堂	17名

合 計 122名

2. 次世代育成団体別懇談会（各団体からの要望により開催）

団 体 名	開催日時	参加人数
かまくら福祉・教育ネット	7月12日(月) 9:45～12:00	10名
(社)鎌倉青年会議所 鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 にこにこ会 やんちゃお 協議会市民委員	8月2日(月) 10:00～12:00	10名
主任児童委員	8月2日(月) 16:00～17:00	19名
鎌倉私立幼稚園協会 鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	8月4日(水) 15:00～17:00	21名
鎌倉市青少年指導員連絡協議会 鎌倉市PTA連絡協議会 鎌倉市保育園保護者連絡会 鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	8月9日(月) 9:30～12:00	24名
たんぽぽ保育園	9月10日(木) 19:00～20:40	29名

14団体

合 計 113名

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月9日成立）の概要

基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。

内容

国が定める指針に即して、平成16年度中に自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進する。（平成17年度～10年間の時限立法）

国

行動計画策定指針を策定、計画に基づく取組の支援

三位一体の取組

鎌倉市・神奈川県

市町村行動計画・都道府県行動計画を策定

事業主（一般・特定）

一般事業主・特定事業主行動計画を策定

行動計画策定指針に即して達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。

<内容に関する7つの事項>

1. 地域における子育ての支援

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4. 子育てを支援する生活環境の整備

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

6. 子ども等の安全の確保

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 一般事業主（労働者数300人を超えるもの）は、行動計画策定指針に即して達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。300人以下は努力義務。
- 特定事業主（国及び地方公共団体の機関）

※策定・公表

策定支援

次世代育成支援対策推進センター

施策・取組への支援

次世代育成支援対策地域協議会

国が定めた「行動計画策定指針」の概要

行動計画策定の背景及び趣旨

1. 行動計画策定の背景

○平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行されると予想されています。急速な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、少子化の流れを変えるためには、改めて国、地方公共団体、企業等が一体になって、従来の取組に加え、更なる対策を進める必要があります。

2. 行動計画の策定の目的

○地方公共団体及び事業主においては、平成15年7月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年4月より5年を1期とした10年間の集中的・計画的な取組を推進するため、行動計画を策定することとなっています。

3. 行動計画策定期等

- 計画策定期間は16年度末までとし、今回の計画は17年度から21年度までを前期計画期間とします。後期計画については21年度に見直しを行った上で22年度から26年度までについて策定することとなっています。
- 目標事業量などの設定にあたっては、可能な限り定量的に示すことが必要とされているとともに、その実施状況を把握・点検し、その結果を公表することが求められています。

行動計画の実施に関する基本的事項

1. 行動計画策定に当たっての基本的視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (7) サービスの質の視点
- (8) 地域特性の視点

2. 行動計画の策定に当たって必要とされる手続

- (1) 現状の分析
- (2) ニーズ調査の実施
- (3) 住民参加と情報公開

3. 他の計画との関係

- (1) 鎌倉市地域福祉計画等との調和
- (2) 鎌倉市総合計画との調和

行動計画の内容に関する事項

1. 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成
- (5) その他

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な居住環境の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備
- (4) 安心して外出できる環境の整備
- (5) 安全・安心まちづくりの推進等

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

6. 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査について

1. 調査目的

次世代育成支援対策推進法に基づく、鎌倉市行動計画の策定にあたり、地域の子育て家庭の生活実態や意識、サービスの利用実態・利用動向を把握し、それぞれの基礎調査を行うものである。

2. 調査の設計

(1) 調査地域 鎌倉市全域

(2) 調査対象者

①就学前児童	就学前児童の保護者	2,000人
②就学児童	就学児童の保護者	2,000人
③20歳代・30歳代未婚男女		500人
④40歳代・50歳代男女		500人
⑤新成人	成人式参加者	

(3) 抽出方法

- ①②③④ 住民基本台帳より、等間隔無作為抽出
- ⑤ 成人式会場での出口調査

(4) 調査方法

- ①② 訪問留め置き－訪問回収
- ③④ 郵送配付－郵送回収（督促ハガキ1回）
- ⑤ 成人式会場における聞き取り調査

(5) 調査期間

- ①② 平成16年1月9日（金）－平成16年1月27日（火）
- ③④ 平成16年1月16日（金）－平成16年2月2日（月）
- ⑤ 平成16年1月12日（月）

3. 回収結果

調 査 名	対象数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	2,000	1,571	78.6%
就学児童調査	2,000	1,530	76.5%
20歳代・30歳代調査	500	158	31.6%
40歳代・50歳代調査	500	293	58.6%
鎌倉市新成人意識調査	—	151	—

3 調査項目

5種類（就学前児童、就学児童、20歳代・30歳代未婚男女、40歳代・50歳代男女・新成人）の調査票を作成して調査を行ったが、調査項目は次の通りである。

（1）就学前児童

1. 子育ての考え方
2. 妊娠・出産・育児
3. 教育・保育
4. 一時保育等の利用希望等
5. 次世代育成支援のあり方

（4）40歳代・50歳代男女

1. 子育て観
2. 地域子どもたちに対する考え方や接し方
3. 子どもたちを健やかに育てるために必要な支援

（2）就学児童

1. 子育ての考え方
2. 子どもの日常生活
3. 育児
4. 放課後や休日の過ごし方
5. 次世代育成支援のあり方

（5）新成人

1. 結婚や子育て
2. 現在の悩み
3. 一番相談にのってくれる人
4. 理想の仕事
5. 職業観
6. 定住意向

（3）20歳代・30歳代未婚男女

1. 家族・家庭観
2. 結婚観
3. 子育て観
4. 日常生活での子どもとのかかわり
5. 子どもたちを健やかに育てるために必要な支援

鎌倉市次世代育成きらきらプラン

平成17年3月

編集・発行／ 鎌倉市こども局推進担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-23-3000 内線2651



古紙配合率 100%再生紙を使用しています